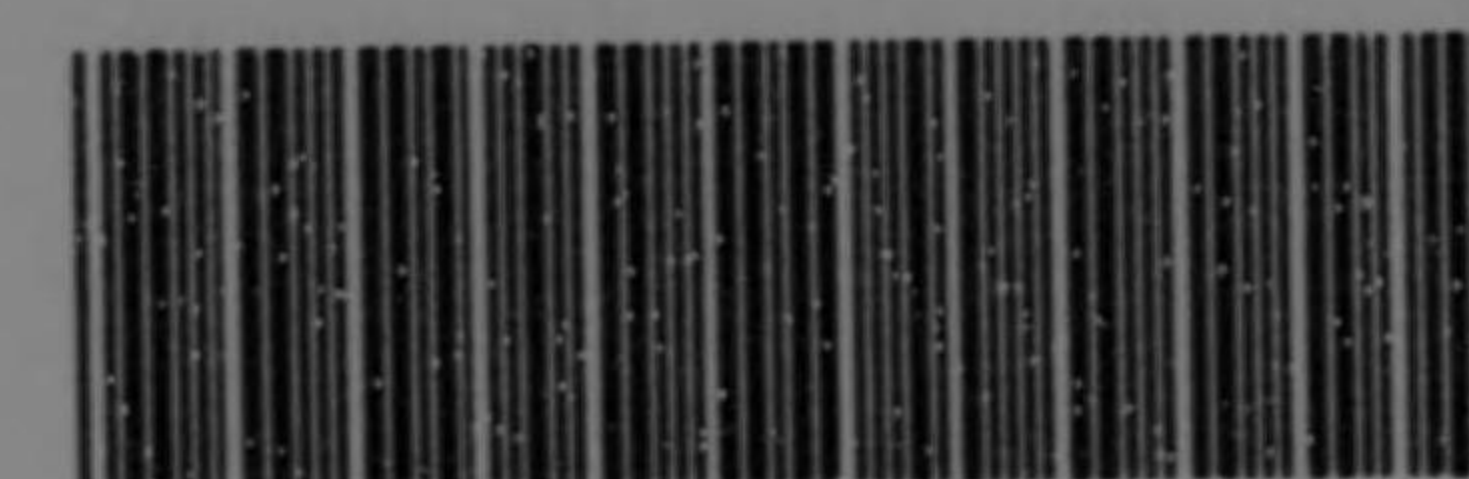


319.1  
H94



\*0010035000\*

3

0010035-000

319.1-H94ウ

近代日本外交史研究

細川亀市・著

時潮社

昭和17

ABJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。



677

h  
77

1





319.1  
H94

細川龜市著

近代日本外交史研究

時  
潮  
社





序  
言

昭和十六年十二月八日。この感極まつて迎へたる日を轉機として、ここに皇國は世界史を轉廻するの偉業を成就しつつある。八紘を掩ひて一字となすことは既に建國の當初において宣揚したまひしところ、今や我等はこの大精神を新らしい世界史の中に呼び醒まして、これが實現のために渾身の努力を傾けて居るのである。惟ふに、維新以來のわが外交史は八紘一字の建國精神に依らざるはなかつた。外交といへば凡そ權謀術數、虚々實々の掛引きに依つて他國を制する手段たるに外ならぬかの如く考へられたのは實に歐米流の外交であり、苟くも我國に在つては斷じてそのやうなものではないし、また事實そのやうなものではなかつたことは、日本外交史の明白に教ふるところである。日清戦争は韓國の獨立を擁護せむがために戦はれたる聖戦であり、日露戦争はまた韓國を危殆ならしめ滿洲を窺はむとせる帝政露西亞に對する我が正義の戦ひであつた。この聖戦に依つて韓國も清國も漸くその國家的存立を完ふることが出来、歐米諸國の蠶喰から免れ得たのである。況んや今次の大東亞戦争を



ぐる外交の如きに至つては最も簡明直截に我が外交の基本精神が奈邊に存するものなるかを、現に吾人の眼前に展開して居るのであつて、米英兩國による過去の長き東亞侵略の魔手から東亞人を解放し、大東亞共榮圈を確立することに依つて眞の東亞人の東亞を建設するために最大の努力が拂はれて居るのである。かくの如き崇高なる外交精神を有する國が果して世界のいづこに在るであらうか。惟ふて茲に至るとき、吾人は無限の感激を以て全身の躍動するを感ずるものである。

我に對蹠的なる米英露の外交精神が如何なるものであるかは既に汎く世に知られて居るところであるが、私は本書において、幕末以來いかに我國が列國殊に英露兩國の外交に依つて老獯不遜なる壓迫を蒙つたかを極めて具體的に究明することに依つて英露外交の骨髓を示すと共に、現代日本の偉大なる國際的地位を築くに至るまでの基礎を据えたる明治初期外交當局の慘憺たる苦心のほどを忍むで、以て愈々國民の覺悟を新たにせむことを所期するものである。幕末乃至明治初年當時において露西亞が如何に我が北邊を窺つて居たか、英國がどのやうに小笠原島を奪取せむとして居たか、我が征蕃役に對し英國公使が如何に制肘を加へたか等々は、本書によつて容易に理解し得ると信ずる。私は當年の外交當局者、殊に寺島外務

卿に對して眞に心からなる感謝を捧げると共に、我國に對する英露兩國の侵略外交に對しその眞相の一端を闡明することができた。當時若し誤つて英國の主張の如く小笠原島が彼れの領土となつたならば果して如何であらうか、その軍事的意義に想到するとき、私は實に慄然として肌粟を生ずるものあるを感ずるのである。

されば、我等は祖國の外交史を知らねばならぬ。それは現代に生を享くる我等をして眞に我國外交の基本精神を體得せしむると共に、先輩より受け継ぎたる貴重なる遺産を保持し、發揚し仍つて以て皇國を泰山の安きに置かむがために愈々發奮努力せしむるの糧となるからである。

わが外交を貫く八絃一字の大精神は今や着々として擴充されやうとして居る。この歴史的な世代に生を享けたる吾人は無限の感激を以て皇國外交の最終的勝利のために全力を傾注すべき秋は正に今であることを痛感する。このときに方つて、本書の如きが何程か世に裨益せむことは私の衷心より念願して止まざる次第である。

昭和十七年四月九日

細川龜市識



目次

第一 樺太・千島交換問題の顛末

一 緒言	一
二 日露交渉の端緒	二
三 樺太島假規則	二
四 維新直後	三
五 日露交渉に關する米國公使への依頼	三
六 日露直接交渉へ	四
七 露國交渉開始に應じ得ず	五
八 日露中間接衝	六
九 露國の暴狀	六
十 寺島外務卿の豫備交渉	七



十一 露都における榎本公使の豫備交渉……………八一

十二 會商軌道に乗る……………九三

十三 懸案愈々解決す……………一〇八

十四 宿縁の地樺太……………一三五

第二 明治初年の領事裁判制度と外國人内地旅行問題……………一三五—一八〇

一 緒言……………一三五

二 外國人に對する内地旅行制限の實狀……………一三八

三 内地旅行制限の撤廢の要求……………一四七

四 内地旅行規則を廻る接衝……………一五〇

五 彼我の新案提示……………一六七

六 結言……………一七四

第三 臺灣生蕃の討撫に關する外交……………一八一—一九三

一 征臺の原因……………一八一

二 臺灣出兵の準備……………一八九

三 討撫の概要……………一九九

四 列國公使の往來……………二〇六

五 柳原公使の折衝……………二四七

六 大久保利通の渡清と英國公使の奔走……………二六二

七 事件の解決……………二八二

八 餘論……………二八八

第四 明治初年における小笠原島の歸屬問題……………二九三—三六八

一 問題の發端……………二九三

二 小笠原島の沿革……………三〇〇

三 外國公使との接衝……………三〇七



四、小笠原島放置論……………三九

五、小笠原島の積極經營に決す……………三三

六、統治の發足……………三九

七、管治に關する外交問題……………三九

八、小笠原島問題の意義……………三三

# 第一 樺太・千島交換問題の顛末

## 一 緒言



本編は日露外交交渉史上の重要問題たる幕末乃至明治初年における樺太・千島の交換問題に就き、その顛末をやや詳細に究明しやうとするものである。元來、この問題に關しては吾人の有つ智識比較的淺薄であつて、世に考へられ易きが如き單純に露國の威壓によつて樺太と千島とを交換したものではなく、そこに到達するまでには複雑なる彼我の交渉があつたのである。殊に後にも述べるやうに、當時の樺太は日露兩國において領土權の歸屬を爭ふ前に既に露人の侵入により兩國の雜居が行はれて居り、しかも、この地が清國領であるとの論すら飛出して居た状態であるから、問題はいよいよ多岐になつて居たわけである。

ただ、當時の露國はひたすらに領土擴張慾に促されてシベリヤを制し沿海州を掠取し、更に進むで樺太や北海道などへも食指を動かして居た秋にあたり、わが方で餘り事を面倒にすることを欲しなかつたのと、更に政府部内に樺太放棄論などが擡頭して、この極寒不毛の地



を經營するに要する費用をば須らく他の方面へ有効に投ずるに如かずとすら唱ふる者あるに至り、ここに遂に樺太・千島の交換が行はるるに至つたのである。それは當時の日本が極めて困難なる國際政局下に在つたことを前提とすることに依つて理解し得る事柄である。

しかしながら、樺太・千島の交換が、その後の東亞の盟主としての日本の地位に對し如何に重要な影響を與へたかは、すでに過ぐる日露戦争において明白に立證せられたところであつた。そして、その後においても絶へず日露國交の重大懸案としてこの樺太問題が横つて居ることを思ふとき、今日、吾人は先づこの明治初年における樺太・千島の交換問題の真相を十分に究明すべき必要あるを痛感するのである。

尙、この問題に就いては從來からも研究資料が無くはなかつたが、最近に至り外務省が『大日本外交文書』を公刊し、その内に本問題關係の貴重なる文書を多數収録せらるるに及び、始めてその全貌が明かになつたのである。本編においては専ら之を利用して論述を進めるわけである。

## 二 日露交渉の端緒

日露兩國は地理的に接近して居る關係上、兩國の間には古くから若干の交渉があつたのみならず、わが漁夫が漂流して露岸に到着したり、反對に露國漁夫の本邦への漂着の如きことは屢々見られたのであつた。幕府時代においては我國は鎖國を國是として居たから、かやうな場合にも幕府が公式に露國政府に對して外交交渉を行ふといふことは爲さなかつたけれども、現實の問題として鎖國の國是を飽くまでも嚴守することは次第に困難になりつつあつた。されば、すでに文化十年（一八一三年）五月露船がわが高田屋嘉兵衛を送還して來たのに對し、わが方も亦同年九月に露人ゴロニンを還して居る。故に、この頃から北邊の危機が民間有志によつて説かれ、また幕府自身もその欲せざりしにも拘らず北方に注目しなければならなくなつて來たのである。

かくする裡、露西亞は日露國交の開始を目的として一八五二年十月十九日（嘉永五年九月七日）使節ブチャーチンをしてクロンシュタットを抜錨せしめ、翌嘉永六年七月に彼れは我國へ着いた。即ち、彼れはフレガート艦『バルラダ號』・コルヴェート艦『オリヴーツア號』・運送船『メシニコフ侯號』・スクナー船『ウオストーク號』の四隻を率ひて長崎に來つた。<sup>1)</sup>このときは所期の目的を達せずして歸つたが、このときブチャーチン提督は日露國境



の確定に關し種々の交渉をなして居るから、<sup>2)</sup>先づ私は樺太問題に關する日露交渉の端緒として最初に採り上げることとし、以下少しく詳述しやう。

1) プチャーチンの日本來航に關する渡航記として、彼れの秘書タリシゴンチャロフの流麗なる筆に成る『日本渡航記』を擧げねばならぬ。これが邦譯書は近頃『岩波文庫』として出版された。

2) プチャーチンが我方に對して示したる交渉一件は『大日本外交文書』第五卷、第三六五頁以下に收められて居る。ここに利用するのは専らこれに據るのである。

さて明治七年二月、外務省四等出仕田邊太一が外務卿の命に依つて樺太交渉の概略を記したるものに依れば、プチャーチンの提出したる文書は先づ次の如く説いた。即ち、兩國の國境を定めることは『兩國間に注げる洋中に起る處の諸事に就き』遅延するを得ないから、兩國會同して日本の最北の極界はいづれの島を限り、また露西亞の最南の極界はいづれの島に限るといふことを約定するのは當今の要務である。但し、右境界を定めるのはカラフトの南陬をも包含する。元來露西亞の領土はその廣大なること世界萬國に冠絶して居るから、これ以上に地を益し境を廣むる必要を有たず、ただ國民當然の利益を考へざるを得ないから、且つは兩國和平の關係と兩國臣民の安穩を保固するためには、兩國々境を定むるのが良法である、といふのである。

これが應接にあたりたる幕府側役人筒井肥前守および川路左衛門尉等は曖昧なる返答をなした。そこでプチャーチン又一書を出して曰く、『カラフト島はアイノ住地にて、其南方は纔の日本人住居いたし候、近來アニワへ魯西亞人と日本人との間に外民の住居を防ぐため、此南方を魯西亞人領知いたし候、當節の御取扱、堺境何の地迄日本所屬に候哉、御定に相成、追て其土地に双方より吏役差遣し見分可相成候、右振合を以てカラフト島、魯西亞國と日本との境界相立、日本地に魯人住居有之候へば引退候様可致候、尤、此住民繁蔓いたし、境界の取極め延引候へば、其義六ヶ敷候』と。

國境確定の必要なること自體は分つたが、しかし、問題は如何なる地點に國境の一線を劃するかといふことである。がこれは必らずしも容易な業ではなく、結局、政治的解決を圖る外に方法がないことが知られるのであつて、兩國民雜居の状態の下ではこの解決に頗る骨の折れることは自明である。そこで翌安政元年正月に前記幕府の兩交渉役人は我方の主張を文書にしたためて相手方へ交付した。その要旨は、エトロフ・カラフト兩島のこと一旦申さる旨あれども、エトロフは元來日本の領であること既に分明である、仍つて彼れこれの議論には及ばない、カラフトは各々その所有を糾して國境を確定すべきである、先般、露西亞が



アニツ港へ置きたる守兵は外寇の來據を慮るがためであつて、日本を侵略するためでなく、境界が確定すれば速に引拂ふとのことであるが、右邊疆取調のため遣はすところの我國の者が貴國の守兵に出會つても聊かも害意を挟むことなく、和平を以て待つべしとの旨を彼の守兵に示さるる書付に明記して欲しい、しかし茲に最も重大なる點は、カラフト島は我國所屬と思つて居つたのに、この度の御話では南寄の方のみが我國所屬と申さるるけれども、外國で作られた地圖にも凡そ半島五十度の處を以て境とせるものもあり、旁々以て實地檢證に出張中の者が歸つて來るまで國境を確定し難い、と答へて居る。

然るに、これに對しブチャーチンは、日本領は樺太の南端のみなることを重ねて強調した。即ち、『歐羅巴版地圖にてはサカリン島真中五十度迄を境界と相見へ候趣に候、此儀に於ては使節(ブチャーチン)存候には、歐羅巴の地圖は是等の事に於て據となし難く候、全體此等の國には右様の儀、充分行届候事に無之、甚不行届勝に有之、歐羅巴人といへども魯西亞人の外はサカリン島に來る者無之、就ては何處を魯西亞人住居致候哉、何處に日本人住居いたし候哉等の儀、聊以他人の人難、究事に有之候、此地を穿鑿いたし候に、唯魯西亞人先前より専勉強し、今に五十度よりは多く南方に住居いたし居候、爰を以て、日本に屬する處は

サカリン島の南端のみと相心得候、則是には當時の趣向の以前にも日本人居住仕候』とて、あくまでも主張を固執した。

樺太は日露兩國國民雜居の地であつたから、兩國とも確定的證據を以て一定の線を以て國境なりと證明し得るものではなかつた。現に明治二年の外務省評議寫には、『サガレイン島我國所屬に相違無之との儀、外國を被爲對駁と證明可致實據無之、畢竟、其實據無之より是迄境界論に付、毎度不都合におよび、不得已雜居の條約と相成來候始末』云々、<sup>3)</sup>と云つて居る程である。この種のこととは他の多くの國境紛議にも見られるところのものである。

3) 大日本外交文書、第三卷、第七七頁。

かくして、要領を得なかつたブチャーチンは去るに臨み一書をわが二人の交渉使に贈り、『我此所に時日を費すを欲せざれば、今將に北方に航し、第六月下旬にはサガレンのアニツ港口に至るべし、此地に於て兩大臣(前記我方二人の交渉使)の内一員に會し、共に其疆界を定むることを謀らば、我が望み誠に足れり、然るに我既に往時兩大臣に告ぐる如く、此事件は決して猶豫すべからざるを以て、若し兩大臣の内一員も彼地に來會せざる兩帝國の境界を檢査確定することは已むを得ず唯一人のみ歸すべし、』と飽くまでも急速なる國境確定の要を促したので



ある。そこで幕府でも評議し、箱館奉行堀織部正・村垣與三郎等は實地檢證によりトツフ、コタンウトルにて經界を定めたらよろしからうと献言したが用ひられず、例によつて因循これ事として日を過せるうち、ブチャーチン再び下田に來り、筒井・川路の兩人がこれに會見して數次談判の末、樺太島日本人並アイノ住居したる地は日本所領たりとの文書を渡さんとする時に臨み、蝦夷アイノと書くべきだとの議論が起り、竟に纏らずして安政元年（一八五四年）十二月二十一日に至り日露修好條約に調印した。この條約は特に日露國境に關する條項を設け、その第二條において、千島列島中の擇捉島を日本領となし、得撫島以北を露領と定め、且つ樺太は境を分たず、從來通りに兩國人雜居の地たるべしと定めた。即ち、

今より後、日本國と露西亞國との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるべし、エトロフ全島は日本に屬し、ウルップ全島、夫より北の方クリル諸島は露西亞に屬す、カラフト島に至りては、日本と露西亞國の間において界を分たず、是迄仕來之通たるべし、

といふのである。だから、これで千島列島に就いては一應の確定を見たけれども、樺太に就いては甚だ不確な取極めであつて、兩國共屬といふ形態のままとしたために、これが後に更に紛争の種を蒔かれることとなつたのである。

かくの如く、日露修好條約においてはその國境を明白にしなかつたけれども、田邊外務省四等出仕の見解に依れば、『樺太島の南界を以て日本の所屬と認めしは明白』であつた。少くとも露西亞側では暗に左様に考へて居つたに相違なく、しかもそれはブチャーチン以來の主張になつて居た。尤も、その『樺太島南界』自體が更にまた具體的に明確にされる必要があるのは謂ふまでもない。しかして、爾來、樺太の開拓につき幕府へ献議したものがあつた。また露西亞人が南進するので條約の意に反するといふわけで、露西亞政府へ照會したき旨堀織部正等の建議もあつたけれども行はれず、例によつて幕府は因循せるうち、安政六年七月に至り露西亞使節ムラビヨフが渡來し、再び樺太の境界を確定せむことを提議して來た。そこで幕府では若年寄遠藤但馬守および酒井右京亮をしてこれに應接せしめた。然るにムラビヨフの謂ふのには、サガリンの内アニフ港へ長らく日本人漁夫が住んで居るけれども、本國支那と境界を定め、アムール河が露西亞領となつたから、元來サガリンはアムールと同様に露西亞領である、といふのである。

今や吾人は、ここに露西亞の態度の片鱗を知り得るに至つた。即ちブチャーチンは前記の如く樺太の大半を以て舊來の露領とし、纔にその南邊のみを以て日本領であるといつたので



あつたが、今やムラビヨフは説を改めて、その地を支那より引取りたる如く謂ふに至つたのである。これ要するに、露西亞は自己の主張に一定の根據を有して居らないことをみづから暴露せるものに外ならない。兎に角、ムラビヨフは「サカリンと蝦夷地の間に海を以て界を定むべく、日本人は貴賤の差別なくアニワ、サカリンは不及申、黒龍江、滿洲の地に至り住するも妨なし」と謂ふに至つた。そこで幕府においても色々と評議したが、結局、國境の確定は依然として困難であるために、止むなく當分の間は下田の日露修好條約のままに押し進むことに決したのである。

以上の徑緯に徴してみると、もともと樺太が日露兩國の内いづれの領土であるかといふことは兩國ともに決定的に主張するに足る根據なしと考へて、互ひに或る程度の主張をなすに止まつて居たに過ぎない。我方がヨーロッパの地圖に基いて北緯五十度以南が日本領であると主張したのは一理あるけれども、ブチャーチンがそれはその地圖そのものが既にこの地に利害關係なく且つ地理的智識なき歐羅巴人がよい加減に作つたもので何等正確な信用し得るものではないといふのも亦、當時の地理學の状態からして一應の理由なきにしもあらずとの感を與へられた爲めに、我方は別にこれに對して積極的な反言をなさなかつたものと考へら

れる。だから、多くの小島を以て構成されて居る千島國境の確定は案外に容易であつたけれども、樺太の如き相當の面積を有し且つ兩國民雜居の状態が續けられて居る土地は、下田の日露修好條約における如き取極めに一應落着かざるを得なかつたのは止むを得ないとしなければならぬ。そして、それは結局一大英斷を以て政治的に解決せらるるの外なく、しかも、この解決は必らずや近き日に爲されるべきことを客觀的狀態そのものが要請して居つた爲めに、更にこれが交渉を繰り返さねばならなかつたわけである。

4) 大日本古文書、幕末外國關係文書之八、第四一頁。

### 三 樺太島假規則

國境不確定の状態が續けられる限り、そこに紛争の絶え間のないのは當然である。事實、幕末において樺太の露人の南下するもの歳を逐ふて増加し、日露兩國間の紛争を次から次へと増加せしめた。そこで文久元年、幕府使節竹内下野守・松平石見守等を歐洲各國へ遣す序を以て、樺太國境の儀に就いて露國政府と交渉せしめることとした。然るに、露西亞は専ら樺太全島が自己の領地たることを主張しつつも、猶ほその南邊だけは強ひて論じ得ない。曾



て堀・村垣等が建議したやうに、天然の嶮を以て境を分てば或ひは協同し得たかも知れないが、このとき幕府よりの指令では、五十度を以て境とすべしとあつたから使節において天然の嶮を以て界となすことを専決し得ず、竟に双方より全權の者を出し實地に就いて談決すべき約をなし、文久二年に歸朝するに至つた。

ところが、この頃から鎖攘の説が盛んに起り國內穩かならず、加ふるに老中安藤對馬守は罪を得て退いた爲めに外交の事務は放任せられ、寧ろこれに關與しないのが保身術の一つとせられて居たほどであるから、實地に就いて談決するといふ右の約束を果すため箱館奉行・外國奉行等の建議が度々なされたけれども、竟に行はれなかつた。一方、露西亞では約に隨ひ、カサケウイチを全權として黒龍江國ニコライスキに出張せしめ、その旨を箱館にある露國領事をして幕府に通告せしめたけれども、竟にこれに答へ得ない状態であつた。

日本の國內狀勢が混沌として居るに機乘すべしとなしたのであらうか、幾許もなくして露人の南侵ますます甚しくなつたので、慶應二年に至り箱館奉行小出大和守が江戸に出て事態の到底寛宥し得なくなつて居ることを切言獻議したので、幕府でも漸く眼が醒めて放任して置けないと考へ、ここに大和守および石川駿河守を露京ペテルブルグへ差遣して樺太國境の

確定に關する交渉をなさしめたけれども、すでに時機を失し、露西亞側でも我方の失約を咎め議論のみにて要領を得ない状態であつた。<sup>1)</sup>

しかし、このとき日露兩國間で一個の重要な條約が締結された。慶應三年に露都ペテルブルグにて調印されたものであつて、樺太島假規則が即ちこれである。先づ次にその全文を掲げて置かう。<sup>2)</sup>

### 樺太島假規則

カラフト島は魯西亞と日本との所屬なれば、島中にある兩國人民の間に行違ひの生ぜん事を慮り、互に永世の懇親を彌堅くせんが爲め、日本政府は右島中山河の形成に依て境界の議定せん事を望む旨を日本大君殿下の使節はシントペートルスブルグへ來りて外國事務役所へ告知ありしといへども、魯西亞政府は島上に於て境界を定むることは承諾いたしがたき趣を亞細亞局ジレクトル(役名)タイニーンウエツニク(官名)スツレモウホフ(人名)を以て報答せり、其故の巨細は大君殿下の使節へ陳述せり且露西亞政府は右カラフト島の事に付、雙方親睦の交際を保たん事を欲し、その存意を述たり、

第一 兩國の間にある天然の國界アニワと唱ふる海峡を以て兩國の境界と爲し、カラフト全島を魯西亞の所領とすべし、

第二 右島上に於て方今日本へ屬せる漁業等は、向後とも總て是までの通り其所得とすべし、



第三 魯西亞所屬のウルップを其近傍に在るチリボイ、ブラッチルボイ、プロトンの三箇の小島と共に日本へ譲り、全く異論なき日本の所領とすべし、

第四 右條々承諾難致節は、カラフト島は是迄の通り兩國の所領と致置くべし、前書の廉々互に協同せざるに付、カラフト島は是迄の通り兩國の所領と爲し置き、且兩國人民の平和を保たんが爲め、左の條々を假に議定せり、

第一條

カラフト島に於て兩國人民は睦しく誠意に交るべし、萬一爭論ある歟、又は不和のことあらば、裁斷は其所の雙方の司人共へ任すべし、若其司人にて決し難き事件は、雙方近傍の奉行にて裁斷すべし、

第二條

兩國の所領たる上は、魯西亞人・日本人とも全島往來勝手たるべし、且いまだ建物並園庭なき歟、總て産業の爲に用ひざる場所へは、移住建物等勝手たるべし、

第三條

島中の土民は其身に屬せる正當の理、並附屬所持の品々とも全く其もの自由たるべし、又土民は其ものの承諾の上魯西亞人・日本人ともにこれを雇ふことを得べし、若日本人又は魯西亞人より土民金銀或は品物にて是迄既に借受けし歟、又は現に借財を爲すことあらば、其もの望の上、前以定めたる期限の間、職業或は使役を以てこれを償ふ事を許すべし、

第四條

前文魯西亞政府にて述たる存意を日本政府にて若向後同意し、其段告知する時は、右に付ての談判議定は互に近傍の奉行へ命すべし、

第五條

前に掲たる規則は、カラフト島上の雙方長官承知の時より施行すべし、但し調印後六ヶ月より遅延すべからず、且此規則中に擧ざる瑣末の事に至りては、都て雙方の長官是迄の通り取扱ふべし、右證として雙方全權委任のもの此假の規則に姓名を記し調印せり、此に雙方の譯官名判を記したる英文を添たり、

日本慶應三年丁卯二月二十五日  
魯曆千八百六十七年三月十八日

於比特堡

小出 大和 守 花押

石川 駿河 守 花押

亞細亞寮長

タイニト・ソウエニック・スツレモウホフ手記

1) 大日本外交文書、第五卷、第三六八頁第三六九頁。



2) 大日本外交文書、第二卷第一冊、第二九〇頁以下。

今この樺太島假規則に就いてみるに、何としても外交手腕において露西亞側に一步長するもののあるを認めざるを得ない。即ち先づ前文の三點において露西亞側のみづから有利なる積極的主張を明示し、ただ最後において纔に日本側が露西亞の主張を容認し得ざるにつき、本島を従来通り兩國の共屬とすると明示せるに止めたに過ぎず、そこには何ら我方の積極的主張の展開あるを見ないのである。これ蓋し先方はすでに早くから國際政局に處して鍛鍊を経て居るに對し、我方は多年の鎖國により外交的智識および手腕の十分に養はれ居らざるがために外ならない。

ところで、この條約は樺太を兩國の共屬といふ極めて曖昧な状態のままたることを認めた點に先づ注目すべきものがある。尤も本條約の表題は樺太島假規則（英文の部分では *Temporary regulations relative to the Island of Sakhalin* とあり）となつて居り、従つて既に假規則である以上は當座の暫定的なものに過ぎないわけであり、何時かは決定的な條約によつて代へらるべきことを豫じめ想定して居ることは十分に想像し得るところである。が、ともかく本島は兩國に共屬であるから其處における裁判の如きも兩國の裁判官に依つて行はれ、

また日露兩國人は本島内の通行自由權を有し且つ居住も自由であることを確認し、更に土民の財産所有權を認めた。しかして露西亞側は樺太全島が自國領たることを主張し、纔に日本側へは漁業權等のみを認むるとの見解を本條約の前文に明示し、そしてこれに對する日本側の不同意なるがため本條約の本文を作り上げて置きながら、更に第四條においては、右前文に述べたる露西亞側の主張を今後において若し日本が容認するならば云々とて、その場合の手續を定めて居るあたり、露側の主張が一步も譲らざる氣色の片鱗を示したものと謂はねばならぬ。

要するに、この樺太島假規則は兩國の主張を積極的に裏付けるに足る證據を相互に示し得なかつた爲めに、かくの如き兩國共屬・兩國民雜居といふ不徹底極まる結果に陥つたのである。

ところで、この際すこぶる参考になるのは本條約の締結にあたり首席全權として露都ペテルブルグでその衝にあたりたる小出大和守が、明治二年二月四日に政府へ提出したる稟申書である。<sup>3)</sup> 彼れはこの文書において接衝の模様を敘述し、『淺臣秀實使節被<sub>レ</sub>申付、魯國江罷越候、尤彼國ニ於テ談判ノ節ハ顯然タル 皇國御版圖ノ趣（兼テ應接筆記書 幕府江差出置候）曲折及<sub>レ</sub>談論、遂ニ談判過激



ニ涉リ、應接中魯帝江對シ不敬申聞候忤ト彼ヨリ申場合相成、此上淺臣秀實而已ノ談判ニテ島中境界難纏節ハ、一層恐入候ニ付、其後三度淺臣秀實不快ニテ副使石川駿河守江段々附屬應接爲仕候得共、島中境界ノ儀難纏候ニ付、又々淺臣秀實儀モ相越應接仕候得共、度々同様ノ儀ニ付、結局、假條約ノ通相定候、萬一右等ノ儀ニ付御不都合モ有之、蒙御譴責候トモ、淺臣秀實素志皇國ノ御爲ト奉存候儀ニ付、……』と謂つて居る。その接衝の容易でなかつたことが想像され、當時の状態からすればかかる條約の締結も亦止むを得なかつたとせねばならぬ。

しかし、當時においても既に樺太を以て日露兩國の共屬となしたことに就き我が國內には相當の非難があつたものの如く、小出大和守は右の稟申書において暗にこの點に論及し、『一地兩屬トノ儀今古無之、卻テ換島ノ方、後弊無之哉ト奉存候得共、換島ハ爲見合可申旨兼テ差圖モ有之候ニ付、右ノ儀ハ更ニ談判不仕、結局難居規則ノ方江評決仕候、迎モ此上ハ口舌ヲ以テ可行届儀ニ無御座候ニ付、彼地ハ魚獵一方ノ地ト被成置、和親ヲ不失、御國本ヲ御撫養相成、海陸ノ兵備御嚴整相成候ハハ、彼地而已ニ不止、又如何様トモ可相成儀ト奉存候、』といつて居る。これに依れば、小出大和守自身も兩國共屬などといふこ

との不徹底なることは既に承知して居たけれども、樺太を他の露領と交換にて手放すといふ、いはゆる換島については幕府から豫じめ差止めの命令を受けて居たので全然提議せず、専ら我方の主張を大いに談じたけれども、この際としては和親を重んじて一應これで満足し、他日更に大いに兵備を整へたる上にて樺太を完全に日本の領土たらしめむとの考へであつたことが推測せられるのである。

3) 大日本外交文書、第一卷第一冊、第二八二頁以下。

尙、この交渉において五十度以南の樺太が日本領土たることの積極的主張をなすに就き我が全權が十分の自信を以て臨み得なかつたのは、地圖の不完全とわが北方進出の缺如とが擧げられ、それがまた本條約を不徹底ならしめた原因をなして居る。この點に關し小出大和守は前記稟申書において、先づ『境界論ノ眼目、元來舊幕府ニテハ五十度ノ地ヲ以テ境界ヲ相極候存意ニ有之、彼方ニテハ不承知ニ有之、舊來境界不取極、一層々々不都合ニ相成候儀ニ御座候、此五十度論ノ始ハ、長崎表江露國使節ブーチャチン初テ渡來ノ節、彼ノ船中ニ有之候萬國地圖ノ分色ヲ通辯ノ者一見仕候ト、古賀謹一郎所持ノ萬國地圖ノ分色五十度ニテ分色相成居候トヲ以テ、偶然五十度論ノ相起候儀ニテ、一體文化年中ニハ奧地迄モ相開候見込



ニ有之候處、文政ニ至リ松前家江復領相成、其後舊幕府ノ者ニテ唐太島へ相越候者無之、尤、水戸贈大納言殿ヨリ申立ハ有之候得共、遂ニ不被行、魯國ノ申立ヲ以テ初テ翌春見分ノ者差遣シ、再度舊幕府ヨリ世話仕候様相成候儀ニテ、既ニナイボハ五十度内ノ地ニ御座候得共、魯國ノ石炭坑ヲ開候ハ其以前ヨリノ儀ニ有之、又、皇國ニテ自主ヨリ奥地ヲ開候ハ其以後ノ儀ニ有之、如何様ノ論ハ御座候トモ、五十度境界ノ難成確證ニ御座候、其後安政六年ノ比、魯國使節ムラブヨーフ渡來ノ節、全島彼ノ所屬ニ仕度趣發論仕候處、其節既ニ說破行届難、遂ニ同島中ハ彼モ南方江勝手ニ來、當方ヨリモ北方江勝手ニ可罷越趣ニテ、ムラブヨーフ承諾退帆仕候ニ付、猶更舊幕府ニテ奥地江モ漁場取開、厚ク世話有之、諸藩ニテモ大野藩・勝山藩杯ヨリ漁場相開候場所モ御坐候得共、自然、久春内・マアヌイニテ境界ノ姿ニ相成、右以內江ハ魯人モ容易ニ入り不申、當方ニテモ入レ不申、乍去、一度雜居ヲ差許候儀ニ付、強テ差拒候辭柄無之、文久二戌年舊幕府ノ使節於魯國、又々五十度境界ノ論ヲ以テ及應接候得共難整、尤其節ハ未タ東ハマアヌイ・西ハ久春内ニテ境界モ可相立哉ニ候得共、五十度ノ地ヲ一步ニテモ引候テハ、境界相立申間鋪旨、兼テ申付有之候ニ付、其節ノ使節ニモ難取極、雙方全權委任ノ者差遣シ、於實地境界可相定約書爲取

替罷歸、其後彼ニテハ、ニコライスキ奉行ガスケヱイチ江全權委任申付候趣、箱館在留岡士ヨリ老中江書簡ヲ以テ申立候得共、其儘ニ相成居、其後彼方ヨリ追々南方江盛大ニ可開模様モ有之當方ヨリ差止候ニ付一時爭論モ生シ、英人等ヨリモ不穩趣申聞、何分其儘相成居候テハ人民ノ疾苦ハ申ニ不及、』と謂ひ、要するに、地圖ノ不完全と我方ノ開拓不進捗とが五十度以南ノ主張を貫徹し得なかつたばかりでなく、現實的に露西亞の南下を如何ともすることが出来なかつた爲に、却つて既成事實を彼方に作らせてしまふ結果に陥つたのである。この點は何としても舊幕府の優柔不斷なる對露策を認めざるを得ないのである。

小出大和守の稟申書は更に筆を續けて謂ふ——『抑唐太島ノ儀ハ、往古肅慎或靺鞨杯ト唱候國ニテ、皇國江來聘、貢物ハ奉候得共、自然彼ニハ彼ノ國主御座候儀ニテ、六十餘州トハ大ニ相違仕、齊明天皇ノ御時、阿倍比羅夫後方羊蹄江政所ヲ建、或肅慎ヲ征候儀ハ諸書ニ有之候得共、其地ノ全ク皇國ノ御版圖ト相成候明文無之、文化ノ初年迄ハ皇國ヨリ彼地江漁場ヲ開候儀モ無之、彼地ノ土人共、元蝦夷地宗谷江來、山丹品等持參、私ニ貿易仕居候程ノ儀ニテ、安倍頼時ノ奥地山丹地方迄相越候説モ有之候得共、素ヨリ皇國ノ御版圖ニ仕候儀ニテ無之、全ク文化ノ比、舊幕府ニテ世話有之候以來、彼地江漁場等モ開候儀



ニ有之、上古ノ儀ハ心得不申候得共、……』と。かくて、歴史的にも樺太の五十度以南が日本の領土たることを當時の幕府は證明し得なかつたのである。

私は上記せる慶應三年の樺太島假規則があつたやうな不徹底なものになつたに就いては、そこに一應の理由の存することを右によつて明らかにし得たと信する。蓋し、日露兩國ともに自己の主張を以て相手方を説得し得なかつたからである。

しかしながら、そのことは取りも直さず、日露兩國ともに一定の程度において樺太に對する領土權を有することを物語るものであらねばならぬ。換言すれば、露西亞側は樺太全島に對して領土權を有して居らないことは明らかであるけれども、その一部に對しては或る種の領土權を有することは明白であり、従つて我方においても亦これを十分に認めて居るところであり、それ故にこそ又、五十度以南のみが日本領であると主張した所以である。が、そのことは同時にまた日本に就いても謂ひ得るところであらねばならぬ。もちろん、日本人の樺太への移住は露人よりも遅れて居たかも知れない。がしかし、そのやうな部分の地域においても露西亞側が先占による領土權を主張しない土地へ日本人が移住して居る以上は、日本政府——當時は徳川幕府——は自國民を保護するために、樺太の一定の地域に對して領土權を

行使するに至るのは當然であり、従つてかかる權力の行はれる地域が日本の領土として考へられるのは當然のことである。この意味において、樺太を以て日露兩國の共屬となしたのは皮肉にも、むしろ事の真相に近きものになつて居たとすら謂ひ得るものがあるのである。

かやうに、日露兩國は樺太に對して完全に相手國を排除してしまつて自國の領土たることを主張し得ない事情に在ることが明らかになつたのであるが、しかし、問題はかくの如く不安定な状態が何時までも續けられ得るかといふことである。後に述べる如く、露西亞は機會ある毎に在留日本人を壓迫し、爾後、樺太問題の交渉はますます頻繁の度を加へるのである。そこで、かやうな土地に對しては政治的に積極政策を採り、續々と自國民を移住せしめると共に、在留相手國人を壓迫する國が結局の勝利を得るといふことになるわけである。凡そ外交交渉にはおのづから一定の限界があつて、多くの場合に積極策を採る國の『既成事實』が物をいふことが多いのであるから、當時若し幕府が十分なる軍備を整へたる上にて積極政策を採つたならば樺太の歸屬も従つておのづから明らかになつたであらうし、殊に況んや五十度以南の地が我が領土となり得る如きは或ひは易々たるものであつたかも知れない。然るに多年に亘り鎖國の安夢をむさぼつて居た幕府は、若干の黒船の來航にすらも驚愕爲す



ところを知らざる有様であつた程であるから、その軍備の劣弱なる、到底露西亞を相手として論じ得なかつたのは火を賭るよりも明らかである。前に引用せる小出大和守の稟申書の一節に、『海陸ノ兵備御嚴整相成候ハ、彼地而已ニ不止、又如何様トモ可相成儀ト奉存候』と謂つて居るのは、流石に當時の言説としては卓見であつて、その言たるや夙に幕府において實行さるべかりし事柄に屬するのである。

#### 四 維新直後

幕末に結ばれたる樺太島假規則は單に暫定的のものに過ぎず、到底その儘にして日露兩國の國交が圓滑たり得ないことは明白であつたけれども、當時わが國では維新の大業がまさに達成されむとする頃であり、また維新直後においても官制が不十分であつたから自然、放置さるるの止むなき状態であつた。明治七年二月、田邊外務省四等出仕が外務卿の命によつて作製したる文書にも、『戊辰御一新ノ際、戎馬倥傯、柯太等ノ地ニ至リテハ、鞭ノ長キモ馬腹ニ及ハサル勢アリテ、姑ノ東閣アリシニ、己巳ニ至リ英公使ヨリ申立ル所モアリテ、再ヒ經路ヲ肇メラレシニ、ソノ任ニ膺ルモノ、交際ノ公法ヲ知ラス、兩政府間ノ約束ノ廢スヘカ

ラサルヲモ辨ゼス事ニ從ヒシヲ以テ、瑣末ノ争ヒヨリ不都合ヲ起シ、ソノ破綻ヲ補ンカ爲メ亦多少ノ委曲ヲ費シ、益柯太地ニ在ル魯人ノ威福ヲナサシムルノ勢トナリ……』とある通りであつた<sup>1)</sup>。従つて、明治政府の當面したる外交諸懸案が頗る多かつた中においても、樺太問題の解決は最も急を要して居たわけである。

1) 大日本外交文書、第五卷、第三六九頁。

ここに最も興味があるのは、明治二年十二月に得能開拓權判官が太政官の辨官へ提出したる樺太交渉に關する意見書である。<sup>2)</sup> 彼れは今後の日露交渉に際し心得べき條々を露西亞領事と問答する體に記して凡そ次の如く謂つて居る。

魯岡士云 サカレインへ近頃人民を多御移しの由、何等の爲に候哉、

答云 久敷開拓の舍に候得共、夫迄に届兼候處、近々其運びに致す心得に候、

岡士云 人民は左も有べし、併役人五六十人も出張のよし、何の爲に候哉、

答云 同所は元來政令とも是迄不行届に有之に付、人民教育を始、貴國と相接候處に付、萬一雙方故障有之、人民の妨害相成事有之ては、懇親相結候甲斐も無之不都合に付、夫等の事無之様取締として役人を遣候事、

岡士云 成程尤の義、但サカレインは元來日本の所屬の國に候哉、



答云 勿論の事、

岡士云 確證有之候哉、

右答如何可仕哉、

岡士云 是迄日本郡國の書物に壹岐絶島小國まで書し有之に、何故日本の所屬の國のサカレインは書し無之哉、

右答如何可仕哉、

岡士云 サカレイン日本所部の國にも無之、魯國と相持に成居、貴國より同所へ多人數人民を移し、

雙方混亂の事は無之哉、

答云 夫等の爲に役人を出張爲致候事、

岡士云 右國は貴國どこまでも國力を盡し、所部の國と被致候哉、

答云 勿論の事、

岡士云 然ば當時懇親の國故、兵端相開候様の儀は無之候得共、萬一雙方混亂より愈兵力を以争候事に及候はゞ、貴國兵力を以被争候や、

答云 我國兵力を以争候事は不三相好候得共、若貴國堂々たる大帝國に在ながら、條理をも不踏猥に兵力を頼み暴動に被及候はゞ、何ぞ安閑として辱を受可申哉、

岡士云 貴國混亂を不三好候はゞ、何故境界を立、雙方人民の妨害無之様安堵不爲致哉、

答云 其儀に付、先年徳川將軍へ政權委任の節、魯國政府へ使節遣し御談判に及候共、承知無之よし、

岡士云 其心得、兩國相持の雜居と談判決定致候に、何故前の如く日本所部の國と被申候哉、

答云 雜居云は、魯國へ使節に罷越候者出張先一己の談判にて、夫も承服致候義には有之間敷候、未

日本 皇帝陛下へ奏聞の上、相決候事にも無之、雜居と申義は、談判決定致し候譯に無之、若談判雙方相決候義ならば、夫也の雙方混雜を不三生爲の約書可有之、一向不三存候、

岡士云 使節は夫等の事を全權委任には無之哉、

答云 政府にて議定し、相決候事件は委任候共、未決の義、土地人民分與の義は 皇帝陛下の直裁に無之は、決て委任は不致候、

岡士云 東久世はミニストルにて蝦夷地へ出張、蝦夷地の事件は委任に候哉、

答云 東久世開拓の長官、開拓の義は委任に候得共、日本所部の國郡分割與奪の權は無之候、

2) 大日本外交文書、第三卷、第七六頁乃至第七七頁。

これは甚だ虫のよい問答試案であつて、左様に露西亞側が簡單に日本の主張に耳を傾けるとは到庭考へることができない。がしかし、吾人はこれに依つて出先當局者が、(1)樺太は全島日本領であることを主張せむとし、(2)同時にそのための邪魔になる樺太島假規則の條約としての效力を否認し、この條約は日本 皇帝陛下の勅裁を経たものでなく、全權使節たちが



恣に調印したものに外ならない、との二點を考へて居たことが知られるのである。けれども、若しこの論法を以てするならば、幕末に幕府が諸外國と結びたる條約は悉く無効なりと宣言し得るわけであるが、その到底許されなかつたことは移して以て樺太島假規則にも妥當せしめられるのである。従つて、これは要するに日本に條約の尊重その他國際法に對する智識缺乏して居たことを證するのみであり、たゞ吾人としては、樺太の領土權に對する新興日本の關心は幕府の退嬰的な態度に對して頗る積極性を有つに至りつつあることを如實に知らしめられるのである。

さて右の得能權判官よりの伺書を辨官より下げ渡されたる外務省では評議の結果、これは餘りに極端の主張であるから矢張り從來通り小出大和守等の締結したる樺太島假規則を遵行すべきである、となして居る。<sup>3)</sup>

<sup>3)</sup> その評議に曰く、『書面、魯西亞國士應接心得方向の趣、尤には有之候得共、サカレイン、島我國所屬に相違無之との儀、外國を被爲對駢と證明可致程の實據無之、畢竟其實據無之より、是迄境界論に付毎度不都合におよび、不得已雜居の條約と相成來候始末にて、結局空論を棄、實効を立、下手の先後を争候方、時勢適當の長策と見込候事當日の趣意に候、即、今般開拓使並外務諸官員等被差遣候も、右趣意に不<sub>レ</sub>外候間、全島彼我所屬の論證等は、彼より申出候共別段辨解におよばず、殊に小出大和條約の可否並人民移殖、全島恢復等の論は、不<sub>レ</sub>申聞

方に可<sub>レ</sub>有之、右等實地御處置さへ相立候は、其節何事も相分り可<sub>レ</sub>申に付、夫迄は本條約並小出大和守條約通と相心得、應對可<sub>レ</sub>有候』(大日本外交文書、第三卷、第七七頁)。

かくの如く維新草創の際において我方では未だ何等の確定的な國策は樹立されず、唯單に從來の條約に基いてその日暮しに日を送るの外なき状態であつたから、恐らくこの機を逸すべからずとして露西亞側は相當に工作を施こして居たであらう。否それどころではない。明治三年六月に外務省より辨官へ提出したる樺太出張外務官員名簿に依れば、<sup>4)</sup> 全員五十九名(尤もこの外に尙ほ若干名あつたやうであるが)の内、『魯狄ニ捕』はれたる者六名に及び、露獄に拘禁せられるに至つた。<sup>5)</sup> かくて同年七月、露西亞の暴狀に憤激したる外務史生代飯島信利等は上申書を外務省に提出し、樺太問題に關し速に善處されむことを求めた。この上申書は當時の實狀を甚だよく物語れるものであるから引用しやう。曰く、『恐惶奉言上候、  
 微臣共儀昨秋九月外務附屬被<sub>レ</sub>仰付、柯太出張仕、夙夜焦心罷在候處當正月母子泊波戸場事件等の儀に付、魯夷應接の上、丸山大丞殿始諸官員南上に相成候上は、御廟議決定次第、御下知も有之事と一切齒扼腕忍居候得共、大丞殿發途後、魯吏の陸梁跋扈日々相募、別紙の通の情態一時も座視不堪事而已出來候得共、昨年重き臺命の趣大丞殿より篤と相心得、一身



の舉動等無之様、精々申聞も有之候間、御下知の段奉待候得共、今に何の御沙汰無之候間、御模様奉伺度、岡本判官殿へ申立至急南上仕候、然る處、丸山大丞殿始め先發の者より申立候儀得失如何の御質問も無之、將又、實地經檢被爲在候上の御儀歟、昨年來より暫時たり共罷越居、歸來報知の旨御疑心の筋有之候儀歟、當今の形勢至極至急の御場合、依舊の御處置に當年も被爲送候ては、重々の御手後れと一同不堪遺憾候丸山大丞殿見込の筋、是非御採用と申儀には無之候間、實地適當の御處置を以、御後代え對し當今の御失態に不<sub>レ</sub>相成御處置の程奉仰望候、乍併、今日迄も彼の地在勤罷在候得ば、此上事情相辨候者兩三名也共被召寄、建言仕置候件々、利害得失一と通は御聞被下、猶又此先御見留の筋示教被成下候は、一同安堵仕可申候得共、乍恐愚昧の小臣御時勢も不<sub>レ</sub>相辨候て、唯々柯太島の儀は不<sub>レ</sub>容易御國難皇國の御瑕瑾及可申哉と一圖に思込、此儘にては如何様被仰付候共難默止、斃て止外無他事と奉存候、何分微臣共鈍眼雖不才、一旦實地に就き其情實見聞の上に難忍、不<sub>レ</sub>顧多罪奉報知候、篤と御評議の上、誰人に被仰付候共、前條の情態御洞察の上、早々御手を被爲下、諸事御改革不被爲在候ては、此上御國害一時十倍、遂に不可除の勢に可立至と深く痛心仕候、返々も乍恐依舊の御處置

にては是迄百有餘年彼地の御世話も水の泡と可相成と奉存、不<sub>レ</sub>憚忌諱奉言上候、』と。そこには實に血のにじみ出るやうな烈々たる憂國の文字を以て露西亞の暴狀を指摘し、樺太問題の解決の最も急を要する所以がすこぶる手に取る如く示されて居るのを見るであらう。實際現地に在勤して居た外務省官吏は事態の容易ならぬことを身を以て體驗して居たのであつて、しかも、そのことは同時に以前の樺太島假規則に對する露西亞の強力的蹂躪を意味するものに外ならなかつた。

4) 大日本外交文書、第三卷、第八五頁以下。

5) 露獄に投ぜられたる外務省官員の獄中作を次に少しばかり示して置かう(大日本外交文書、第三卷、第九五頁乃至第九六頁)。

獄中作

川島元盈

夷等をはや内宛忍の緒結ひし契り尙忘れめや

同

男兒決意赴<sub>レ</sub>囚擒、笑取<sub>レ</sub>組條結<sub>レ</sub>劍鏢、或稱<sub>レ</sub>無恥、或稱<sub>レ</sub>弱、唯有<sub>レ</sub>神明鑑<sub>レ</sub>我心、

囚園にて雪を愛て

小山進

ことならぬ梢のはなと見る雪は先この春の花にこそ有ける

獄にて

豊原清



よしや身は雪と消とも柯太の花と匂む大和魂  
たまきはる命にかけて忍ぶ身は勵に愈る憂き思哉

6) ここにいふ別紙とは露側の非違を擧げたる次の箇條書である(大日本外交文書、第三卷、第八九頁)。

別紙ケ條書

- 一 母<sup>ハツコトマリ</sup>子<sup>ススヤ</sup>泊<sup>ウスンナヘ</sup>・篤<sup>サカエバ</sup>屋<sup>クヌシコタン</sup>・暨<sup>クヌシコタン</sup>白<sup>クヌシコタン</sup>苗<sup>クヌシコタン</sup>。三ヶ所山野放火並に土人居宅焼失の事、
- 一 榮<sup>クヌシコタン</sup>濱<sup>クヌシコタン</sup>詰<sup>クヌシコタン</sup>合<sup>クヌシコタン</sup>の者に對し畜犬料の鮮杉波船に三艘程可ニ相渡<sup>クヌシコタン</sup>由強談の事、
- 一 楠<sup>クヌシコタン</sup>子<sup>クヌシコタン</sup>谷<sup>クヌシコタン</sup>以西魯有に致し、近々其標本立て拵と専ら流布し、土人を誑誘威服せしめんとする事、
- 一 海<sup>クヌシコタン</sup>浦<sup>クヌシコタン</sup>・幌<sup>クヌシコタン</sup>網<sup>クヌシコタン</sup>泊<sup>クヌシコタン</sup>・楠<sup>クヌシコタン</sup>子<sup>クヌシコタン</sup>谷<sup>クヌシコタン</sup>等、漁場細密測量の事、
- 一 横濱より船着次第、西浦之商館相繕候様申開候事、
- 一 邪教堂建立の事、
- 一 柯太國土人魯狄兼て内通致來り候に付、北海本道に移住のため同船致候處、母<sup>ハツコトマリ</sup>子<sup>ススヤ</sup>泊<sup>ウスンナヘ</sup>土人眼<sup>メ</sup>玉<sup>タマ</sup>年<sup>トシ</sup>五十<sup>イハヒ</sup>歳<sup>サヒ</sup>同所計<sup>ケ</sup>の者<sup>モノ</sup>、
- 行の處、添屋にて遁隠候に付、跡方詰合役人え嚴重相頼置、楠<sup>クヌシコタン</sup>子<sup>クヌシコタン</sup>谷<sup>クヌシコタン</sup>土人毛<sup>モウ</sup>苛<sup>カ</sup>年<sup>トシ</sup>三十二<sup>サンジニ</sup>三<sup>サン</sup>増<sup>マシ</sup>毛<sup>モウ</sup>え差遣<sup>サシヤ</sup>候事、
- 7) 大日本外交文書、第三卷、第八七頁乃至第八八頁。

五 日露交渉に關する米國公使への依頼

かくして樺太問題はも早や一刻も猶豫することが出来ないところに来てしまつた。そして、問題は外交交渉によつて解決されるか、それとも實力に依つて爲されるかの二途その

一を擇ぶの外なきまでに切迫して來た。それで、外務省としては勿論外交交渉による方法を選んだのである。

明治政府は先づ明治三年七月に、これまで樺太に出張して居た外務大丞丸山作樂・外務權大丞谷元道之の出張を免じて、開拓次官黒田了介を以てこれに代へて陣容を一新すると共に、<sup>1)</sup>同年同月太政官は澤外務卿・寺島外務大輔等へ御沙汰書を下し、樺太國境確定のことは『國家大緊要の事件』であるから、兼て外務省より伺ひの通り米國公使へ篤と商議の模様により米國政府へ使節をも差遣し、又その他便宜ある國々へも密々その公使へ談じて意見を求め、以て萬違算なきやうに善處せよ、と命ずるところがあつた。<sup>2)</sup>

かくの如く正式に米國へ對し仲介を依頼するに至つたのは、既に同年二月三日外務省において寺島外務大輔等が米國公使デロングと會談しその内諾を得て居たからである。このときの應接記に依れば、<sup>3)</sup>

日「我北部サガレン島の義は、舊幕の節日本人、魯人雜居の地と取極候義に候得共、自今に至りては到底何れも不<sup>レ</sup>穩義出來可<sup>レ</sup>申哉も難<sup>レ</sup>計に付ては、如何して宜敷哉、  
米「是は雜居は素より不<sup>レ</sup>宜事、速に境界を分つ事至當と存候、



日「右の義に付ては舊幕の節兩度使節遣し、度々掛合も致し候處、何れより我、何れより彼、と申、境界する事難極候間、彼我雜居と心得候旨申越、又は五十度の處に山川有之に付、其所にて境を立候義申遣候得共、回答無之、甚處置六ヶ敷困却いたし候、

米「右魯國は我國より公使を置、別段懇信厚候得ば、我方にては貴國より委細景況御認め、書簡を以御依頼有之候得ば、我政府に於て無異論、行届丈けは御世話可致候、左すれば其書簡を以、魯國在留の我公使え申遣し、夫より同國政府え掛合を致し候はゞ、事六ヶ敷からず整ふべく候、

日「我國魯國との間の境界さし纏有之處え、貴國より媒酌ある義、日本と米國とは何々の廉有之媒酌被致候旨を告知不致候ては、魯に於て疑惑を生じ可申哉、右掛念致し候、

米「夫は御掛念に不<sub>レ</sub>及候、日本のミニストル魯國に在留せざる故、幸我國ミニストル在留に付、日本より斯く書面を以頼まれ候に付申入候と申せば、何も異論は生じ不<sub>レ</sub>申候、

日「若愈御依頼申事に成行候はゞ、貴國と條約書中自餘の國々に無<sub>レ</sub>之廉壹ヶ條あり、右は何れの國と日本と事起る時は、米國にて取扱媒酌可致の廉、且貴國鯨漁船のためにサガレイン境界承知致度旨、兼て御申立の趣も有<sub>レ</sub>之、右兩條を以御掛合被<sub>レ</sub>下候ては如何、又其餘の國に頼まざるに付ては苦情申さざる様致し度候、

米「御説の通可<sub>レ</sub>然候、

日「愈書簡差進候節は、右の二ヶ條認め入御依頼申、且其節彼我分界決議の上、區別確定可<sub>レ</sub>申進候間、

可<sub>レ</sub>然媒酌御頼申候、

米「御書面被<sub>レ</sub>遣候得ば、何れにも心配御世話可<sub>レ</sub>致候、

とある。米國公使は案外簡単に引受けたのである。しかし後に述べるやうに、米國政府はかかる問題に介入するを欲しなかつたし、また露西亞も米國の仲介を肯認しなかつたので、結局、米國公使の意圖は實現されなかつたのである。<sup>4)</sup>

尙、右の會見があつてから四ヶ月後の六月七日に寺島外務大輔は英國公使館にてパークス公使と會見の際、樺太問題につき話合つたが、このときパークスは次の如き問答をなして樺太の歸屬につき支那をすら引出すに至つて居る。即ち次の如し。<sup>5)</sup>

英「米國公使よりサガレン島の咄有<sub>レ</sub>之趣、右は如何相成候哉、

日「サガレンより歸り候者、此節繪圖取調居候、又新に同所え可<sub>レ</sub>參ものと談論中に有<sub>レ</sub>之候、右取極り候上は、米公使え申入候積に有<sub>レ</sub>之候、

英「サガレンの儀は、支那にても領地の論起り候、尤、千八百十八年の書に同所領地の事書載有<sub>レ</sub>之候、

日「日本人にて右島の極る處え參り候ものは、間宮林藏義最初に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、是は滿洲迄も參り候、

英「夫より貳百年も前は支那領地に候、尤、其後魯國へ遣し候、其後は日本にては不<sub>レ</sub>構候哉、

日「以前は魯人來候得ば逐拂候事有<sub>レ</sub>之、夫より戰と成候事も有<sub>レ</sub>之候、其後雜居の名儀に相成候故、逐



拂候事は出来不し申儀に候、

パークスが樺太の領有關係につきどれほどの正確なる智識と證據とを有して居たかは知らぬけれども、右の如き意見を陳べるのは自分に何ら仲介の依頼を受けて居らない彼れとしては駄辯であることを知りつつも、一應發言して置く方が後日のために有利であると考へたのではなからうか。しかも、彼れは露西亞が支那から樺太を譲り受けたなどと言明し、以て日本の主張に耳を藉さないかの如き態度を採つて居るのは、いつも乍ら苦々しい限りであると共に、また極めて非友誼的態度であると謂はねばならぬ。當時パークスの活躍は萬事につけて頗る積極的であり且つ惡質のものであつたのである。

さて樺太問題の周旋方依頼を受けたる米國公使は、我方に對し本件に關する參考資料の呈示を求めて來たので、我が政府では八月に、幕末以來日露間に締結されたる諸種の條約等を交付した。<sup>6)</sup>そして、それと同時に米國公使が前後十三ヶ條（但し第十二・十三條は我方で取調べ得ないとて答辯を與へなかつた）にわたり質問される條項への答辯書も八月二日に手交した。この答辯書はすこぶる參考になるものであるから茲にその概要を述べて置かう。

(1) 『先年ブーチャー・イチン下田え渡來の節、樺太境界談判向被命候旨委任狀にても差出候

哉』に對し、ブーチャー・イチン渡來の節、その國上宰相ネッセルローデより幕府老中に宛たる書簡を持參し、右書中に兩國の境界の決定、即ち日本極北の海島はいづれを界とし、樺太の南岸は何國の領たるかを分明に取極めたい旨を書いてあつた、と答へて居る。

(2) 『小出大和・石河駿河、使節として魯國に御越、談判の上、樺太島彼我雜居の儀に付取替せし約書大君政府〔幕府〕にて承諾相成候哉、右承諾の趣、其頃箱館在留の魯國コンシユルに御懸合相成候哉』との間に對し、雜居約書を幕府において承諾し、その旨を箱館にあるコンシユルへ必らず通達したことに相違ない。今その文書は散失して居るけれども、當時在職のコンシユルより日本政府の承諾ありたる旨を本國政府へ申報したる書を取扱ひたる旨は、舊日記に残つて居る。且、右約書承諾の旨は各國公使へも通報したのであつて、その書は現存して居る、と答へてゐる。

(3) 『箱館在留のコンシユル・コシケウイチより樺太島一件に付、何歟是迄申立候儀有之候哉』との問ひに對し、アモル鎮臺カサケウイチが、樺太島經界談判につき本國政府より委任を受けたるに依り、日本政府からも同様に委任の者を命ぜられ、談判ありたき旨申越せる文書がある。これは最初<sup>千八百六十二年</sup>日本使節がペテルブルブで約定したる旨に基き、箱館領事の



媒介を以て言出たるものである。尤も、これに對し幕府からは答書を與へず、そのうちにカサケウイチは交代して露都に歸つたやうであるから、改めて小出大和守等をペテルブルグに遣すことになつたのである、と答へて居る。

(4) 『魯國使節ムラビョフ條約爲「取替」の節、委任狀さし出候哉』の問ひに對しては、ムラビョフの渡來したる目的は、境界談判を専ら任せられたが爲めのやうである。當時そのための委任狀があつたかどうかは今徴すべき書類がない。條約の取替はせはコシケウイチ委任にて、その本國大臣コルチャコフよりの委任狀あり、と答へて居る。

(5) 乃至(7)は略す。

(8) 『何百年前、日本人樺太島を見出し、同島に參り住居いたし候哉、』に對し、齊明天皇の朝、阿倍比羅夫の肅鎮征伐から説き起して古史を辿り、義經・辨慶の渡島したることを論じ、『その全島を名けてカラフトといへるは古き稱呼にして、全、我邦語たることを疑ひなし、右等鑿々徴すべきものといへども、中古已來内亂打つぎ、殆んど捨て顧みざること久しければ、これを今に徴するに足らずといはんか、然れども輓近の事を以てするに、我享保年間千七百十六年新井君美北蝦夷志の著あり、著者は未だその地に親歴せしにはあらざれども、千七百十五年

爾時其地にいたれる我國人なくば、何を以てその地名物産等を詳述するを得んや、これ幕府の記載中に見るところなしといへども、我國人のかの地に至りしは論ぜずして明なり、其後に至り天明六年千七百八十六年舊幕府より大石某を差して其地を檢せしめ、寛政二年千七百九十年松前の領主より高橋某を遣し交易所を建、同四年千七百九十二年幕府より最上徳内を差し、享和元年千八百一年中邨某を差し開拓の規模を進め、追々殖民を移せり、是等皆魯西亞人のこの地に来れるに先だつこと十數歳なり、況んや我文化三四年の際千八百六七年魯西亞軍艦の我北邊に亂妨せし頃、既に樺太に發砲せしことあり、是怨を我に修めん爲にせしなれば、その我地たるは彼亦自ら知る所なるべし、されば布恬廷フチヤイチンの長崎に來りし時、爾時幕府の重臣より同人に懸合ひ、その國人の樺太にあるロタノスケに書を與へ、久春古丹ユクハコタンに在る建物を壞たしめ、その地に住せし兵隊をも屏けしめし事ある杯、至明至確の的證なり、將アイノの我國に屬するは萬國皆知るところなれば、アイノの住せる地亦我國に屬すべきは天下の公論なるべし、人種言語の別を以て國境を定ることその例少しとせざるよし、今樺太の地山韃人漸く南進せりといへども、半島はアイノの所在たり、是現在の徵證にして、亦以てその半島の我國に屬すべきを定むべし、其他歐羅巴の圖籍・支那の書中、徴を取る所のもの猶夥しといへども、こゝに贅述せざ



るなり』と答へて居る。ここにおいて明治政府の主張が甚だ積極的なものとなり、樺太がわが領有であることを闡明しやうとするに至つた點に注目すべきである。

(9) 略す。

(10) 『何百年以前より魯人樺太島に住居候哉』に對し、露人の來島したのは最近のことである。即ちブチャーチン渡來の前年である。ロタノスケといふ者が永くその地に住んで居た由なるも、そのみづから説くところは千八百五十三年より五十七年まで居たともいはれる。然しそれが千八百七年からであるかどうか知らない、と答へて居る。

(11) 『五六ヶ月前、魯國にて樺太島に兵士を置き、砲臺を取建候由、右は何様の砲臺に候哉、且何故其節は差止相成不申哉、』に對し、『右は全く風説までにて、事實なきことによし』と答へて居る。

かやうにして日本政府より参考資料の提示を受けたる米國公使は便船にてこれを八月末に本國政府へ送達して指揮を求めることとし、同時にわが外務省からも米國政府と應接のため官員を派遣することに決し、この旨十月二日に寺島外務大輔より米國公使へ通達して居る。<sup>8)</sup>このとき渡米することになつて居たのは森少辨務使であつた。

- 1) 大日本外交文書、第三卷、第九九頁。
- 2) 大日本外交文書、第三卷、第九九頁乃至第一〇〇頁。
- 3) 大日本外交文書、第三卷、第七八頁。
- 4) 寺島外務大輔は更に二十日後の明治三年二月二十三日に米國公使と會見し、樺太問題に就いて談判して居る(大日本外交文書、第三卷、第八一頁乃至第八二頁)。
- 5) 大日本外交文書、第三卷、第八三頁。
- 6) 大日本外交文書、第三卷、第一〇〇頁。
- 7) 大日本外交文書、第三卷、第一一三頁乃至第一一五頁。
- 8) 大日本外交文書、第三卷第一一六頁乃至第一一七頁。

## 六 日露直接交渉へ

以上の如く米國へ依頼したのではあつたが、實際問題として米國は餘りこれに介入するを喜ばなかつたやうである。然るに折よく清國駐劄露國公使ビウヲフがたま／＼わが國へ立ち寄つたので、參議副島種臣と外務大輔寺島宗則は彼れに會見を求め、樺太國境確定の方法・條件等に就き懇談する機會を得た。これが日露直接交渉をなすに至つた端緒となれるものであつて、このときの問答録が幸ひにして傳つて居るから先づこれを検討することとしやう。<sup>1)</sup>



この會見において副島等が樺太問題に就いて懇談したいと申し込んだところ、ピ公使は「此度當地え鳥渡着渡し候儀にて、素より當地の公使にも無之、又此事に關り候權も無之、決談共致し難く候得共、」自分の私見であると前提して、樺太經界の儀は露國とも條約もあることだから、直接に露國政府へ相談され、米國へは相談しない方がよろしからうと謂ふのであつた。そこで副島等は、當方では事情もよく解らなかつたので米國公使へ依頼したけれども、手續も解つて來たので直接貴國政府へ交渉するつもりで、米國への依頼は中止する豫定である、それで米國へ差遣の森少辨務使も渡米を見合せて居るわけである、とて會議地に就いても意見を交はすところがあつた。

その上、國境の具體的問題に就いても相當に我方の意見を卒直に述べて居るが、就中、「魯國は大國故、彼位の地を譲られ候とも九牛の一毛にて、格別の事にも有之間敷、日本小國に取りては大に益に相成候事に有之候、」と甘いことを謂つて居る。がしかしピ公使もさる者、その答に曰く、「先日も右御咄承り御尤に候、魯國は大國に付、左而已益に無之候得共、益不益に不<sub>レ</sub>拘、魯は天然自然の經界を立度候、」と。けれども副島等も流石に負けて居ず、黒龍江の河口が日露兩國の經界だと言ひ張つて居る。「此迄の儀は無據儀も有之、右様相成

居候得共、黒龍江打出しの處、天然の經界と存候間、右を以經界相立度候。」これには流石のピ公使も「經界の處、何分不分明に有之候、」とよい加減に逃げて居る。我方が更に「詰りサガレン丈けの者手に入候得ば宜敷候」といふと、今度は「夫を天然の經界と被<sub>レ</sub>成候哉」と切り込んで來た。そこで副島等は「人心も不<sub>レ</sub>折合候に付ては、全島御渡し被<sub>レ</sub>下候得ば、我人民も永久安堵、又人民も魯國を永久尊くおもひ可<sub>レ</sub>申候」と持ち上げて置いて、今度は「右經界の儀に付、或は葛藤を生じ候ては不<sub>レ</sub>宜、全島半分にも可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>哉に候得共、魯は大國、半分領し候共、魯に取り左而已益にも無<sub>レ</sub>之、日本に取りては人民も永久安心いたし候儀にて、右を以傲然政府え御懸合および候儀には無<sub>レ</sub>之候」とて、萬事は今後の交渉に依るべきであるが、ただ日本の主張はかくの如くであるとの趣旨を宣明して居る。

尙、ピ公使もこの機會に日本の腹を探つて置く必要ありと考へたらしく、副島等の右の説明に對し、樺太全土を取るのならば、その代りに何かを露國へ提供するか、と反問した。そこで我方では要領よく、それは話次第だと暗に妥協の意のあることをほめかして居る。副島等の手腕も相當なものである。日本に妥協の意のあることを知つたピ公使は、どこか他の土地を提供するのかと突込んで來たが、相變らず言質を取らせないために、「御承知の通、



日本は小國故、外に地所は更に無<sub>レ</sub>之候、日本は多人數故、貴國の地面借用致し、度程に有<sub>レ</sub>之候、』と言つた。ビ公使もこれに負けずに、露國へ御出でになれば幾らでも御用立すると言ひつつ、しかも譲つて、『都、ケ様の事は雙方相談の上ならでは不<sub>レ</sub>相成、此を渡せば其代りに彼を替地に渡すとか、何か相當のもの無<sub>レ</sub>之ては不<sub>レ</sub>相成、右は先年近傍の少島替地の御談判も有<sub>レ</sub>之、此度も定し右様替地の御咄し可有<sub>レ</sub>之儀と存候、』と酬ひて居る。そこで結局、副島等は樺太を眞半分にしやうではないかと提議し、ビ公使はこれは自分の権限外のことだから何とも返答し兼ねると逃げてこの問題を終り、最後に、ビ公使が出来るだけ仲間に立つて盡力して呉れるやう依頼して會見を終つて居る。

この會見は日露兩國とも大いに得るところがあつたと考へられるが、吾人はここにおいて明治政府の新鋭政治家副島と新進外交家寺島との面目躍如たるものあるを見、舊幕府の退嬰卑屈の外交に比し大いに進取の氣概のあるのを感じしめられるのであつて、これは正にわが外交方針の一轉換であると謂はねばならぬ。事實、これありしが故にこそ近代日本の一大發展が齎<sub>レ</sub>られ得たと謂ひ得るのである。

かくして日露直接交渉の肚を決めたる日本政府は、右ビ公使との會見の翌日たる明治三年

十一月四日、寺島外務大輔は米國公使館へ同國辨理公使を訪問し、米國に周旋の依頼を一應取止むる旨を申し出でた。これに對し米公使は、未だ本國政府から回訓が來ないので何とも申し兼ねるから暫く待つてはどうか、と謂ふので、寺島は『左様に候へば御便有<sub>レ</sub>之次第、委細御申越有<sub>レ</sub>之度候、』と依頼するところがあつた。<sup>2)</sup>

その後、この件に關し米國政府からも、一應露國政府へ引合せして、纏らなかつたならば取計ふてもよいが、最初かれこれと關與し得ない、のみならず、日本は北緯五十度を以て國境とした意向の様だが、元來同島は極寒の地であつて日本人は到底永住することが出來ないであらうから、そんな島を争つて領有するよりも先づ漁業權のみを確保せらるるを以て満足せられる方が得策であらう、たとへ樺太全土を日本の領土にしても格別利益にもならないだらう、殊に日露兩國は近接の國であるからどうか穩便に話をまとめて欲しい、と申し越して來た。<sup>3)</sup> この米國政府の回答の前段の部分は妥當であるが、後段における樺太放棄の論は後の日露交渉においても尠からぬ影響を與へられ、遂に政府部内にも樺太放棄論が擡頭して、樺太千島の交換となつて局を結ぶに至らしめた一原因であると見るべきである。

猶、この問題に關して端なくもここに一個の問題が起つた。それは横濱にて發行の英字新



聞ジャバン・メール紙が明治四年七月四日付の紙上にて樺太國境の交渉に關し左の如き記事を掲げたからである。曰く、<sup>4)</sup>

サガリーン島(樺太)は魯西亞の領分に入たりしよし風説あり。思ふに實説なるべし。惜、此事件に付ては少しく誤解の廉々も有之ことなれば、宜く是等を正すべし。○ヘルリ・パークス君(駐日英國公使)よりサガリーンへ砲船を差送りし事は決して無之事なり。萬一右の島魯西亞の領分となるとも、是は決してヘルリ・パークス君の過失には非ざるよし傳聞せり。若又大日本政府の方にてパークス君の勸言に任せ事を處し給ひしならば、必定充分の約定も出來せしなるべし。○千八百六十九年中、當時在留の米國公使、大日本政府の爲、此事件の仲人とならんと申されし折柄、政府にては魯西亞の方にて右仲人の事を承知する哉否をも聞糺し給はず、直に公使の申立を容れ給ひしよし也。此事茲に申述おくとも別に妨げも有之之間敷と考へ、傳聞の儘を記しぬ。○右の一條にて大日本政府の方にては空しく多くの時日を費し給ひし也。其上魯西亞の方にては此事件に付、合衆國の仲人を領承する所存は決して有之間敷と思はる。○右無益の相談最中、數年の間當地へ來らざりし魯西亞の軍艦折柄横濱港へ渡來、其滯在中に右の談判起りしも亦不思議と云ふべし。

この新聞記事は駐日英國公使パークスを稱揚し、反對に米國公使を誹謗することを目的とするものと受取れるので、これを見たる米國公使デロングは何時になく強硬なる文書を以て日本政府の責任を問はむといきまいた。彼れは恐らくこれが日本政府の策動によつて書かれたものであらうと考へたらしい。しかし、いふまでもなくパークス一派の策謀の結果であることは容易に推測し得るところである。英國の陰險なる策謀は他の機會にも屢々現はれて居るのである。さて米國公使の抗議文は次の如し。<sup>5)</sup>

以手紙致啓上候、陳ば本月八日出板のジャバン・メール新聞紙の内に、樺太島一件に付拙者へ對し全く虚説にして甚だ失敬の義記載有之、米國政府の處分迄も誹評いたし候箇條相見候間、御注意有之候様いたし度存候、貴政府のものにて管轄被<sub>レ</sub>致候新聞紙屋にて、右様失敬の件々出板の義、貴國政府より出したる事とも不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>存、且御差許相成候義とも不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>存候得共、拙者此一件連に本國政府へ申遣し、命令相待候積に有之候、將又當に右様相罵候新聞紙屋を貴政府のもの致し管轄被<sub>レ</sub>致、右様の殘害再三告述いたし候義御差止無之候間、右は政府にて差許置かれ候義と相考申候、右可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>御意如<sub>レ</sub>此御座候、以上

千八百七十一年第七月十日

米國公使シ・イ・デロング

外務卿・大輔閣下

しかし、この問題は案外簡単に解決がついた。それは、ジャバン・メール紙が英國の支配下に在るといふことと、問題の記事が日本政府の意圖に依つて作られたものでないといふこ



ととの二點が明白にされたからである。即ち米國公使は先づ澤外務卿を訪問して談判し、<sup>6)</sup>次いで寺島外務大輔とも會談した結果、<sup>7)</sup>遂に納得するに至つたのである。

さて前に戻つて、わが政府は明治三年十一月十九日、露國外務事務執政に宛て日露直接交渉による樺太國境の確定に關する公文を送致した。曰く、『以手紙致啓上候、然は樺太の儀は先年來兩國の經界を不立、雙方難居と申事に假條約相成、其後實地相試候處、右にては不都合有之候に付、來明治四未年四五月頃、我全權の官員を貴國ボシエタ灣へ差遣、其處に於て貴國全權の官員へ御相談および度候間、右の段前以御懸合および候、尤、右の者出帆治定より二ヶ月前に更に報知可及候得共、右御差支の有無、早々御回答有之度、此段可得御意如此御座候』と。この文書は同月二十六日付を以て柳原外務大丞および田邊同少丞より、函館駐在の露國領事代理に宛たる文書に添付して送達されたものであるが、これに對し十二月十三日に右露國領事代理は我方へ返翰を致し、次の如く謂つて居る。<sup>9)</sup>即ちその内容は三點から成り、第一に、『以手紙致啓上候、然は我外務執政ゴルチャコフ閣下名宛の御書簡二通落手いたし、其筋へ差遣候得共、其答書は四ヶ月或は五ヶ月不過候ては、當地迄到着致間敷被存候』といひ、第二に『貴國全權の御方、我國ボシエツトえ御出張に付、

貴國軍艦水先案内として乗組致させ度段は、我海軍惣督え掛合に及置候、同人より答書到着不致内は、一定の貴答出來兼申候、併貴國全權の御方箱館え御立寄の節は、我國え御出張の差支無之様、可成丈拙者取計可申候』とあり、最後に第三において、『前々申進候通、箱館長官閣下えも得御意候儀は、我政府にて樺太島に經界を定候儀は、決して承諾致不申候、右全島の儀は既に先年申置候通、相當の代物を以我國え交易の趣意に無之候ては、此度全權談判相整兼可申と存候、假令全權の御方我國え御出張、我全權え談判に被及候共、必定我全權にては去る千八百六十七年小出大和守氏等我政府と談判に相成候主意に原き、猶又談判に及申候事と相察申候間、此段貴國外務卿澤從三位閣下え御申立有之度相願申候、右爲可得貴意如此御座候』といふのである。

この露國領事代理ヲロウスキイの回答文を見ると、彼れは恰も樺太全島が露領であるかの如き口吻を以て國境の確定に就き一種の反對的言辭を挟み、更に進むで日本が樺太の一部に對して領有せむとするならば代地を提供することが絶対に必要なりと強調し、更にまた慶應三年の樺太島假規則にまでも言及して居り、この談判の相當に骨の折れるであらうことがそこに暗示せられて居るわけである。



かやうにして、わが政府は露國政府に對して直接交渉開始の手續を採つたので、明治四年一月二十三日に至り澤外務卿はこの旨を米國公使に宛て通報し、<sup>10)</sup>かくて茲に愈々日露交渉の幕は切つて落されることとなつたのである。

- 1) 大日本外交文書、第三卷、第一一七頁以下。
- 2) 大日本外交文書、第三卷、第一二二頁。
- 3) 明治四年正月一日、米國公使デロングは石橋外務権少丞に對し米國政府の所見を口答した。これは過日わが政府よりなされたる仲介依頼に對する正式回答である。その要旨次の如し——『樺太島の儀、先年彼我雜居 申約定に候處、追々御經驗の上、種々不都合不少由に付、同島境界の儀に付、魯國え談判の儀米國へ依頼有之候間、本國へ申遣候處、同島彼我雜居の儀御不都合の廉有之候趣、此後御國より魯國え使節被遣、同國政府に御懸合の上、異論有之候はゞ、米國中に相立候義は格別に候へ共、其論不起以前、突然米國より魯國え談判いたし候譯には至り兼候由申越、此誠至當の義と被存候、一體、樺太島境界北緯五十度に御取極め被成度御主意御尤には候得共、同島の義は寒地にて住馴ざる御國人は逆も永住出來同敷被存候間、是迄の通、魚漁自在に出來候様、駈と御取極被置候はゞ、格別の御益に候得共、たとへ全島御國のものに相成候も、格別の御益にも相成申間、且同國の義は隣國の事故、別て懇親の交誼御存保有之候方可然と存候間、先禮便に御談判の方專一と存候、前條御熟考の上御見込相何度候、』(大日本外交文書、第四卷、第三四七頁乃至第三四八頁)、と。
- 4) 大日本外交文書、第四卷、第三五五頁。
- 5) 大日本外交文書、第四卷、第三五四頁。

6) このときの澤外務卿とデロング米國公使との間に交はされたる問答要旨は次の如し(大日本外交文書、第四卷、第三五六頁)。

- 米「今日は手短に御咄可致、ジャパン。メール新聞紙の義、未だ御廢止無之と相見、刊行いたし居候、日「右は大藏省へ申遣候處、同省に少々關係有之哉にて、唯今廢止いたす譯には相成候様よし、尤不都合の義は不書出様可致積に候、當分の處はケ様にいたし置、追て廢止候積に候、
- 米「新聞紙の爲に日本政府にて御雇被成候譯には無之哉、
- 日「左様の譯には無之候へども、唯今斷然斷り候事には不至趣、其趣意は承知不致、猶克々承り合、御挨拶可及候、
- 米「少しにても日本政府に關係有之儀に候へば議論大に有之、少しも貴政府におゐて關係無ク義に候へば論は無之候、
- 7) 寺島外務大輔とデロング米國公使との問答次の如し(大日本外交文書、第四卷、第三五七頁)。
- 米「ジャッパン。メールの事は如何、
- 日「英の支配故、我方にては惡しき新聞に出し候ても、我方無之候、
- 米「政府に係らぬ事ならば何を出しても不構、我國政府の管轄の新聞所に候得ば、暇を遣し申候、
- 日「金は出して居ても政府より暇を遣る權はなし、其内には九で政府のものにいたし候積に候、
- 米「しかし少しにても政府の管係あれば、他所にて見れば日本政府にて爲出候様思ひ候、彌政府にて御存じ無之ものに候はゞ、其旨書簡にて御遣し有之度候、
- 日「其書簡は既にさし進置候、



米「御遣しの書簡は私申處不<sub>レ</sub>分と申事に聞へ候、  
日「左様の事は無<sub>レ</sub>之答に候、

(此時書簡のコピーを示す)

米「是ならばよし、然らば布哇公使えあて候書簡にて今一通被<sub>レ</sub>遣度候、  
以上にて米國公使は悉く諒解し、問題は圓滿に解決を告げたわけである。

- 8) 大日本外交文書、第三卷、第一二四頁乃至第一二五頁。尙、これと同時に、副島参議および寺島外務大輔は明治三年十二月二十七日付書簡を以て、曾て來朝の際に會設せる清國駐劄露國公使ビユツヲフに宛てたる通告をなして居る。さてその文に曰く、『以<sub>二</sub>手紙<sub>一</sub>致<sub>三</sub>啓上<sub>一</sub>候、先般閣下此地御出帆、遠洋無<sub>レ</sub>恙御航海の事と遙察、大慶至極に存候、然ば先頃横濱御立寄の節、樺太經界の儀に付御説話および候通、貴國外務事務執政閣下へ箱館貴國在留岡士紹介を以、別紙寫の通、書簡差進申候、就ては兼て御約束の通、右寫差進候間、御一覽の上、閣下よりも猶速に貴政府え御建白、我全權の官員出張の節は、右談判相整ひ候様御盡力被<sub>レ</sub>下度、深所<sub>三</sub>希望<sub>一</sub>に候、右可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>斯御座候』(大日本外交文書、第三卷、第一二六頁)、と。

- 9) 大日本外交文書、第三卷、第一二五頁。

- 10) 澤外務卿等より米國公使宛の明治四年一月二十二日付樺太境界談判開始を露國に提議中なる旨の通告書に曰く、『以<sub>二</sub>手紙<sub>一</sub>致<sub>三</sub>啓上<sub>一</sub>候、然ば樺太經界の義に付、貴國ス御依頼申候義も有<sub>レ</sub>之候處、我等十一月十九日付を以魯西亞政府え、右經界談判として來る四五月頃、我全權の官員ボシエタ灣へ差遣、其處に於て魯國全權の官員へ相談および度旨書簡差遣、未だ魯國より回答は無<sub>レ</sub>之候得共、此段爲御心得申進候、右可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>此御座候、』(大日本外交文書、第四卷、第三四七頁)、と。これはいふまでもなく、前に樺太國境問題に關し米國公使へ仲介の勞

を採られむことを依頼したことの關係上、一應儀禮的に通告したまでである。

### 七 露國交渉開始に應じ得ず

かくて我方では非常なる熱意を以て交渉を開かむとしたが、相手の露西亞側の態度が曖昧であるので聊か氣にかかりかけて來た。明治四年三月二十四日、外務省が太政官辨官へ致したる上申書はこの間の消息を窺はしむるものがある。即ち、樺太境界の談判につき同年四五月頃に全權使節を露國ボシエタ灣へ差遣し、露國全權と同地で會談したき旨を昨年十一月に通知して置きたるも今に何等の回答もなく、露國政府の意嚮が判明しない、しかし境界談判は我方より提議したものであるから聊なりとも初志を棄てないやうにしたい、就ては全權使節の内命並びに支度の儀をそれぞれ仰せ渡しを願ひたく、彼方よりは未だ諾否の回答を寄越さないけれども、全權使節を二ヶ月前に通告するといふ約束もしてあることだから、遅くなつては第一に威信に關する故に、先づ様子を探るため外務大少丞の者を箱館まで差遣して露國領事に面接せしめ、いよいよ露國全權がボシエタ灣へ出かけて來る様子ならば急ぎその旨を東京へ報告させ、それに依つて全權使節を迅速に出發せしめる手筈にしたい、と



ある。そこで外務少丞宮本小一が選ばれて箱館へ差遣せられることとなつた。<sup>2)</sup> それと同時に我方では着々と會商の準備を進め、その全權使節として參議副島種臣を差遣せられることに決し、且つ外務少丞田邊太一以下の隨員も決定した。<sup>3)</sup> このときの全權御委任状は次の如くである。<sup>4)</sup>

正四位守 參議 副島 種 臣

我邦魯國ト壤土最近シ交誼最厚フスヘシ殊ニ樺太地方ノ如キハ彼我人民雜居往來各其利ヲ營ム之ヲ保全スルノ道ニ於テ豈心ヲ盡ササルヘケンヤ曩ニ嘉永五年魯帝全權使節ヲ派シ經界ヲ定メンコトヲ議ス而レトモ互ニ事故アリテ其議成ラス爾後慶應三年ニ至リ比得堡ニ於テ假リニ雜居ノ約ヲ結ヘリ朕竊ニ方今樺太ノ形狀ヲ察スルニ言語意脈ノ通セサルヨリ民心疑惑或ハ爭隙ヲ生シ怨讐ヲ釀シ遂ニ兩國交誼ノ際懇親ノ道ヲ失フニ至ランカ是經界ヲ定ムルノ最急務ニシテ獨リ朕ノ深憂ルノミナラス魯帝モ亦嘗テ大ニ心ヲ勞セシ所以ナリ因テ爾種臣ニ命シ委スルニ全權ヲ以テシ往テ經界ヲ定ムルヲ議セシム爾種臣其レ機宜ニ從ヒ其事ヲ正シ兩國人民ヲシテ其慶福ヲ保タシメ且以交誼ノ益厚永久渝ラサランコトヲ是朕カ深ク望ム所ナリ爾種臣篤ク斯旨ヲ體セヨ

明治四年辛未五月二十二日

われわれはこの御委任状を拜して 聖旨の有難さに唯々感泣するの外ないのである。必ら

すや副島使節も同様であつたに相違ない。

これより先、同月十五日にわが外務大丞等は箱館駐在の露國領事に對し、樺太國境談判のため副島參議をボシエツト灣に派遣する旨を通告し、<sup>5)</sup> 同月三十日には露國領事より右通告を諒承したる旨の回答があつた。<sup>6)</sup>

本件交渉の開始につき我國が多少あせり氣味であつたに反し、露國側の態度は明瞭を缺き、交渉開始の意思ありや否やすらも不明の状態であつた。現に六月一日付副島全權に隨行して箱館に在つた田邊外務少丞が宮本外務少丞等に宛てたる經過報告には、『使節附官員一同去月二十四日夕第四時品川出帆、海路無滯同二十八日曉第三次當港着いたし、即日上陸、不取敢拙者儀在留の魯國領事へ引合および候處、今般使節御渡航の儀に付ては、一週日前頃、同國軍艦便有之候に付、ニカライスキより傳信機を以、本國政府へ問合遣し置候に付、右返事承り候はば、直様相通候積御座候間、五六日相立候はば何と歎様子相分可申、尤、既に郵便を以横濱迄書簡到來いたし、右御持參にも相成候哉、左候はば大慶の旨申聞、一昨二十九日使節御旅館へ來尋の節に、軍艦便の儀も睨と相分り兼候に付、横濱の方へ問合度旨を以、便次第書簡差立方の儀申立、右等遁詞ケ問敷相聞、兼て申立候運びに不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候得と



も、幸ひ當船便有<sup>7)</sup>之候に付、彼方任<sup>7)</sup>申別紙横文書簡差進候間、御達方可<sup>7)</sup>然御取計可<sup>7)</sup>被<sup>7)</sup>成候、(中略)尤、使節には此迄此方失信の廉に候間、右に反對いたし、何時迄も彼方の報知を待居候御見込にて、委細御同人より三條岩倉兩公へ被<sup>8)</sup>仰立候趣に御座候、云々と謂ひ、露西亞の遷延政策が暗に察知されて居るやに見受けられるのである。

果せる哉、六月二十九日に函館にて副島全權が露國領事と對談したところ、延期するの止むなきこととなつた。領事の言に依れば、來春ビュツオフと申す者が横濱へ來り樺太境界の談判をなすことになり、ニコライスケの知事は當時ペテルブルグへ行き交代の者が未だ來ず、今秋に來任する筈である。目下ニコライスケにもポシエツトにも右の談判の局に當り得る者は居らぬ、かやうな次第だから御氣の毒ながら今年(明治四年)は本交渉をなすことができない、また日本外務卿への返簡は近く發送する積りである、と謂ひ、續いて次の如き意見が交換された、

副「空敷待居候も無益ならんかと存候、

露「當中は迎も此談判行届申間敷候、若行届候様に候得ば、私自ら横濱え參り候ても宜敷候、左候へばコロオンを御待不<sup>9)</sup>被<sup>9)</sup>成候方宜敷、當方にて承り其上可<sup>9)</sup>申上候、

副「此書簡を信用すれば右談判はビュツオフを委任相成候趣に付、縦令コロオン到着候とも同人と可<sup>9)</sup>致談判筋とも不<sup>9)</sup>被<sup>9)</sup>存、空敷歸るべき而已、

露「此儀に付ては横濱え來る使節に傳言可<sup>9)</sup>致候、

終りに副島が「ビュツオフは兼々懇親の事故、談判筋却て都合宜敷事と存候」といひ、また「唯此度空敷歸り候事残念の事に候而已」といへば、領事は「此過失は閣下の過にあらず、偏に岡士の罪に候」と謝し、「全以、自然の行違に付、岡士の罪と申事も余が不<sup>9)</sup>好事に候、」と副島もあきらめた。

これで談判延期になつた事情はほぼ分るが、これにつき七月二十四日英國公使館書記官が外務省に岩倉外務卿を訪問して延期の事由を質問したるに對し、岩倉が、「箱館より引取候儀に有<sup>9)</sup>之、元來ホシエダにて談判可<sup>9)</sup>致約束の處、同所長官交代にて歸朝せり、加之、此比魯にて遷都の議あり、彼是混雜中故、參り候とも談判相纏り兼候に付、昨年日本へ參り候者を公使として右談判の爲當方え來年可<sup>9)</sup>罷越<sup>9)</sup>彼より申來候由の處、右書簡處々にて相滞り延着に及び、夫故副島も空く引取候事に有<sup>9)</sup>之」と答へてゐるのは、この間の事情を最もよく説明せるものである。



交渉延期の事情およびビュツォフが駐日公使に任せられて直接交渉の任に當るべきこと、並びに本年中には開始の見込なき旨は、七月一日付公文を以て在函館領事オラロウスキイより副島全權に對して表示し來つたので、翌々三日、副島全權に隨行せる田邊外務少丞よりオラロウスキイに對し、交渉延期の趣了承、並びに全權一行が歸京する旨を通知し、次いでその翌四日、副島全權一行は七月六日函館發の日進艦にて引揚げる旨を通知した。かくて一行は札幌を巡見の上、同月二十二日に品川に歸着して居る。

かくの如く露西亞側の人事上の事情によつて交渉は遂に開始に至らず、空しく副島等は歸京したのであるが、しかし、本問題の解決は最も急を要するわけであるから、我方においても機會を窺つてゐたこと勿論である。そして、若し先方に人事上の都合で明年にならば再開し得ないやうならば、進むで我方より露都へ使節を派遣して交渉を開かせてはどうかとの意見すら起り、現に八月某日には岩倉外務卿よりこの旨の建議を太政官正院へ提出してゐるほどである。この建議は相當に傾聴すべきものを含むのであるにも拘らず採用されて居らな

1) 大日本外交文書、第四卷、第三四八頁。

2) 大日本外交文書、第四卷、第三四九頁。

3) 副島參議への辭令は次の如し(大日本外交文書、第四卷、第三五一頁)。

參議 副島種臣

柯太境界談判ノ爲、魯西亞國ホトセツト灣へ被差遣候事

太政官

辛未五月(十三日)

4) 大日本外交文書、第四卷、第三五三頁。

5) 明治四年五月十五日、外務大丞等より露國領事への通告文次の如し(大日本外交文書、第四卷、第三五二頁)。

以ニ手紙ニ致ニ啓上ニ候、然は樺太島境界談判の儀に付、昨年中我政府より貴國政府へ御懸合及置候趣に従ひ、今般參議副島種臣を以其全權を被命、貴國ホシエト灣へ被差遣候、尤、第二等公使の位階に相當候に付、其段御承知、相當御接遇有之候様、其筋え御報知有之度候、且兼て御依頼及置候水先案内等の儀は、夫々御周旋被下候事と存候、右外務卿の命により如し此御座候、以上

年 月 日

外務 大 少 丞

魯國箱館領事

尙以、外務少丞田邊太一も本文全權に差添出張被命候間、其段も承知被致度候、

6) 樺太境界談判のため副島全權派遣の通知を了承の旨の露國領事より回答文は次の如し(大日本外交文書、第四卷、第三五八頁)。

以ニ手紙ニ致ニ啓上ニ候、然は今般樺太島談判の儀に付、參議副島種臣閣下貴政府にて公使被命、御同人へ相當の接遇致し候様御申越の御書簡落手、承知致し候、貴國全權公使相當尊敬を以應對可仕候、公使乗船案内の儀は、於ニ

七 露國交渉開始に應じ得ず



第一 樺太・千島交換問題の顛末

拙者二取計致置候間、我郡府より貴國への返簡到着次第早速右案内差出可申候、此段回答如し此御座候、以上

千八百七十一年七月五日

魯國コンスル ララロウスキイ

外務權少丞石橋政方 貴、下  
外務權少丞花房義賢

7) この『横文書簡』の内容は現在のところでは不明である。

8) 大日本外交文書 第四卷、第三五八頁乃至第三五九頁。

9) 大日本外交文書 第四卷、第三六〇頁乃至第三六一頁。

10) 大日本外交文書 第四卷、第三六五頁。

11) 大日本外交文書 第四卷、第三六一頁。同時にオラロウスキイはこの旨を露外務卿へも通告して來てゐる。これに

つき大日本外交文書 第四卷、第三六四頁参照。

12) 大日本外交文書 第四卷、第三六二頁。

13) 大日本外交文書 第四卷、第三六二頁。

14) 岩倉外務卿の建議に曰く、『柯太經界の義に付ては先年中より追々建議仕候趣も有之、竟に露國政府え申渡し、兩國全權同國領北雪兎港におゐて會同商議可及積を以、當夏中右談判副島種臣御委任、彼政府返答待合せ候爲、函館表迄相越、同國領事に引合候内、彼方政府都合も有之、全權のもの同港えは難差出に付、御國在留公使ボツォーに右談判令委任、渡來候旨答書可差越積の由、同領事迄電信を以傳來候條、申立事實無據次第に付、先其儘引取候事に有之、一體同國內於て柯太島に垂涎罷在候は今更申上候迄も無之、逐日開拓に下手候事に付、兎角一日も延推いたし候儀彼方にては好都合に有之、加之、彼委任のもの假令來春頃渡來、談判に及候とも、此

方に引受候ては先後着の際、既に勝負の勢も有之、自然御趣意も貫徹仕可申哉と心配仕候、是迄柯太島一條につきては舊幕已來着々彼の後に出席場合に御さ候處、昨年ボツォー渡來の砌、内談の趣も有之、雙方北雪兎港出張談判可及の約束および、即其趣を以彼政府え申達置候處、返答遅延候に付、使節懸々出張、函館港にて左右相待候杯、皆此より先を取候方略に御さ候處、今般彼方申立の儘に任せ、ボツォー渡來の時を袖手持居候事如何にも無策の標被存候間、此度は此より使節伯德堡え被差遣、右談判爲及候方第一先人奪人の利は勿論、歐洲各國政府の視聽、且友誼往來の趣旨に對し、彼れ一步推譲の察も有之、談判振東洋にていたし候とは自然差異も可有之之可然被存候、右は先頃中一應御廢議も有之候處、本省おゐて駁議申上候は、最前懸合置候書面、未だ返答無之内の儀に付、御失信不相成様申上候儀にて、即今は未だ本書到來不仕候共、電信の趣分明御座候間、右様の次第に候は、此より改めて使節可被差遣旨、彼方政府え直に申入候とも手續不都合無之義、殊に從來彼國よりは我國在留公使も不差出候處、今般新に公使を命じ候儀は必ず略見も可有之、且明年定期改定に付ては歐洲各國の論議より自ら異同抑制するの利有りて、我が意を達するの術にも關係可致、旁彼の本國被差出可然哉、早々御決議御さ候様仕度奉存候也、(大日本外交文書 第四卷、第三六九頁乃至第三七〇頁)、と。すなはち岩倉の見解に依れば、露西亞は目下樺太の積極的經營に寧日もなき有様であるから、先方としては交渉を遷延するのが有利であり、従つて又わが方としては一日もゆるがせに出来ない急事である。しかも、この交渉のためには當方がイニシヤチーウをとるのが接衝上もつとも有利であるから、使節を直接ベテルブルグへ差遣するやうにして欲しいといふのであつて、流石に岩倉の卓見であるといはねばならぬ。



## 八 日露中間折衝

前節に述べた如く日露交渉は遂に延期になつたが、明治五年四月（一八七二年五月）には兼ての話の通り駐日代理公使ビューツァフが來任したので、<sup>1)</sup>丁度副島種臣が外務卿に就任してゐた關係もあり、日露兩國間に種々の折衝が行はれた。その折衝の内容については詳細の記録が見えないので明かならぬものがあるが、大體に明治五年中における數回の會談においては樺太を兩國のいづれかが買取ることに関する點に及むのである。すなはち、露國の主張は從來のそれを固執し、島上で經界を分つことを肯じない。それで我方から、然らば樺太全島を買取つて貰ひたいといへば、彼れは政府にその金が無いと答へ、また日本で買取らうと提議すると、露公使は、自分はそれに答へる權限を與へられて居らないから、この點に就いては特に政府の訓令を仰がねば何とも謂へないといつて、しばらく談判を中止せむことを求めた。これは明治五年の五六月頃のことである。

然るに、同年八月頃に佛國公使ウートレーの歸國中、代理公使チュレーよりの内告に、『同國公使魯京在留のものより本國政府への報告に魯國政廷において該島の儀に付ては屢々日本

との争もあり、隣國交際の義に背くことも不少、大に大國の面目に關係すれば、結局これを棄て、全島日本に附與すること、一は交誼に關し、二は省費の途なるべしとの論ありとの趣、本國より報じ越せし旨』とあつたので、<sup>2)</sup>我方では或ひは然らむと考へてゐたのである。

これより先き、維新以來わが國內においても樺太の經營に關し諸種の論があつた。明治政府は維新草創の際であるから容易に不動の對策を樹立するまでに到らず、加ふるに後に述べらる如く露國の暴狀は募るばかりであつたから、或者は實力を以て臨むべしとなし、また或る者はこの際むしる樺太を放棄して餘力を他の方面の開拓に用ふべしとの論などが起つた。殊に當時開拓次官たりし黒田清隆は樺太放棄論を主張し、『樺太の經略三つあり、斷然是を棄て魯西亞に付し、力を無用の地に勞せず、是を上策とす。たとひ一二歩を彼に譲ると雖も、徑界を確定し、多少の煩雜を省く、是を中策とす。雜居の舊に仍り、事端を生ずるなからしめ、機を待て斷然之を棄つるを下策とす、』といつた。これは明治三年九月ごろのことである。<sup>3)</sup>この樺太放棄論が黒田の独自の創見になるか否かは明かでないが、すでに第五節において述べた如く明治四年正月には米國公使デロングが石橋外務權少丞へ樺太放棄論を提唱してゐるのと考へ合さるべきである。



話は前に戻つて副島外務卿が樺太を買収したき旨の提議をなしたるに對する露國政府の回答は明治六年になつて駐日露國公使の手許に達した。その回答に依れば、樺太は露國として罪人を放逐するために必要な土地であるから手放すことが出来ぬ、且つ日本政府内でも樺太放棄論が少くないのに（前述せる黒田等の意見を指すのであらう）、ひとり外務卿のみこれを買収せんとするのは不可解である、といふにあり、結局、露國は樺太を自己の有にせむとすることが明かになつたわけである。そこで我方でも佛國よりの内告に基き、露國政府にも放棄論があるではないかと酬ひたけれども、もとより雙方とも政府より全權を委任された者の口から出た放棄論ではないのであるから問題にならず、結局、露國が樺太を取り、その代りに他の土地を日本へ與へることにしては如何、との議論などをして結末を見出すところまで至らなかつた際に、副島が全權大使として清國に差遣されたので、その留守中は代理の者で交渉をすすめたき旨を我方より申し出たけれども、露國公使はこれを承知せず、折角兩人の間で折衝が緒に就きつつある際であるから、副島の歸朝するまで待ちたいと答へて來た。かくする内、母子泊にて露兵の暴動があつたので、副島が直ちに歸朝し談判を開始せむことを露公使より要望して來たけれども我方はこれを承知せず、先づ右暴動につき露國政府は

日本に對し如何なる處置を採らむとするのかと問ひ、若し日本政府の満足するに足る取扱ひなくむば、樺太經界の議も懇親の談判をなし難い旨を以て斷つたので、彼我雙方それぞれ官吏を派して實地に調査し、且つ猶ほ交渉を續ける旨の協議をした。然るに我が出張員が歸京後復命の際には副島はすでに辭職して居つたし、露國公使ビュッオフも駐清公使に任ぜられたので、明治六年十一月に赴任してしまつた<sup>4)</sup>。

この中間接衝は以前の延期に對應するものであり、何等具體的な結論に到達することは出来なかつたけれども、樺太の買収問題が議題の中心となつた點において重要な意義を有つて居る。しかも、その買収たるや露國側がこれを爲すといふ強い希望を抱けるものなることが十分に看取されたことは、爾後の日露交渉のために我方の對策を樹立する上に大いに得る所があつたものといはねばならぬ。そして同時に我々はここ二三年間における副島種臣の奔走努力を十分に記憶すべきであらう。

1) 露國公使の横濱に到着せる旨の通告狀は次の如し（大日本外交文書 第五卷、第三六二頁）。

僕儀當所え到着仕候へ共、少々不快にして迅速御面會相叶候日限を御取極の義、何分願兼候段遺憾無遺方候、

併不日全快の上、貴政府え可罷出候、急ぎ此段高閣下え御報知および候、

余が最上の恭敬及び全く高閣下え隨從する事を御信用可被下候、



千八百七十二年五月七日壬申四月十三日

高閣下の謙遜なる従者

エウ・ビニーツォフ

皇帝 陛下

副島外務卿高閣下

- 2) 大日本外交文書、第五卷、第三七〇頁。
- 3) 渡邊幾治郎氏著『日本近世外交史』第八七頁。
- 4) 大日本外交文書、第五卷、第三七〇頁乃至第三七一頁。

## 九 露國の暴狀

日露兩國の外交折衝の行はれて居る間においても樺太に對する露西亞の進出は奸計と暴力とを以てせられ、殆んど底止するところなき状態であつた。もとより、これは明治五六年の交においてのみ見られた現象ではなくて、維新前後から隨所に演ぜられて居たところである。現に、明治六年九月二十七日開拓次官黒田清隆が各省府縣宛に一書を發し、『開拓使御創置以來、樺太ニ於テ魯人粗暴ノ事件別冊ノ通取調候間、御回申候、御一覽ノ上、同州處置ハ儀ニ付御見込モ候ハ、御申越有之度』<sup>1)</sup>といへる文書の『別冊』すなはち『樺太州魯人

事件ノ概略』<sup>2)</sup>に就いてみるも如何に甚しかつたかが想像できる。それは大體次の如くであつた。

(1) 明治元年八月、函館府權判事岡本監輔が樺太在勤の節、露國首長マヨルより書簡を以て、オチョボカにおいて石炭を検出したるにより樺太を以て現はして置いたから、近日中に探鑿する旨を知らせて來た。仍つて衆議の上、當地石炭山はこれまで日本が着目し來り、オチョボカは勿論、ナヤシ・登穂・久春内以北の諸處で追々着手すべき趣を答へ、同時に我方で少々探掘したことがあつた。然るに明治二年三月十日に至りマヨルより書簡を以て、『昨秋斷リヲキシ魯國ニテ見出シタル石炭山ノ樺太何故ニ拔取り、且猥リニ鑿リ出セシヤ、』と詰問して來たので、我方では、それは元來日本にて先に發見したものであること昨秋も斷つて置いた通りである、且つその地は日本の土地であるから別に標識を設けなかつたのだ、と答へた。ところが同月十六日に開拓大主典東善八郎が遠滯に至りマヨルと談判し、この談判が結末づくまでは双方で手を付けないことに話合つて置いたにも拘らず、露人はこれに對し種々異論を挟み、度々談判の末、遂に探掘を見合さしめ、番人を置いて監護することとした。



(2) 明治二年五月十七日、東善八郎が遠淵から歸つて来たところ、その翌拂曉に露兵が四五十人ばかりでその宅を包圍し、昨日善八郎の従者が彼等の同僚の者を打擲したからマヨルの命令により捕縛するといふのである。そこで善八郎が彼等の不法を詰りこれを却け、終にマヨルに告げて以後かくの如き事件は互ひに文書を以て交渉し、擅に手を動かすべからざる旨を約した。

(3) 明治二年六月二十三日、一艘の露國軍艦が母子泊に來り、兩三人が下艦して日本の官舎に至りポーニコクの命を傳へ、海岸まで出張せられたしと告げて來た。そしてそれに附加して、國帝の命を奉じ母子泊の某處に家屋を經營するため來たのだ、と謂ふ。そこで衆議の上、東善八郎を遣はして應接せしめ、そのあたりは土人の墓地で從來足跡を入れざる地であり、且つ家宅を營み道路を開くときは人民の漁業を妨げるから困る、と反覆辯論したるにも拘らず、彼れは國帝の命なりとて敢て海岸の諸處に小屋を建て、土人の墓地を平ぐるに至つた。ここにおいて岡本監輔は上京してこれを鍋島長官に具陳した。

(4) 明治三年正月、露人は母子泊に波止場を築造しやうとした。勿論それは大いに漁業の妨害になるから我方では許さなかつた。然るに彼はこれを聽かず、遂に我が監視のため現地に派遣し置きたる官吏川島某等六名を捕縛するの暴舉を敢てした(その後、川島等は彼より送還して來た)。

(5) 明治三年七月、伊達・栖原兩氏所有の藏に官物を入れて置いたところ、山上の藏では酒を二樽・洋服若干・合羽五十枚を盗まれ、また海濱の藏では狸皮五十枚盗まれた。いづれも藏の後を破壊して入つたものである。仍つて翌夜ひそかに番人を付けて置いたところ、果して賊四人を捕えた。そこで之を糾問すると、露兵隊長シユワンの部下の者で、前夜盗んだことをも自白したから、隊長チャチニコフへ引渡した。

(6) 函館地藏町の市藏といふ者が明治四年八月十九日に歸郷するため楠溪を發足し獅子谷に到りたるに渡舟がなかつたので如何にしやうと思つてゐた所、丁度露兵が追放罪人を乗せたる船を浮べてゐたので、船賃金一圓を出す約定にて乗込み、着岸してから金を渡したところ、財布に澤山金があるのを見て之を奪はんと謀り、帶で咽を絞め殺し、金を奪ひ、屍は少し隔りたる草原へ投げ捨てた。

(7) 渡島國の農民男子二人女一人は明治二年樺太に來り釜泊場所にて漁業を營んで居つたが、明治五年正月七日に露國脱走罪人四名は右三人を殺害し、しかのみならず家を焼き家財



を盜奪して近傍の山中に潜伏してゐたのを露國の手に捕えられた。そこで我方からも立會役人を派遣して糾問したところ、自白はしなかつたけれども盜品並びに血に染みたる鐮を所持し、その他證據となるべき品が多數あつたので、愈々彼等の犯行に相違なきことに決定した。

(8) 明治六年四月二十一日、露國の兵卒五六十名が楠溪に來り、その内で商家に入り靴・酒の類を掠奪して逃げる者があつたので、我方の羅卒等が捕縛しやうとすると、彼の同行の兵卒が馳せ集りてこれを遮つたので遂に取逃がしてしまつた。然るに翌二十二日に露兵多人數にて又々楠溪に來り、土足のまま官舎に亂入して無法の舉動をなし、或は農商の業を妨げ或は圃垣を打破り蹂躪したから、首長カピタン官チャジョロフに嚴重に取締るやう申入れたるに、彼れは承諾し且つ謂ふには、『兵卒の喧嘩は何方にも之れ有る者なり、向後死に至る程の鬭争に非ざれば相互にそのまま差置様に致し度、』と答へるのであつた。

その夜、函泊に在る漁民の板藏から火が出た。この板藏は露國より兼てから取除いて呉れと申し込んで來てゐたものである。兎に角わが方としては消火のため漁民等が急ぎ駆けつけたるに、露兵達は所々より礮を擲ち、近づく者は或は打ち或は蹴り、消防を妨げるから傍へ引取りて傍觀してゐたところ、露人三名が板藏より火を持出し、同所海岸に二百間ばかり露積してあつた薪に火を放つたので、又々消火をしてゐると、露兵が多勢馳せ集り、消防器械を掠奪し、これを火中に投じた。

それから少しくして同所海邊の番屋を打破るから、これは彼の首長に抗議して即時制止させた。その暴動の中には露國士官が徘徊してゐた。

(9) 明治六年五月中旬夜二時頃、楠溪の米藏前にて燃火を携へ通行する者を邏卒が発見し追跡したが逃走してしまつた。暗中のこととして何人であるか明白でなかつたが、身幹長大にして日本人の風ではなかつた。――、

右の内(8)の楠溪における函泊の出火事件は日露兩國間の大問題となり、東京でも外務省と露國公使との間に頻りに接衝が続けられ、これに關する多數の文書が傳はつてゐる。<sup>3)</sup>

この外、露人の暴行・掠奪は枚擧に遑なきほどであつて、明治六年十一月には露國所屬のドンクス並にヤクト人が女士人を強姦の上殺害し、<sup>4)</sup>明治七年七月三日の夜には樺太楠溪海岸にて露兵が兼て條約にて禁止され居る酒樽を背負つて通行せるを發見したわが邏卒がこれを咎めるや格闘となり、これに關して彼我の交渉が行はれ、<sup>5)</sup>また明治七年七月には樺太榮濱



領苗淵川<sup>ナイフ</sup>で日本漁民の罾網を露兵三十名がみだりに引揚げたる事件、<sup>6)</sup>等々で常にわが國民の生命と財産とが彼等の爲に危険にさらされて居たのであつた。

かくの如き状態を放置し、依然として樺太を日露兩國の共屬となして置いたならば、名は共屬にしても實は完全なる露領に化せしめられることは極めて切迫してゐるといつてよい状態であつた。かやうな手段による領土擴張は露西亞の常に採り來れる政策であるから、我方としても十分の警戒をなし、樺太の處置を如何にするかにつき愈々最後の決斷をなすべきを迫らるるに至つたのである。そして、樺太・千島の交換はかかる事情に促されて行はれたのである。しかし、われわれはそこに到達するまでに猶ほ多くの迂餘曲折のあつた経過を辿らねばならぬ。

- 1) 大日本外交文書、第六卷、第三五六頁。
- 2) 大日本外交文書、第六卷、第三五七頁以下。
- 3) 大日本外交文書、第六卷、第三四〇頁以下。
- 4) 大日本外交文書、第七卷、第四三六頁、第四三九頁。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第四三七頁。

## 十 寺島外務卿の豫備交渉

樺太問題につき異常の努力を傾注して來た副島外務卿が突然に辭職したので駐日露國代理公使ビュツオフは交渉の相手を失ひ、且つ彼れ自身も清國公使に轉任を命ぜられて居たから油が乗らなかつたわけであるが、幸ひに我方では維新以來外交の局にあたり來れる寺島宗則が副島の後を繼いで外務卿に就任したので、寺島は樺太問題の急速なる解決の必要を知悉して居た關係上、先づ明治六年十一月二日外務省にてビュツオフ露公使と會見して打診した。このときの對話書に依れば、<sup>1)</sup>自分は歸朝後間もなく外務卿に任ぜられ、前外務卿のなしたる日露交渉の経過はよく承知しない者であるが、唐太島の談判が纏まれば北京へ赴任されるやうなことを話されたそうだが左様か、と寺島が切り出したのに對し、ビュツオフは、この春支那在留の命を受け、その際旅装に取りかかつて居たところ、樺太島の談判をなすべき命令が下つたので遂に今日まで赴任が延期したわけである、だから最早やこの談判が纏まらないとなれば出發しなければならぬ、且つ交替の者が來任しても果してこの委任を受けてゐるかどうかは分らないし、たとえ委任を受けてゐるにしても最初からの交渉経過を知らないか



ら不都合だらう、それで自分は初めから本件に關係して居り、殊に委任までも受けて居るのであるから成るだけ纏めたいと思つて居る、と答辯してゐる。

これで露國公使が交渉をまとめたき意向を有することが略々明かになつたので、寺島は樺太の國境を確定すべき必要を力説して、『今般の唐太島事件の如きも、兩國の境界判然相定り居候はゞ此の争諍も無之事にて、既に十歳以前舊幕府より小出なる者を貴國へ差遣し、境界確定の御談判に爲及候處、右御談判も不<sub>レ</sub>相纏、矢張雜居と相決し、其節小出の意見を以些か雜居規則を設定し、往々之れを潤飾増補可<sub>レ</sub>致見込、是れ不都合を未萌に防ぐ爲めに有<sub>レ</sub>之、其後兩三年前、同島に於て些かの不都合起り候間、我官吏を出張爲<sub>レ</sub>致、將來の取締を爲<sub>レ</sub>附置候處、又候今般の争諍差起り候義にて、尤、今般の義は何等の因故より相生候哉不<sub>レ</sub>相分候間、其邊の御談判には難<sub>レ</sub>涉候へども、到底雜居故に屢々不都合を醸起致し候義なれば、境界を確定せざるを得、又境界を定むる事に於て不都合なる時は、將來争諍の不生規則を設けざるを得、夫是原由因故不分明にては難<sub>レ</sub>差定、乍併御見込も候はゞ承度候、』と謂つた。これで國境確定の必要なる所以は明かにされた。しかし右の末尾にあるところの、國境を確定し得ないときは云々といふのは果して何を暗示せる言葉であら

うか。これだけでは寺島の腹の中は明示されてゐないけれども、樺太を放棄する代りに露西亞の他の土地を貰つてもよい、といふ意味を暗示してゐるとも解せられなくはない。この點を露國公使は果して如何に解したであらうか。後に述べるやうに、明治七年一月二十一日の會談では露國臨時代理公使が明白に樺太・千島の交換を提議してゐるのは、彼れが前公使ビユツオフから寺島の胸中を読み取りたる意見を聞かされてゐた結果ではなからうか。

それはそれとして、前にも述べた如くビユツオフは既に駐清公使に任ぜられて居り、樺太交渉の成否を見究めて赴任しなければならぬ地位に置かれて居たので、この會見において日本政府の意向を堅く追及するところがあつた。それで寺島としては、目下官吏を樺太へ派遣して例の騒動の顛末を調査せしめて居り、政府の樺太問題の大本はほゞ決定して居るけれども、右官吏の歸京報告を得たる上にて何分の御回答を申し上げたいと答へ得る程度であつた。すなはち『大凡目途は相定り居候へども、尙一層其近證に就て情由を委敷致度爲め、我官吏の歸着を待ち度と申事にて、素々此御談判に取懸り候より既に一歳半の星霜を経過致し候事故、可<sub>レ</sub>成ば我官吏の歸着を待て、又前外務卿えも委敷是迄御談判の首尾を承りたる上御回言に及度、併夫れ等の爲め曠日難<sub>レ</sub>相成』との事に候はゞ、前外務卿よりの引繼は纔兩三



日にて可相濟、尤、御都合宜敷候は、可相成<sup>3)</sup>ば官吏歸着の上、委敷其原由を承り御回答致し度候、』と言つたのに對し、露公使は、とても十日以内には出發できないから、十日以内に御回答願ひたい、と希望して會見を終つてゐる。なほ、この會見より二十日後の十一月二十日にビュツオフは一書を寺島外務卿に送り、十二月六日に出發赴任の途に就くことを報じてゐる。<sup>2)</sup>

かくしてビュツオフは清國へ赴件してしまつたので、その後にはウラロースキーが臨時代理公使となつた。この頃になると日露兩國とも樺太問題の急速なる解決を希望する點においては一致してゐた。ただ、今では問題が樺太國境の確定問題から樺太の處分問題に轉換して來て居るの感が深くなつてゐる。これは注意すべきである。換言すれば樺太を分割することなくして或る一國に歸屬せしめやうとする方向へ動いて來たのである。

この意味において最も興味あり且つ重要なのは、明治七年一月二十一日に横濱の露國領事館において寺島外務卿とウラロースキー臨時代理公使との間に交はされたる對談であらう。<sup>3)</sup> 試みに樺太問題に關する部分を引用すると次の如くである。

寺「樺太境界ノ儀ハ其目途ヲ立、御談判モ成兼候ニ付、追々御相談ノ上取極可申候、

ウ「御國政府ヨリ、樺太島魯國へ御渡相成候ハ、右代リトシテクリュー島等ヲ差進可申、尤右ハ漁業等ノ益多分有レ之候、

寺「漁業ニテ有益ニモ可レ有レ之候得共、右何レニモ臨海ノ地ニテ未我人民航海ニ熱セヌ故、思フ様ニモ不相成、夫是以度々副島卿並岩倉大使ヨリモ貴政府及ビユツオフ氏へモ御相談申候へ共、何分是ガ界ト目的モ相立兼候間、尙追々御談判可レ及候、

ウ「右クリュー島ヲ代リ地トシテ差上候得ベ、却テ割ニシテハ御國政府ノ益ニ相成可レ由ト被レ存候、

寺「右利益ノ有無ハ能存不申、樺太中松前方ヨリ行クノ路都合宜敷所へ村落ヲ設ケ、旅行等ニ差支無レ之様、漸次開拓ノ道モ相運、從前ハ夏中ノミ獵業等ヲ爲シタレドモ、當今ハ冬籠モ相成候様ニ至レリ、右クリュー島ハ樺太島ヨリ利益有ルトノ事トモ被レ思不レ申候、

ウ「右クリュー島貴政府ニ於テ御承知ニ候ハ、二十年後條約ニ致シ可レ然、其間ニハ必御國人航海ニモ馴レ便宜ニ至リ候儀ト存候、尤、右島中ニハ魯人ハ固ヨリ米國人等モ居留致居候、

(此處デ地圖ヲ示ス)

一體此島ハ會社へ相渡有レ之候ニ付、貴政府ニ於テ御承知相成候ハ、右會社ト魯政府トノ條約ヲ改メ取戻、右ニ代フルニ金ヲ以テスヘキ事ト存候、

(此處デ寺島ハ地圖ヲ閱了リ、東ノ島ハ何、西ノ島ハ何)

當今ニ至リ貴政府開拓セシ樺太ヨリ收ル處ノ稅等ハ無レ之儀ニ候哉、拙者申述ル如ク右代リメ島ヲ御



承知相成候へば必利益アル事也、

寺「クリユ島ニ米人等居留致、其所收ノ税等ハ何程ニ候哉、

ウ「委曲御承知被レ成度候ハ、取調可ニ申上ニ候、

寺「唯今ニハ及不レ申、唯御咄ヲ承ル迄ノ事也、

ウ「甲ノ島ヨリ乙丙丁ノ島々ニ於テ漁業ヲ爲レ致、總計凡十萬弗位ノ益有レ之候哉ニ聞居候、

卻テ樺太ヨリ小ナレドモ右クリユ島杯ノ方ガ多ク利益アル事ト存申候、

寺「人ノ多少ニ寄ルベシ、

ウ「獵ニテ澤山益アリ、

寺「獵ハ可然候得共、外ノ事ハ如何、

ウ「流罪人ヲ置ク場所ニ致候事ニ御座候、

寺「罪人ヲ置ク處ニ爲スト御申聞有レ之候ハ、島故都合宜敷哉、

ウ「敢テ罪人ノミ無レ之、追々開拓ノ見込ニ有レ之候、

寺「ホシエツト港ハ人口何程ナルヤ、

ウ「少々許、

寺「貴國ノ所領タルヨリ開拓相成ル處ニ候哉、

ウ「支那・朝鮮人等居留セリ、

寺「ホシエツトハ南端ニテ其次ノ何港ナルヤ、

ウ「何、

寺「其間ノ地方ニハ人民アリヤ、

ウ「少々アリ、

寺「支那人等カ、

ウ「魯人モ有志ノ者ハ此地ニ移リ開拓旁居留セリ、

夏ハ江海ニ路ヲ取候儀ニテ、陸ハ少シクシテ海多シ、

寺「朝鮮ノ界ニ江アリヤ、

ウ「有レ之、

寺「朝鮮地方ニ番所様ノモノニテモ有レ之候哉、

ウ「魯地方ハ本邦ヨリ一小隊程ノ兵ヲ差出シ置リ、

寺「江岸ニ人家アリヤ、

ウ「ホシエツトノ對岸ニシテ商人等相往來ス、朝鮮ハ米國・佛國ノ外ハ敵對セズ、

寺「江ノ近傍ノミニテ深クハ外人ヲ入ルコトヲ許スマジ、

ウ「然リ、

樺太問題に關する兩者の對談はこれで終つて居るが、これを讀んで感ずることは先づ第一、



に、寺島は歸朝直後であつたため事情に明るくないといふことである。そのために單刀直入に樺太と千島の交換を提議せられて受身となり、終始ウ公使のために引きすり廻されてしまつた感がある。ウ公使はしきりにクリエ島の價値を揚言し、寺島も細かい事まで質問してゐるが、『そんなによい處ならば貴國はこれを日本へ代り地として與へられるのはどうか』と一本突き込むことも爲さず、幼稚な質問ばかりを續けてゐるのは齒痒ゆい。しかも問題のホシエツト灣の事になると幾ら質問しても要領を得た答辯を與へないあたり、ウ公使は相當な凄腕の外交官といはねばならぬ。このやうでは日本は頭から露西亞に舐められる虞れが十分にある。第二にこの對談に依つて露西亞は樺太の全有を固執することが明白になつた。だから彼れが従前から國境の確定につき言を左右に託して明白な解答を與へないのは決して故なきことではない。

されば問題は愈々最後の一線に到達してしまつたことが感ぜられる。しかも、それは日本側の態度に對してそうである。試みに日本が依然として『國境』の『確定』のために交渉を開かむことを主張するならば、最早や到底纏まり得ないところまで來て居り、結局日本が樺太を放棄するか否かといふことにならむとしつつあるのである。もとより外交のことである

から如何なる事で局面が轉廻されるやも圖られないけれども、少くとも寺島外務卿とウラロースキー公使との對談はかくの如き感を催さしむるもののあることはこれを否定し得ないであらう。

寺島とウラロースキーとの會談はこれにて一應終り、爾後の交渉は榎本駐露公使によつて行はれることとなる。それは以下において詳細に述べる通りである。

- 1) 大日本外交文書、第六卷、第三六〇頁以下。
- 2) 大日本外交文書、第六卷、第三六四頁。
- 3) 大日本外交文書、第七卷、第四一八頁以下。

## 十一 露都における榎本公使の豫備交渉

寺島外務卿とウラロースキー臨時代理公使との會談があつてから間もなく、榎本武揚が駐露公使に任ぜられ、露都ペテルブルグへ赴任することとなつた。このとき日本政府は榎本公使をして樺太問題の根本的解決を圖らしむるため特に全權委任狀を附與し、同時に明治七年三月五日付にて本公使において遵守すべき箇條を訓令してゐる。この訓令は本交渉における



我方の根本的對策が樹立されたことを示すものとして頗る注目されるべきものであるから、次にその要旨を摘示して置きたい。<sup>1)</sup>

- (1) 彼我の雜居を廢して境界を定めること、
- (2) 樺太全島の殆んど半分は（即ち西はウシヨロより東はシツカに至る）、現に我國の官吏を派遣して支配してゐる。今、全島を露國の有となすにおいては、露國は右に釣合ふべき地を我に讓るべきこと、
- (3) ウルツブ島よりカムサツカに連なるキュリル諸島を以て、樺太島の代地として受取るべきこと、
- (4) 各所に住居する我人民が引拂ふと否とは各人の自由とすること、
- (5) 各所にて現今わが人民住居の地は、露國政府より我人民生計を營むために無稅地にして住居せしめ、且つ一切の商品輸出入共に稅を取らざること舊の如くさせること、
- (6) 我政府は楠溪に、都合により理事官を置くこと、
- (7) 露西亞はアニヲ港・ウラヂヲストツク港・ヘテルボウルスキ港及びボシエットの四箇所を以て、わが商人の貿易場に供すべきこと、

- (8) 滿洲海岸において我人民が鯨獵を爲すを得ること、
  - (9) 樺太にある我國官私の建棟及びその他の不動産は、わが人民の各所を引拂ふるとき露西亞より相當の代價を以て買取らしむること、
  - (10) 代地たるキュリル諸島にある露西亞官私の建棟及びその他の不動産は、彼の人民各所引拂ひのとき日本より相當の價を以て買取ること、
  - (11) キュリル諸島と樺太とに在る蝦人は、各政府所領の地に改めて轉住すると否とは全く彼等の所望に任すこと、
  - (12) 各民これまで在住せる地を引拂ふことを望まずして依然その地において生計を營むことを願出るときは、兩國政府これを拒まぬ、唯その民は新領土の國律を以て支配し、その民の苦情等を舊領主政府において關係しないこと、但し豫め左の諸件を約し置くこと、
- (甲) 從來その地において海漁山獵を營み來りたる兩國人民（他の外國人を除く）は、その地（海及び陸）及びその建物を私有すること舊の如くにして、山海漁獵稅・地稅・船稅・銃稅及びその所産より入用食物器具輸出入稅・島中陸地運送稅等を一切出さず、
- (乙) この條約實施前に各島に在る人民が兩國政府より既に免許を受けて私有せる土



地、及び少しにても手を下せし土地は、漁場・牧場・畑地及び山林共に永世無税のこと、  
(丙) 各島に在る人民は、その造築家屋器具及び薪等の用に供する材木は共に無税にして、その近傍の地方より伐採し得ること、

(丁) 各島に在る人民は、從來發見し置きたる鑛山を無税にて採掘し得ること、即ち樺太における石炭山六ヶ所(ナヤシ、シヨウニ、トコシホ、東白瀆、ノボリボ、カシボ)、銅山一ヶ所(西富内)は、わが人民の發見し置きて目標を建て置きたるものである、

この訓令に依れば、我方は一往は樺太の國境を確定すべきことを提議するも、到底それは露國の容るるところでないことが明かであるから、最後の切札として樺太を放棄する代りに千島を提供せしめむとすることに決定を見たことが明白になつた。これは前述の寺島とウラロースキーとの會談により多分の影響を受けたものであること想像に難くないが、日本政府において果して樺太と千島との有つ價値の優劣につき如何なる程度まで智識を有つてゐたであらうか。今日より考ふれば些か疑ひなきを得ないのである。

右の訓令を受けたる榎本公使は間もなく露都に赴任し、愈々露國政府と接衝を開始するこゝとなつた。そしてその第一回會談は明治七年六月二十二日、榎本公使と露國外務省亞細亞

寮頭スツレモウホウとの間に行はれた。同日付の榎本公使より寺島外務卿に宛たる報告によれば、露國は本件交渉に對する日本政府從來の怠慢をなじり、露國政府はすでに駐日公使スツルウエに本件交渉の全權を委任し置きたるに付、東京にて交渉されることを希望するといふ態度であつた。これに對し榎本は、露都で大綱を協定し東京で細目協定を締結することにしては如何などと應酬し、結局榎本が皇帝に謁見式を済ませたる上にて本件につき懇談することを約して別れた。<sup>2)</sup>

かくて兎も角露都で會商を行ふことに話合ひが付いたので、榎本は十一月十四日にスツレモーホフを亞細亞寮に訪問して第一回樺太境界の談判を行つた。この會談に依つて双方の主張が十分に明かになつてゐるから、次に榎本公使の報告書に基いて對話の内容を紹介して置きたい。<sup>3)</sup>

榎「樺太島に於て争鬭及び叛人等の絶へざるは、畢竟世界に類なき雜居と申事有之候より差起れる儀に付、今般雜居を廢し、判然境界を建る儀を貴下と可レ及御談判一候、

ス「承知致候、雜居を御廢止被レ成候は御尤の儀にて、既に拙者小出君と雜居の約を結候節、此事必らず尙將來不和の絶へざる基と相成可レ申段は、小出君に屢次御話申候得共、雙方談判不レ纏より、無レ



據遠路御越の段を纏める爲工夫して、遂に雜居規條の件を考出したる儀にて候、併右は無據場合より出たる儀に付、永久の平和を固ふする所置には無之候、

榎「樺太境界の儀に付ては、貴國はラベルーズ海峡を以て境として全島を御望み有之候得共、右は我國にてマミヤ海峡を以て境として全島を我方に望み候と同一意にて、夫にては雙方の議論不決候に付、島上において天然の地形により雙方公平の境界を建候事を我方にては望み候儀にて候、

ス「我政府に於ては樺太島の如き風土瘴惡の土地を所望いたし候は、我國境を廣むる趣意には決して無之、只管我懲罪人を差遣す爲には不可缺の要地たるに由せり、其故は彼地は僻遠にして時候も惡敷、其上海にて四隣を隔るを以て罪人等遁走するあたはさればなり、然るに今かゝる島上に於て貴國と境界を建る時は、貴國人民と我罪人等の間に矢張紛擾不絶して、詰り將來貴國と不和の絶へざる基と必然可相成を以て、畢竟拙者方にて全島を所望いたし候儀に候、

榎「乍併、島上に於て境界を建るは雜居より遙に愈りて、紛擾差起る事可無之、將世界各國大抵地積にて境を爲せるもの多しと雖ども、之が爲に其國々常に紛擾の起るを聞く事なし、何ぞ獨り樺太島に於てのみ然りとせん、

ス「否、樺太島は内地の國境に比しがたきものあり、其故は、内地にては平和の人民互に相隣するを以て紛擾を起す事なしと雖ども、樺太島は我が罪人を置くの地なれば、島上に於て境界を建、譬ば土手杯を以て相隔るとも、罪人等必らず遁走して貴領に入り、貴國人民の害を醸し可申、左候へば始終

兩民紛擾不和の基と相成申候、是故に、我皇帝隣國と不和の起る基を斷ち、交誼を重ぜらるゝの御意を以て、島上境界の談判を年來肯せ給はざる所以なり、

榎「貴政府は左様の御見込かは知らねども、我政府にては島上に於て境界を建れば、尙來必ず不和を招くの基となるの理を見不申候、又我政府は貴政府の所望に同意して我國民の意に戻り、胡亂に我所領地を割て人に與ふる譯には參り不申段は御承知有之度候、

又我政府にては、方今の如き雜居の地え貴國同様に兵卒及び罪人等を住居せしむる時は必らず紛擾を引出し可申を以て、我政府は格別隣交を重んじ、今日迄は彼島え兵卒も送りたる事無之、今般雜居を廢止し境界を建たる上にて、人夫をも遣し開拓に従事する見込にて候、

ス「仰の趣は難信候、我政府にては貴政府樺太島の情態を多年熟視致居候、拙者の所見を今可申進候、先第一、彼地は氣候極寒にして貴國人民の住居に適せざるを以て、貴國人民自ら好んで彼地に住む者なし、又貴國政府は是迄多少の金額を費し彼島え人民を殖られ候事もありしが、風土の惡敷を以て其民往々住居を好まず、或は去り或は死し、遂に其驗効なし、第二には、我政府は前文無餘儀に次第よりして、貴政府に向て全島を望むは代物を以てせんとする事にて、胡亂に彼地を併有せんとするにあらず、第三には、隣交上に於て雙方一致し、代物を以て一方の地を他に譲り替へたりとて、戰敗れて地を割くの類と違ひ、敢て國民の意に戻るの謂れなし、

榎「貴論三ヶ條は直に御答可申候、第一ヶ條、樺太島風土惡敷に付、我人民或は去り或は死すと而已



専ら被<sub>レ</sub>申聞<sub>レ</sub>候得共、貴國人民とても自ら好で來れる者にあらず、且貴國人民の彼島に住むを欲せずして種々の苦情あるは我政府にても能く承知致居候、魯國の兵卒殖民及罪人等皆衣食に困窮し死亡する者日本住民より多しと魯將の屬書及其他の書類に見へたり故に云、我人民は漁業を營で彼島に住する事久し、況んや我國も昔時と異り、學術も往々進歩するに従ひ、採礦伐採等の業を營む爲に彼地に赴くを望む者多し、番に漁業のみにあらず、第二ヶ條、貴國の代物と言はるゝ者はウルツブ及び一、二の小島にて、右は釣合品と謂ふべからず、第三には、我政府貳拾ヶ年來貴國と議論一致せざるは、即ち我國民の意に戻るを重んずる十分の證話なり、  
(ここでスツレモーフは黙して答へず)

榎「樺太島の儀、經濟上より論する時は、貴國にては罪人を移され、ツイ樺太島北 部魯領地其他の原炭坑を専ら開採せられ、我國にては是迄年來漁業或は伐木等に從事するを以て互に其利を占むれども、同島境界の論は利益上は第二の論にして、有國權利上の論を以て第一とす、此權利を人に讓るは最も我全國民心に關する所なり、

ス「一體貴國にては先前の御趣意を主張せられ、一步も御引なされず、今貴下の御論も詰り先前よりの御談判振と同一に付夫にてはとても談判纏り不<sub>レ</sub>申候、

榎「否貴國にては當初布恬廷、筒井肥前と應接の節、未だラベルツ海峡を以て境とせんとの御見込なかりしに、其後ムラビヨフ氏の時よりして専ら全島を御所望なされ、以て今日迄も依然たり、反<sub>レ</sub>之、我國にては筒井の節はホロコタン五十度の處にありを以て境界と爲さんとして談判不<sub>レ</sub>纏、其後小出氏はクシ

ユンナキにて境界を建んと及<sub>レ</sub>御談判たるに、貴政府御承允無<sub>レ</sub>之、今拙者は必らずしも前日の論を確守するにあらず、唯、島上自然の地形によりて境界を建んを望むに過ず候、

ス「渠振頭良久して曰、抑、樺太島境界談判の儀に付ては先頃も申進候通、先年兩政府一致の上、貴國において其談判並に條約を遂げ候筈に付、先頃我皇帝ピツツホフ氏を遣し、續て又スツルウエ氏を遣し、其訓狀には共に島上境界に御同意するの條無<sub>レ</sub>之は拙者能く承知致居候、畢竟、島上境界の儀は夙晚兩國不和の基となるべきを我皇帝熟慮決心の上、使臣に訓狀を授けられたるなれば、貴下舊議を採られ御辯論有<sub>レ</sub>之候とも、右は我皇帝の訓狀に背違致候儀に付、拙者の權内に無<sub>レ</sub>之、最早其儀ならば向後の御談判に難<sub>レ</sub>及、此上は皇帝歸京の上、外務卿コルチャコを以て再び御意を伺候より外手段無<sub>レ</sub>之候、將又一個の事を雙方にて取扱ふは齟齬を生ずるの基と相成申候、

榎「過日も御話申候通、スツルウエ君は貴皇帝の全權を帯びて我國へ赴かれ、拙者は我皇帝の全權を帯びて當表に罷越候儀にて、此儀に付拙者過日本國外務卿より公信を得申候、其文中に、樺太島境界談判の儀に付ては、拙者當表において貴政府と委細商議を遂げ、其趣意を申遣し候上にて、我政府は貴公使と尙又商議の上、條約取結の積を貴公使へ申遣置候趣、就ては其段貴公使スツルウエ君より定て御申越有<sub>レ</sub>之たるなるべし、右故拙者は拙者の訓狀を奉じて今日の御談判に及候儀にて候、

ス「一體談判なる者は一個の基礎バシスなかるべからず、其基礎に頼て雙方の異存を陳述し、然る後一致に至るものなり、今貴下は先前の使節と御同論にて、たよるべき基礎と申者無<sub>レ</sub>之に付、一つ事を雙方何



つ迄論判致候とも結局に至るの期無<sup>レ</sup>之、無<sup>レ</sup>詮事に御座候、

榎「貴下は全島を所領せんとするを以て談判の基礎とせられ、拙者は島上境界を建るを以て基礎と致候に付、唯其基礎とする所の異なる而已、基礎なしと謂ふべからず、將先前の論に變らざるは貴下も御同様なり。」

ス「貴下の御訓狀中、島上境界より外無<sup>レ</sup>之上は致方無<sup>レ</sup>之、右にては我皇帝尙來を憂て交誼を重んぜらるゝの御意と反違いたし候に付、更に伺直し、其談判の全權を改めて受候より外致方なし、是迄貴國には右様なる御決心の御仕向けはこれなかりし事にて候、

榎「島上境界の外は拙者訓狀中に無<sup>レ</sup>之に付、貴皇帝御歸京後今日の談判向御奏聞被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>遂、其御返答を待より外無<sup>レ</sup>之候、乍去、拙者は樺太島境界の儀に付、貴政府と十分熟議可<sup>レ</sup>申存寄に付、是れにて事切れに致候譯には無<sup>レ</sup>之、尙拙者の一存丈けを以て貴政府の代物と被<sup>レ</sup>仰候事をも委細商議を遂げ、右の次第柄を本國へ申遣し候事は出来申候、

ス「其儀に候はゞ談判の纏る目的有<sup>レ</sup>之候に付、拙者貴下と次會に樺太島に釣合ふ品を御商議可<sup>レ</sup>致候、左も無<sup>レ</sup>之候ては何程御議論有<sup>レ</sup>之候とても、纏らぬ事にて候、

榎「乍去、今申候は拙者訓狀外の議に候間、本日及御談判二候儀に付、貴皇帝の御決答を拙者拜承後の事にて候、

ス「本日御談判の趣は委細外務卿ゴルチャコフ氏を以て皇帝へ奏聞を遂げ候は勿論の儀にて候、

榎「貴皇帝竝にゴルチャコフ候は何頃御歸京の筈に候哉、

ス「今日より二週日後に可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候、

榎「然ば次會は其後に致可<sup>レ</sup>申候、

ス「承知致候、

この長文の對話書は讀む者をして思はず額に汗するを感ぜしめる。實に舐々相摩すといふか、その虚々實々の交渉振りは今や日本が國際外交の檜舞臺に立つて堂々と活躍し得るまでに成長したことを雄辯に物語るものでなくて何であらう。殊に榎本は樺太・千島の交換については到底耳を藉すことなく、ひたすらに國境の確定を強調して止まざるために、相手方は往々にして黙止し、又は單に前言を繰り返すに過ぎざらしむるに至つてゐるのは何としても痛快である。しかし、これに依つて露國が樺太全島の領有は斷じて一步も退かぬことが愈々以て明白になつたのであるから、我方としても相當の用意をなし得るに至つたわけである。ところで、飽くまでも樺太の國境確定を主張し、千島との交換については一々反駁して耳を藉さないために、露西亞政府では、榎本が日本政府より如何なる内容の訓令を受けて來て居るかを知らる必要に迫られた。實は榎本が餘りに強硬であるので如何なる對策を講ずべきか



に迷つてゐたと考へられる節があるのである。

そこで困り果てたる露國政府は、十一月十一日に亞細亞寮頭スツレモーホフの名を以て駐日公使スツルウエに宛て一個の訓令を發し、『近日當表在留日本公使より樺太島に境界を定むるの件を表向予に談判有之且つ其談判に付ての全權ある事を予に證せられたり、○貴下は日本公使が其政府より任せられし此の重要な境界談判に付ての訓狀の基礎となるものを今日に至る迄一言も予に知らせ無之は殊に奇異とするに堪たり、○太政大臣フホルチャコ予をして代て貴下に次の言を達せしむ、抑も樺太島境界一件に就ては貴下格別諸事に注意あるべく、而して日本公使帶ぶる所の訓狀は如何なる趣意なるかを探索して巨細に至急申越さるべし、○予の考るに、日本公使所帶訓狀の儲なる條件を貴下其表に於て手に入るる事に付ては、一二の計策を施行すれば出來ぬ事とは思はれぬなり、』と命じた。<sup>4)</sup> 餘程困つてゐたことが察せられる。

この密令は圖らずも榎本公使の手に入った。それは『ボンベ氏の手立により魯國某役より極密に得たるものにて、原文は魯語なるを某役佛語に譯して贈れるを、ボンベ氏蘭文に譯し、夫を拙者〔榎本公使〕和文に重譯せる者』であり、しかも『又、某役の探索に據れば、ス

ツルウエ氏〔駐日露國公使〕は境界談判の任を帯ぶると雖ども、書面に認めたる訓狀は所持せざる様子』であることも明かになつた。<sup>5)</sup> そこで榎本は直ちに電報を以て右の旨を寺島外務卿に報告し、且つその電文の末尾において、『露國政府は樺太を早く力づくによつて取らむとするの様子なし、唯策略を主とせり』と付け加へて居る。<sup>6)</sup> 榎本公使の露都における活躍を見るべきである。

- 1) 大日本外交文書、第七卷、第四二〇頁以下。
- 2) 大日本外交文書、第七卷、第四二六頁乃至第四二七頁。
- 3) 大日本外交文書、第七卷、第四四〇頁以下。
- 4) 大日本外交文書、第七卷、第四四八頁。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第四四八頁。
- 6) 大日本外交文書、第七卷、第四四八頁乃至第四四九頁。

## 十二 會商軌道に乗る

榎本公使の第一回會談を私は前にこれを豫備交渉と名づけた。尤も榎本に對し樺太・千島交換條約締結の全權委任は翌明治八年四月になつてから正式に日本政府より與へられたので



あるが、<sup>1)</sup>しかし第一回會談においては日露交渉そのものを開くや否やについて會談されたものであり、そしてこのとき會談開催のことに決定されたのであるから、假りにこれを豫備會談となす所以である。

さて第一回會談後、暫く經つてから露皇帝とゴルチャコフとが露都に歸つて來たので、交渉は次第に本格的に進められることとなつた。すなはち第二回會談は明治八年一月二日に行はれ、<sup>2)</sup>先づ榎本はスツレモーフに對し、樺太境界一件に就ては貴政府の評議が如何になつたか決答を承りたい、と質問した。之に對し露は、『過日貴下御談判の趣は評議の上、外務卿を以て逐一奏聞相成候處、前議の如く海峡ラペルを以て兩國の境を立、右代地の事を雙方一致に期すべき様、尙精々貴下と熟話を遂べしとの御意にて候、此段過日スツルウエ氏も申遣置候』と答へ、然らば露帝には島上にて境界を定めることを承知されないのかと追及すると、『否、左様には無之、島上境界の儀は最後の手段に残し置き、其前に可成丈け兩政府一致に期する様、代物の事を談判可致との御意にて候、就ては貴政府には如何様なる事ならば御一致に可相成歟を御懇談致度、依之願くば貴下より新に右の段を貴政府え御申立に相成、代物談判の御訓狀を被爲受候様、外務卿ゴルチャコフ氏よりも貴下に願ふ所に

候』と談判の手順を言明した。

そこで榎本はわが態度を明にするため、『我政府にても交誼に基きて談判致候儀に付、貴論の趣は本國え可申遣候、乍併其前に代物の大本を一應御相談致たる上にて前文の段可申遣候、譬ば先年貴國政府御申出のウルツプ島代地抔の事は申遣候迄も無之斷然承允無之は拙者了解致居候へばなり、所謂代物なるものを定むるには樺太島産物の上り高と、其土地の値段とを雙方委任の者實地立會取調の上ならでは精算難致と雖も、其大略は拙者唯今當席にて陳述し得べく候』とて、自分一個の私見ではあるが、千島の内ウルツプ並びに附近の三小島を以て永く日本の屬島となし、更に露國軍艦を以て代物と致したいと申述べた。この軍艦の要求にはスツレモーフも驚いたらしいが、軍艦は何艘欲しいのかと聞くので、榎本は、それは樺太の富を精算した上でなければ定め難く、今はただ大綱を定めやうとするのであるから、露國政府がこれに同意さるるや否やを先づ承りたいといつて聽かないので、スツレモーフも仕方なく、然らば評議の上にて日本公使館を訪問して返答すると答へてゐる。<sup>3)</sup>

これに依つてみると、當時榎本公使は相當の『代物』さえ得れば樺太を放棄してもよいと



の意見であつたことが知られる。

次いで話題を一轉して榎本が、これより露國の提供するといふ代地の話を聞きたいといふと、スツレモーフは、露政府では樺太島の代地として千島のアンフヒトリツト瀬戸以南の群島を譲るべし、と答へたので、榎本は、千島諸島は雲霧常に深くして渡海に不便であるのみならず、物産貧弱であつて到底樺太の比ではないと不満の意を表し、その後二三の押問答があつて後、榎本は更に基本的な條件なりとて、樺太アニア灣中のクシユンコタンを無税港となすことを提議した。仍つて以上の諸點につき露國政府は評議の上返答することを約し、最後に樺太および千島における物産の調査方法については次回會商の議題とすることを決定して會談を終つた。

右の要求のうち軍艦を代物として提供せよとは榎本の深く考ふるところあつての結果であるが、以上の諸點に對する回答を齎らしてスツレモーフは十日後の十二日に榎本を公使館に訪ねて致したる回答に依れば、(1)軍艦の譲渡は承知し得ないこと、(2)バラムシル島は太平洋より通航の船にとつてカムサツカは狭くて危険であるからフンフヒトリツト瀬戸を通過せしめる關係上、右の島を譲ると他國の瀬戸を通航するやうになり、海軍省その他においても

何分不承知ゆる同意し難いこと、(3)クシユンコタンを無税港とすることは同意すること、の三點を擧げて來た。<sup>4)</sup>交渉の具體的内容は愈々明白になつて來たのである。

このころ榎本は、(1)相當の代物を得て樺太を放棄するのが得策であること、及び(2)露國に對する國防につき注意せねばならぬことの二點を考へてゐたやうである。明治八年一月十一日付寺島外務卿に致したる意見書はこの點を最も明白にしてゐる。<sup>5)</sup>すなはち、『樺太島上に於て境界を立るは尙來の得策にあらざるべき段は前便略申上置候、經濟上にも邊防上に於ても同嶋は唯々我通商貿易の途を残し置、品に寄我岡士を置て通商事務旁同嶋一體の動靜を偵知致位にて相當の義と存候、』といひ、次いで邊防の急を説き、『抑魯國の尙來に大注目致居候は兼々申進置候通、朝鮮境より滿洲海岸新領地に有之候に付、我防邊の要地は其咽喉の地たる對馬島と、これに向へる朝鮮の向岸にあり、我邦沿海の防禦と同様に、對馬島には追々嚴重の砲台を築き、更に九州の一部より海底電線を設くるは不可缺の義と存候、對馬島の防禦は佐土島の先にあるべし』と切言し、流石に海軍中將の名に恥ぢざる炯眼を備へてゐる。

ところで、相當の代物を得て樺太を放棄するといふことは日本政府の内々決定せるところ



であるし、榎本公使も亦この線に沿つて交渉を進めてゐたのであるが、これに對して反對論が有志によつて抱かれて居たのは當然である。恐らく國內の此處、彼處に論議が相當にあつたであらうと思はれるが、この反對論のうち最も注目すべきものは明治八年二月に奥國在勤の渡邊外務書記官より寺島外務卿に致されたるものであらう。これは世界の大事を説き烈々たる憂國の文字を以て、樺太の放棄はわが國防上支障あるべきを具申せる長文のものであつて、これに依れば政府部内のみならず言論界も多くは樺太放棄論を唱へて居たことが知られる。しかし、この反對の具申は採用されず、後に間もなく樺太・千島の交換條約が締結されたことは、當時の狀態からは如何ともすることが出来なかつたためであつた。

かくするうち第三回會商が三月四日に行はれた。榎本公使が寺島外務卿へ提出したる對話書に依れば、先づ彼れは日本政府の訓令に基き自分が正式に本件談判を擔當することになつたこと、それから我方としては樺太の境界を確定することが宿志であるけれども、露國政府において樺太放棄に對する『補償』を約せらるるならば話を進めてもよいとて千島全島の讓渡を要求した。そこでスツレモウホフは前回と同じ理由によつて難色を示し、いづれ評議の上にて答えるとして留保してゐる。その他樺太・千島兩島に在る建物の相互保障・兩國民

の居住營業・無税港等について會談したが、このとき我方の提案を要約すると大體次の如くであつた。

- (1) 樺太に易るにカムサツカ迄の千島全島を以てすること、
- (2) 各島に在る各政府の動産並びに不動産は各政府にて引受くべきこと、但し樺太に在る日本政府附屬建物は一百九十四棟にして、その價は我七萬四千六十二圓三十二錢、動産の價は九千八百十三圓九十五錢である、

- (3) これまで各島に住居する各民は十分の自由を保有してその地に留るを得る、唯その支配法令裁判等は轉じて新領主に歸する、即ち樺太に在る日本人は露西亞の支配を受け、千島諸島に在る露西亞人は日本の支配を受くべきこと、

各島に留ることを願ふ者には左の權利を與ふること、  
(甲) 他國人を除く外、これまで各島に住みて業を営みたる各民（日本人および露人）は、これまで所有の一切の動産・不動産の所有權を保全し、並びに百姓の生計を隨意無碍に營むを得る、而して如何なる名目にも、形狀にても一切税を納ることなく、又その營業に用ふる器什にも税を納めざること、



(乙) 各島に住む各民の林樹を有せざる者はその家藏および船隻を造築し・修繕し、又は柴薪の用等、凡そ一切自分用に供する爲に近傍の木を伐て以て用ゆるを得ること、  
 (丙) 日本人民の現に開採せる鑛山又はその開採の免許を得たる確證あるものは一切無税にて業を営むを得ること、

(4) クシユンコタン港は日本の通商航海のため無税港となし、且つその商船の噸税・出入手数料・燈臺税・繫船税等、一切皆課せざること、並びに日本政府が同港に領事官を置くを許すべきこと、

(5) 露領沿海道諸港を日本通商航海のため開くべきこと、

(6) 千島諸島および樺太に住む蝦夷人は去留共にその意に任せること、

(7) 沿海道海岸において日本人が鯨を捕へるを許すべきこと、

この七項目のうち、露國は(1)は回答留保、(2)は反対、(3)は賛成、(3)の甲は反対、乙及び丙に對しては回答記録に見えず、(4)は回答留保、(5)は不明、(6)は同意、(7)は反対、となつてゐる(前掲三月四日の對話書に依る)。

これに依れば兩國の全然對立した主張、すなはち露國は樺太全島の領有を目的として境界

の確定に反対し、わが國はまた樺太を分割せむとするの主張は解消し、とにかく樺太と千島との交換といふことに會談が進み、兩者の歩み寄りの希望が濃厚になつて來たことが知られる。殊に露西亞は條約を早く締結する必要に迫られて居つたらしいから、三月二十二日には早速スツレモウホフが我が公使館を訪問して前回(三月四日)の會談において留保又は反對したる諸點に對する回答をなすところがあつた。<sup>10)</sup>すなはち、これは閣議を開き露國皇帝へ上奏御裁許を経たるものなりとて條約案を提示した。その内容は日本の主張にすこぶる接近して來たものであつて、(1)日本は樺太を露國に譲り、露國は日本へ千島全島を譲ること、(2)各島における各政府の動産および不動産は各政府が買収すること、それがために各國政府より速に官員をその場所に差遣し、土地の受取並びに物品評價等の用意をなさしむべく、而して樺太に在る日本政府の動産並びに不動産の總價八萬三千八百七十五圓は取調の上、千島諸島に在る露國政府の動産並びに不動産の價より差引き、殘金は六ヶ月以内にペテルブルグ銀行で支拂ふ、(3)各島に在る各民(日本人および露人)は去留をその意に任せ、留る者は各舊來の所有物を私有する權利を保存し、隨意に業を営み、自己の宗教を奉ずるを許す、唯その支配權は新領主に歸する、各島に住む土人は三ヶ年以内に去留を自由に決せしめる、(4)クシユ



ンコタン又カルサコフ岩の港に来る日本國旗を掲げたる船舶は、十ヶ年間一切無税とする、十年後に改正するや否やはその様子による、(5)オホーツク海諸國に来る日本國旗を掲げたる船舶は、露國と最も親密なる船と同じやうな權利を與へる、(6)この條約は各全權の記名後六ヶ月以内に兩皇帝の批准をベラルブルグにおいて交換する、六ヶ月より早ければなほよろしい、といふのである。

この條約案の提示を受けたる榎本公使は、『貴皇帝御懇篤の意は拙者委細拜承いたし候、何れ本國より何分の命令差越次第、早速爲御知可申候』と答へてはゐるが、これに賛成であつたことは、右條約案を寺島外務卿へ報告したる文書の前文において、『スツレモウホフ來館の數日前、拙者内々他人より聞込候には、魯政府はもはや樺太嶋の一案を早く方付、日本との交際と、世上の評判を取直さん爲め、此度は多分一致するなるべしと云々、右故にや、當日スツレモウホフ氏は此度魯政府の一致を頗る恩にかけたる口氣有之候、我方には餘り面白き事には無之候得共、樺太嶋現今と將來の利害得失を御果斷あられ、此度の機會を以て大略別紙の通條約御取結の方、然存候、然るときは皇國の聲價を落さざると、無益の財を靡せざると、彼我の交際を一新するとの三事を達し得べく、否らずして後來別に著敷き

好機會可有之とは不被存候、』と謂へるに依つて明瞭に察せられる。

續いて三月三十日にも會談が行はれたが、すでに主要問題は決定して居るので、このときは細目交渉が極めてなごやかに行はれた。そして四月九日に寺島外務卿は電信を以て『クリル〔千島〕を不殘取るときは、外にかはりの者を望む事出來ぬ哉、又我より樺太の建物の價をしらせ置たれども、魯政府はクリルの建物の價を知らせ得るか』と問合せたるに對し、榎本公使は、『クリル諸島を不殘相渡候事と、樺太嶋に在る我政府動産不動産を彼方にて買取候事は相應に議論相詰め候上にて魯政府同意致候義に付、もはや此上に代物を論候とも事實難行に付、大體右にて御決着の方、然存候、尤、結約の全權御委任有之候上は、小節目は臨機の取計を以て我方に利益を取候積に候得共、是は豫め申上候事難相成候』と意見を述べてゐる。實際、交渉の経過を辿つて來たわれわれとしては榎本の言に傾聴すべきものがあることを考へぬわけに行かぬ。

この外、細部の問題については日露兩國間並びに寺島外務卿と榎本公使との間に往復交渉が遂げられつつ、漸く四月十七日に寺島は榎本に對し『これ迄の申立惣て承諾せり、即ち結約の全權を附す、委任狀は鹽田出立の節贈るべし、人を遣りて調べるには其人の官職及期日



を報ぜよ』と電報し、次の如き全權委任狀が送られた。<sup>14)</sup>

御 委 任 狀

海軍中將兼特命全權公使 榎本武揚

樺太境界ノ事朕カ勅命ノ條款ヲ遵奉シ伯得堡府ニ於テ魯國政府ト結約ノ全權ヲ委任ス

明治八年四月十九日

御 名 御 璽

奉 勅 外務卿 寺島宗則 花押

この全權委任ありたる旨の電報に接したる榎本は同月十九日に露国外務大輔にこの旨を通告し、<sup>17)</sup>次いで同月二十七日に寺島より『クリルに在る魯人何程の地を有し、何程の特許あるやを魯政府に聞糾し、事理相當と思ふならば調印せよ、其條約を我政府に送らば批准を與ふる遅延なかるべし』と電命した。<sup>18)</sup>なほ同日付にて榎本より寺島に宛て『茲許調印濟より六ヶ月内に批准を東京にて取換すとし、所有及び特許は實際取調の上、其處許スツルウエと取極めになるとせば早道なり、至急御返事下さるべし』と電請してゐる。<sup>19)</sup>

かくて五月四日に至り寺島外務卿より榎本公使に對し『其許調印濟より六ヶ月内に東京に

て批准取極の事承知せり、樺太クリルにて双方の人民所有特許等取調及其取極める事を速にスツルウエに委任あるべしと魯政府へ申立よ』<sup>20)</sup>との指令が發せられ、かくて愈々何時にても條約に調印し得る準備が双方共に整つたのである。私は節を改めて條約の内容に説き及ばねばならぬ。

- 1) 16)を参照。
- 2) 大日本外交文書、第八卷、第一七四頁以下。
- 3) 軍艦の提供方を要求した事由につき榎本は明治八年一月三日付報告書において、『偕、拙者篤と熟考仕候に、樺太島上に於て如何の場所に境界を立候事假令相整候とも、素より我國經濟上の利益と防邊上の方略とに相成るべき見込有之地所には更に無之、却て後來紛擾の基と相成可申に付、良き代物と讓替の方斷然得策に可有之、將其代地たるカムサツカに連なる諸嶋は氣候沍寒にして物産も多かる間敷に付、ウルツプ並に外三嶋<sup>是はラツコ、丈は獵多き由</sup>を代地とし、其餘は魯國軍艦を以て代品と致候方御都合に可有之存候、尤、此儀魯政府にて如何返答可有之哉未だ難測候特共、隨分相叶可申候とも被存候』と云つてゐる(大日本外交文書、第八卷、第一六八頁)。
- 4) 大日本外交文書、第八卷、第一七八頁乃至第一七九頁。
- 5) 大日本外交文書、第八卷、第一七二頁以下。
- 6) 大日本外交文書、第八卷、第一七九頁以下。
- 7) 大日本外交文書、第八卷、第一八五頁以下。
- 8) 大日本外交文書、第八卷、第一八九頁乃至第一九〇頁。



9) 露國が條約を早く締結すべき事情に在つたことにつき、復本は明治八年三月二十八日付報告書の中で「魯政府の結約を極て差急ぎ候儀は、スツレモウホフ氏の口供に據ば、一は來る五六月の交よりして魯帝始め太政大臣も例年の通養生の旅行にて、都府に在らざるを以て其期を失ふ時は宜く多少の時日を延べざるを得ざると、其二は、樺太嶋もクリル嶋も共に僻遠の地なるを以て、時候に後れば請取渡の手筈不都合に及べばなり」と。然れども拙者の推察に據ば、前二事の外に、猶次の一事あるに坐するなるべし、即ち此度の結約永引ときは日本在留の英公使其間に立入て、隱に魯國の爲め妨を爲すならんと付度するによりてなるべし」(大日本外交文書、第八卷、第一九二頁)と述べてゐる。左様なことであつたかも知れぬ。

- 10) 大日本外交文書、第八卷、第一九三頁以下。
- 11) 大日本外交文書、第八卷、第二〇一頁乃至第二〇二頁。
- 12) 大日本外交文書、第八卷、第一九八頁。
- 13) 大日本外交文書、第八卷、第一九九頁。
- 14) 大日本外交文書、第八卷、第二〇二頁。
- 15) 大日本外交文書、第八卷、第二〇三頁。
- 16) 尙、全權委任狀を發すると同時に、三條太政大臣より榎本公使に對し、樺太境界に關する露國政府との談判につき次の如き心得方指令が發せられた(大日本外交文書、第八卷、第二〇三頁乃至第二〇四頁)。

訓 條

海軍中將兼特命全權公使 榎 本 武 揚

今般魯西亞國政府ト樺太地方ノ儀談判ニ付、猶稟陳ノ趣アルニヨリ更ニ左ノ訓條ヲ附ス、宜ク遵守シテ失フ事ナカ

ルヘシ

第 一 款

樺太全島魯西亞國支配ニ歸スト雖モ、棉淡ニ輸入シ及ヒ輸出スル我國民ノ商物ハ結局後十歳内ハ稅ヲ課ス事ナク、其後ニ至レハ兩政府ノ協議ヲ經テ收稅ノ有無ヲ定ムヘキ旨ヲ約スヘキ事

第 二 款

明治七年三月ノ訓條中六七八三款ノ主意ニ原キ條約ヲ結ブヘキ事(細川註)明治七年三月の訓條については、本編第十一節の劈頭第八一頁以下参照)

第 三 款

樺太島ニアル我國官私ノ建棟及ヒ其他ノ不動産ハ引拂ノ時魯西亞政府ヨリ相當ノ代價ヲ以テ買取シムル事

第 四 款

代地タルキユリル諸島ニアル魯西亞國官私ノ建棟及其他ノ不動産ハ引拂ノ時日本政府ヨリ相當ノ代價ヲ以テ買取ルヘキ事

第 五 款

第二款ニ付其代價ヲ定ムルニハ双方ヨリ期限ヲ約シ官員ヲ派出シ樺太並ニキユリル諸島ニ於テ動不動産ヲ取調フル事ヲ約スヘキ事

第 六 款

キユリル諸島ト樺太ニ住スル蝦人ハ各政府新所領ノ地ニ改テ轉住スルト否サルトハ彼輩ノ所望ニ任セ、三歳内ヲ期シテ其去留ヲ決セシムル事ヲ約スヘキ事

十二 會商軌道に乗る



第七 款

各民是迄在任セル地ヲ引拂フ事ヲ望マスシテ依然其地ニ於テ、生計ヲ營ムヲ願出ルトキハ各政府之ヲ拒ム事ナシ、唯其民ハ新領主ノ國律ヲ以テ支配シ、其民ノ苦情等ヲ舊領主政府ニ於テ關係スル事ナキヲ明治七年三月ノ調條十二款ヨリ甲乙丙丁ノ條款ニ原ツキ結約スヘ事

明治八年四月十九日

太政大臣 三 條 實 美 花 押

17 榎本公使が露國外務大輔に宛たる通告文には『拜啓、樺太島とクリル諸島交換の義に付ては兼て及ニ御談判ニ置たる基礎に従ひ、猶御談判を遂たる上にて、其條約を取結べき全權を今般我政府より拙者ニ委任致候旨、以ニ電信ニ申越候間、此段及ニ御報ニ候、但し右委任狀は鹽田氏持參にて、來る六月二十日頃當表到着可ニ致候』(大日本外交文書、第八卷、第二〇四頁)とある。

18 大日本外交文書、第八卷、第二一〇頁。

19 大日本外交文書、第八卷、第二一一頁。

20 大日本外交文書、第八卷、第二一五頁。

### 十三 懸案愈々解決す

幕末以來半世紀に亘り日露兩國間の懸案として常に重苦しい空氣を醸成して來た樺太問題は榎本公使の努力により、かくて愈々解決される日が來た。すなはち彼我の主張が漸く一致

點に到達したので、明治八年五月七日露都ペテルブルグにおいて樺太千島交換條約が調印せられ、同時に樺太・千島交換條約ニ屬スル公文の調印を見、また遅れて八月二十二日東京にて露國との樺太・千島交換條約附録も調印されて、その局を結むたのである。

先づ樺太千島條約に就いてみるに、<sup>1)</sup>日本は現今樺太の一部を所領するの權利および君主に屬する一切の權利を露西亞に譲り、今後樺太は悉く露西亞に屬せしめ、ラペルーズ海峡を以て兩國の境界とする(第一條)。同時に、露西亞は右樺太の權利を受ける代りとして現在領するところのクリル〔千島〕群島、すなはち第一シユムシユ島・第二アライド島・第三バラムシル島・第四マカシルシ島・第五ヲネコタン島・第六ハリムコタン島・第七エカルマ島・第八シヤスコタン島・第九ムシル島・第十ライコケ島・第十一マツア島・第十二ラスツア島・第十三スレドネワ及びウシシル島・第十四ケトイ島・第十五シムシル島・第十六プロトシ島・第十七チエルポイ並びにブラット・チエルポエフ島・第十八ウルツプ島・共合計十八島の權利及び君主に屬する一切の權利を日本へ譲り、今後クリル全島は日本に屬し、カムサツカ地方ラバツカ岬とシユムシユ島の間なる海峡を以て兩國の境界とする(第二條)。以上の各地並びにその地産はこの條約の批准取換せの日より直ちに全く新領主に屬するものと



す。但しその各地受授の式は、批准後双方より官員一名又は數名を撰むで受取掛とし、實地立合の上にて行ふ（第三條）。しかして、この交換の地には、その地にある公同の土地・人の下手せざる土地・一切公共の造築・壘壁・屯所及び人民の私有に屬せざる此種の建物等を所領するの権利も兼存する（第四條第一項）。また現在各政府に屬する一切の建物及び動産は第三條に載する双方の受取掛官が取調の上その代價を按査し、その金額はその地を新たに領する政府より支拂ふ（第四條第二項）。交換せし各地に住む各民（日本人及び露人）は、各政府において左の條件を保證する、すなはち、

- (1) その本國に歸らむと欲する者は常にその意に任せて歸るを得ること、
  - (2) 或はその交換の地に留るを願ふ者は、その生計を十分に營むを得るの権利及びその所有物の権利並びに隨意信教の権利を悉く保全するを得ること、
  - (3) 全くその新領主の屬民（日本人及び露人）と差異なき保護を受くること、
  - (4) しかし、その各民はその保護を受ける政府の支配下に屬すること（第五條）、
- 次に、樺太を譲られたる利益に酬ゆるため、露西亞皇帝は次の條件を准許する、すなはち
- (1) 日本船のコルサコフ港（即ちコクシユ）に來る者の爲めに、この條約批准取換せの日より十ヶ

年間港税も海關税も免すること、この年限満期の後は猶これを延長するか否かは全く露西亞の自由である、

- (2) 露西亞は日本政府よりコルサコフ港への領事官又は領事兼任の吏員を置く権利を認め、

- (3) 日本船および日本人商人が通商航海のためヲホツク海諸港およびカムサツカの海港に來り、又はその海及び海岸に沿つて漁業を營む等、すべて露西亞の最懇親なる國民と同様な權利および特典を得ること（第六條）、

以上が樺太・千島交換條約の骨子である。これに依れば、榎本公使が兼て考へて居り、且つ三條太政大臣より與へられたる訓條の基本的な部分は凡そ採用されたと言ひ得る。ただ榎本の主張したところの露國軍艦を讓受けるといふ一件が實現されて居ないのであるが、その代りに千島の全島を獲得したのであるから、榎本も一往満足を以てこれに調印したのであらう。

右の條約にて樺太と千島との交換といふ最も基本的な點は決定を見たが、これに附隨して第四條に規定したる事項を具體的に解決する必要があるから、そのために樺太・千島交換條



約ニ屬スル公文<sup>2)</sup>が作られたのである。その内容をみるに、露西亞政府は本條約の旨に基き日本政府の建物および動産を引受くべきを以て、その代價を日本政府に支拂ふことを承諾し、日本政府より報知せられたる金額すなはち棟數一百九十四軒・代價七萬四千六十三圓、及び動産の代價一萬九千八百十四圓を以てその物價検査の基本とする(第一條)。また樺太千島交換條約第三條に掲ぐる各地受取掛たるべき双方の役人は、各地に在る建物および動産の兩政府に歸すべきものを検査して、その代價を決定する(第二條第一項)。しかして右双方の役人より各地の動産・不動産の受渡濟、及びその決定したる代價の届書を受領したる後、露國政府所有の物品代價を差引き、その剩餘金額は各地の動産・不動産を公然受渡を終つてから六ヶ月以内に、ペテルブルグにおいて日本公使又は日本國皇帝陛下より別段にその命を奉じたる役人に渡す(第二條第二項)。なほ、樺太千島交換條約の第五條中に載するところの、交換せる各地に留まる各民の權利および地位並びに各地に住む夷族の義に付ては、東京において日本政府と露國辦理公使との間で、これに附録すべき條款を取極めるべきであり、そのために必要な全權を露公使に附する(第三條)。

樺太千島交換條約ニ屬スル公文の骨子は大體右の如くであるが、猶ほこれに對する細目協

定の必要があつたので、八月二十二日に東京において寺島外務卿とスツルウエ公使との間で、露國トノ樺太千島交換條約附録<sup>3)</sup>が締結された。すなはち、『明治八年五月七日即チ千八百七十五年四月廿五日露國聖比特堡府ニ於テ調印濟ノ公文第三款ニ基キ、及同日調印ノ條約第五款ノ旨趣ヲ完全ナラシメ且施行センカ爲メ双方讓與濟ノ領地ニ在住セル各政府臣民ノ權利及其身分且兩地方土人ノ事ニツキ日本皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下ノ爲メニ各全權委員ヲ命シ』たまひ、ここに調印されたのである。尤も、この締結のためには寺島外務卿と露公使との間で數次に亘る會談がなされてゐるが、その會談はここでは省略することとし、今この『條約附録』を略説すると、以下の如くである。

(1) 交換濟の各地に住む日本および露西亞の臣民にして現にその所有せる地に在住せむと願ふ者は、自個の職業を十分に營むことが出來、且つその保護を受け得る。また現在所有せる土地の界限中にて漁獵および鳥獸獵をなすの權を有し、且つその生涯中、自己の職業上に關する諸税を免除される。

(2) 樺太島及びクリル島に在住せむと決定すべき各臣民は、所有權を有する。また現在所有の不動産より収入する物件および所有權を證明せる證書を渡し置くべきである。



(3) 樺太及びクリル島に在る各臣民は、信教の自由を有し、また禮拜堂・寺堂および墓所は毀害せられない。

(4) 樺太島およびクリル島に在る土人は、現に住する所の地に永住し、且そのまま現領主の臣民たるの權を有しない。故に若しその自個の政府の臣民たらしむことを欲すれば、その居住の地を去り、その領主に屬する土地に赴かねばならぬ。又そのまま在來の地に永住を願ふならば、その籍を改むことを要する。各政府は土人をして去就を決せしむるため、この條約附録を右土人に達する日より三ヶ年の猶豫を與へる。この三ヶ年中はこれまで通りの樺太島およびクリル島において得たる特許および義務を變ぜずして、漁獵および鳥獸獵その他百般の職業を營むことは妨げないが、すべて地方の規則及び法令を遵奉すべきである。前に述ぶる三ヶ年の期限を過ぎて猶ほ双方交換濟の地に居住せむことを欲する土人は、惣てその地新領主の臣民となる。

(5) 樺太島及びクリル島の土人は、各自信教の自由を有し、且つ寺堂及び墓所は毀損せられない。

以上を以て樺太と千島との交換に關する一切の事項が決定したので、残るは兩國政府による兩島の受渡しのみとなつた。そこで我國では開拓使中判官長谷部辰連をして樺太を引渡さしめ、また開拓使五等出仕時任爲基をして千島諸島を受取らしむることに決し、同時に露國政府では理事官パロンロゼンを派遣してその局に當らせることとした。<sup>5)</sup> この受渡しは明治八年九月に行はれたが、この點については若干の述ぶべき事がある。

先づ長谷部理事官が執筆したる樺太引渡手續書に依れば、引渡の様様を如實に知ることが出来るから左にこれを引用して置きたい。<sup>6)</sup> すなはち曰く、

樺太島引渡手續書

本年八月二十八日魯國理事官一同々國軍艦フサジニツクへ乗込當地出發、九月九日樺太楠溪へ着港ス  
同日樺太東部家屋其外檢覈トシテ、小實ヨリ以北靜河迄同艦ニテ巡航、各所ニ於テ實地查了シ、同十八日楠溪へ歸航

同十九日午前十一時楠溪ニ於テ地方引渡ノ式ヲ行フ、左ノ如シ

御國旗ノ下ニ於テ魯國陸兵凡一大隊整列、兩國官員相會シ、兵卒盡ク捧銃シ、御國旗ヲ卸スニ當リ、陸兵并兩國軍艦ヨリ各二十一發ノ祝砲ヲ發シ、畢テ彼ノ國旗ヲ揚クルモ亦前ノ如シ

同日地所引渡ノ式ヲ畢リ、該地人民へ普ク布達シ及ヒ、別冊壹號地方受取渡ノ證書ヲ魯國理事官ト交付



同廿四日。鶴城ニ至リ、家屋其他ノ引渡方全ク終リ、官屬建物代價七萬千九百四拾三圓四拾三錢壹厘・道路築造費千九百四拾五圓八拾七錢五厘・諸材置据ノ分代價七百八拾二圓六拾錢八厘・三口合金七萬四千六百七拾壹圓九拾壹錢四厘全ク露國政府ヨリ可ニ請取一分ニ決定、貳三四號各冊書載ノ通請取渡ノ證ヲ交付セリ

但楠溪官邸ノ内一棟彼ノ理事官ニ圖リ我日本領事官ノ爲メ殘シ置

該嶋居住ノ人民前條布達ノ意ニ基キ、各其情願ヲ問ヒ候處、差向キ居留、其業ヲ營ムヲ請フ者之レアラズ。

全島土人同シク布達ノ意ヲ明告シ、其去就ヲ尋ヌルニ、一心皇國ヲ仰キ即時移住ヲ請フ者八百四拾壹名假ニ北海道宗谷郡ニ渡航セシメタリ、東西巡航ノ節、尙其意ヲ察スルニ、此後移轉ノ者モ可有之哉ニ推考セリ

従前我漁民ノ開業セシ地界并特許ノ概略五號別記ノ通取調、彼ノ理事官ニ引渡ス

但シ我カ人民ノ開墾地等取調ヲ要スル旨彼ヨリ示談ニ付、従前着手スルモ現今荒廢其界限ヲ辨知シ難キ旨ノ書面ヲ送り置ケリ

該嶋ニ於テ我人民ノ墓地并民屬建家・漁船等置据ノ分、各冊調書ヲ添ヒ同斷引渡置ケリ

これに依れば、九月十九日に樺太の地を引渡し、同月二十四日には家屋その他を引渡し、

ここに樺太における總ての引渡しを完全したことを知り得るわけである。

これと同時に引はれたる千島の受取については時任理事官のクリル諸島受取手續書に次の如く記されてある。<sup>8)</sup>曰く、

クリル諸島受取手續書

明治八年九月五日於ニ函館・魯國理事官マチーニン氏ト共ニ軍艦日進號ニ乗組ミ、九月十一日東察加ノベートル・パウルスキー港ニ着航セリ、同所地方代理官ボ、フ氏ヨリ聞得タル趣ハ、シムシウ・シムシール・ウルツプ三島ニ住民アリ、宗門ハ希臘教ナリ、諸島中ニ政府所屬ノ所有物ナシ、諸島ニ麥粉其他ノ物品ヲ運輸シ、毛皮ト易ル條約ヲ、政府ト北米ノホツチンソン・コリー商社ト一千八百七十二年ヨリ向三ヶ年取結ヒ、其期限ハ魯國今年一月一日ニ至レリ、現今諸島ノ交易魯商トレベウス氏ノ手ニアリトナリ人員其他ノ事ハ地方官未タ廻島セサル故ニ明白ナラス

同十八日魯ノ軍艦ガイタマーク號ト我日進艦同港ヲ解纜シ、クリル最北島シムシウ最南島ウルツプニ到ルヲ約スレトモ、東北風大ニ起リ、狂濤ニ客メラレ、雲霧四方ヲ塞キ、遂ニ約ノ如クナル能ハス、唯シムシール島ニ上陸セルノミ、コレ航海季節ヲ失ヘハナリ、依テ北海道根室港ニ到リ、更ニ玄武艦ヲ以テ同月廿六日マチーニン氏ト共ニ同港ヲ發セシニ、雲霧深ク風起ル故ニ、到ル處唯布告文ヲ與ヘ、國旗ヲ上ケ受與ノ式ヲ行フノミ



御指令書第四ヶ條乙ノ件ニ云々掲載有レ之候得共、同島人民ハ漁獵ノ爲メ住居ヲ移シ易ク、且ツ群島ニ散在セル故、一々布告行届キカタク、先ツ別記一號<sup>9)</sup>ノ通り其職業ヲ失ハシメザルノ證書ヲ與ヘタリ。クリル諸島ノ儀ハ、其地ヨリ生スル食料ノ乏シキヲ以テ、人民ノ去就ヲ各地ニ決定スルハ全ク他ノ地方ヨリ輸送スル食料ニ關係シ、且ツ從來米國ヨリ回漕スル服食器用等ト獸皮ト交易シ來リシニ付、別記二號<sup>10)</sup>ノ通諭告セリ。

最北ノシユムシウ最南ノウルツプ島ニ於テ、クリル諸島請取渡ハ式ヲ行ヒシ證書別記三號<sup>11)</sup>ノ通り受取置タリ、御指令第八條民政官衙ヲ建ツヘキ地方ヲ撰フヘシト掲載有レ之候得共、前件ノ通り航路不穩力故ニ、巨細ノ取調出來兼タルニ付、何レノ場所ニテ可レ然旨上申致シ難シ、

クリル諸島ニ於テ魯國住民別紙四號ノ通りシムシールニ五十九人、ウルツプニ三十三人、渾テ露領ニ移轉ヲ望ム趣ナリ、土人ハシユムシウニ三十三人、現今ヲネコタン島ヘ居留ノ者ヲ合セ七十人、其他各島ノ分ハ未審、且ツ其去留モ未タ決セス。

クリル諸島ニ於テ魯國政府ノ建物及不動産ハ一切無レ之、シユムシウ・シムシール・ウルツプ三島見聞ノ概略別記第五號ノ如シ。

かくて現地における樺太・千島の受渡も済むたので、同年十月三十一日に寺島外務卿は三條太政大臣に對し『千島・樺太兩島交換の儀は、露國政府へ打合の上御布告可相成筈に付、

先般露都在勤榎本全權公使より同政府へ爲打合候處、兩國皇帝御批准相濟たる條約を公告する事、素より各政府の自由ニ有之候間、聊差支無之旨申聞候由今般榎本公使より致報告候、就ては右條約書は早々御布告相成候方可然、尤も公文並條約附録は御頒布不及義に存候、此段致上申候也』と上申した。茲に於てか、十一月十日に太政大臣三條實美の名を以て『今般露西亞國ト千島・樺太兩島交換條約別紙ノ通取結相成候條、此旨公告候事』と布告し、且つ同月二十日に右條約布告ありたる旨を寺島外務卿より各國公使に通告した。尤も、右布告の際には樺太・千島交換條約附録は布告を留保されて居たが、翌明治九年二月十日付寺島外務卿より三條太政大臣に對し、『客歲千島樺太交換條約御布告の節、條約附録併て御布告可相成の處、魯國政府の模様も有之、布告上申見合置候へ共、兼て榎本全權公使より報知の趣も有之、最早魯政府に於て布告可有之義に存候間、右條約附録近日更に御布告相成候様致度、此段上申候也』と上申があつたので、これも亦二月二十九日に布告せられた。

以上にてほぼ結了したわけであるが、ただ樺太に在る日本政府所有の建物代金に對する露



國政府の支拂ひが遅延したために、これに關する若干の曲折のあつたことを附記しなければならぬ。さて明治九年三月十三日、榎本公使より寺島外務卿宛の報告に依れば、『先便申進置候柯太島建物等代價の義、其後及催促候處、全く多事に取紛れ忘却の體に相見候へども、拙者右金子請取の命を得たる旨を書面にて申越吳候様にと遁辭を申聞候に付、早速書面にて其旨申遣候處、可成丈け速に回答可及旨相答、其後未だ返書無之候、乍去もはや不遠中可申越と存候、此事は當國大藏省の方にて兎角遅延致候儀にて候趣兼々申居候』といひ、また三月二十七日の報告にも『柯太嶋建物等代價の義、其後以書記官及催促候處、兎角一日延しに相成候に付、去る廿四日拙者外務省え罷越、ギルス氏面晤の上、右代價請取期限其條約面よりも一ヶ月相後れ候に付、如是遅延するは何故なる歟を相尋候處、同氏殊の外驚入たる様子にて、右は既に大藏省より拙者え相渡たる事と心得居たる旨申聞、早速官員を呼出し、外務より大藏省へ懸合の手紙を爲取調、同氏披閱致候處、其文面には、日本え可拂金高用意致可置とのみ有之候に付、全く書面相認候者の手拔の段申詮、早速右金高（即ち七萬四千六百七十一圓九拾壹錢）を外務省え取寄せ、不日御渡可申候間、さ様心得吳候様詮入候、其翌廿五日は土曜日にて當國諸省繁雜の日、廿六日は日曜、本日は國議

院會議日に付、多分兩三日中には請取手筈に可相成候間、さ様御承知可被下候』と見え、かやうに遅延したのは一に露國外務省の手落の結果であることが明かにされてゐる。しかし、四月十日の榎本の報告では未だに支拂を受け居らざることが述べられ、續いて同月二十四日の報告においては右代金を兩三日中に受取るべき旨、及びルーブル換算率等について報告し來り、次いで五月八日付を以て漸く『四月廿六日當表外務省に於て外務大輔ギルス氏立會の上、樺太島建物並に動産の代價魯貨拾壹萬貳千七百五拾四ルーブル五拾九コペーキ受取申候、右は此方より申立置候相場、即ち我壹圓に付魯貨壹ルーブル五十一コペーキの割合にて、我七萬四千六百七拾壹圓九拾一錢と相成候』云々といふ風に解決がついたのである。幕末以來の本問題を辿り來つたわれわれとして、深き感慨なき能はざるものがある。私は、ここに榎本公使とともに肩の重荷が一擧に軽くなつたことを感ずる。

- 1) 大日本外交文書、第八卷、第二一六頁以下。
- 2) 大日本外交文書、第八卷、第二二三頁以下。
- 3) 大日本外交文書、第八卷、第二五九頁以下。
- 4) その任命に關する文書は次の如し（大日本外交文書、第八卷、第二五五頁）。

開拓中判官 長谷部辰連



開拓使六等出仕 時 任 爲 基

今般樺太島交換に付、理事官被<sub>レ</sub> 御付<sub>二</sub>候事

右の通本日御達相成候條、爲<sub>二</sub>御心得<sub>一</sub>此旨申入候

明治八年八月七日

史 官

外務少丞御中

5) 寺島外務卿より三條太政大臣宛の上申書には、即ち露國理事官のことを述べて曰く(大日本外交文書、第八卷、第二四八頁)、『樺太交換ノ爲、露西亞國ヨリ派遣相成候理事官パロンロゼン儀、一昨卅一日横濱來着致候ニ付テハ、……』(明治八年八月二日付)とある。但し、實際現地における受渡しに立會つたのは、樺太では理事官バラバシであり、千島では理事官マチチーニンであつた。

6) 大日本外交文書、第八卷、第二七四頁乃至第二七五頁。

7) この『別記第一號地方受渡ノ證書』とは次の如きものである(大日本外交文書、第八卷、第二七五頁)。

明治八年五月七日即チ千八百七十五年四月廿五日露國聖比特保府ニ於テ日本國ト露西亞國ト取結ヒタル條約ニ基キ、左ニ姓名ヲ記シタル日本帝國政府ノ理事官ト露西亞帝國政府ノ理事官ニテ、樺太島<sub>即チ薩</sub>哈連島<sub>ノ中</sub>、日本國ニ所屬スル部分ヲ以テ露西亞帝國政府へ定規ニ從ヒ引渡濟ノ證トシテ、明治八年九月十九日即チ千八百七十五年九月七日アニワ灣内楠溪ニ於我等兩名此證書ヲ取認メタルモノナリ  
楠溪ニ於テ

明治八年九月十九日即チ千八百七十五年九月七日

日本國理事官開拓中判官從五位 長 谷 部 辰 連 印

露西亞帝國政府理事官

ゲネラル・シダブ、  
ボウコウニク・バラバシ

8) 大日本外交文書、第八卷、第二七五頁乃至第二七八頁。

9) 別記一號とは次の如し(大日本外交文書、第八卷、第二七八頁)。

證 書

クリル諸島<sub>シウムシウ</sub>ウルク<sub>ウルク</sub>ツブニ住スル魯國人民ノ同島ニ永住スル者ニ證據ヲ與ヘタリ、クリル諸島ヲ日本政府へ受取  
レリ、乍<sub>レ</sub>併是迄住民ノ所有スル建家藏畜藏及ヒ其他ノ建物アル地面又現在住民ノ田畑ニ使用スル地所モ同シク  
更ニ異論ナク其者ノ所有トス  
右件々ニ於テ一千八百七十五年 十月二日 姓名ヲ記ス  
九月廿一日 姓名ヲ記ス  
一千八百七十五年四月廿五日 日本 魯國 政府ト取結ヒタル條約ヲ遂クル爲メニ任セラレタル

日本理事官 時 任 爲 基

魯國理事官 テイトウリヤールノイ、  
サウエートニツク・マチユーニン

本書ニ相違ナシ

日本理事官開拓使五等出仕 時 任 爲 基

テイトウリヤールノイ・サウエートニツク・マチユーニン

10) 『別記二號』とは次の如し(大日本外交文書、第八卷、第二七八頁)。

クリル諸島住民及土人共へ

今度クリル諸島ヲ魯國政府ヨリ日本政府ニ受取タルニ付、住民ノ食用品其他需用ノ物ハ従前ノ制度ニ照準シ、日本政府適當ノ方法ヲ立、年々輸送差支ナカラシムル條、各得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>聊疑念スル事ナク、安堵致スヘキ事

十三 懸案懸々解決す



明治八年九月

日本理事官開拓使五等出仕 時 任 爲 基 印

11) 『別記三號』の内容は次の如くである(大日本外交書、第八卷、第二七八頁乃至第二七九頁)。

証 書

日本政府ト魯國政府ト取結ヒタル條約ニ基キクリル諸島ハ樺太島ノ交換トシテ日本政府ニ讓レリ、此條約中ノクリル諸島ヲ日本政府ニ引渡シニ關係シタル條約全ク仕遂ル爲メ一千八百七十五年九月廿二日(明治八年十月二日)島ノ最北島シユムシウニ於テ魯國旗章ヲ下シ、日本國旗ヲ揚ケ、萬國普通ノ定法ニ循ヒ其式ヲ行ヒ、又最南島ウルツプニ於テ同年同月廿四日(明治八年十月四日)前式ヲ行ヘリ、此事件ニ付同島人民モ共ニ立合ヘリ

魯國理事官 マチーニン 印

12) 大日本外交文書、第八卷、第二九〇頁乃至第二九一頁。

13) 大日本外交文書、第八卷、第二九一頁。

14) 大日本外交文書、第九卷、第三四四頁。

15) 大日本外交文書、第九卷、第三四五頁。

16) 大日本外交文書、第九卷、第三四六頁。

17) 明治九年四月十日付、寺島外務卿に宛たる榎本公使の報告の一節に曰く、『兼て申進候建物代償の義、兎角遅延、一向不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>其意<sub>ニ</sub>候に付、過日ギルス氏當公使館へ來訪の節、又々致<sub>ニ</sub>催促<sub>ニ</sub>候處、兎角大藏省にて不<sub>レ</sub>抄段申論、且大藏省にて昨年のビユゼット中に右金額を附記せしに付、種々不都合を生じ候趣、今四五日待吳候様申候に付、當面に議論も出來兼、唯一日も早く抄不<sub>レ</sub>申候はでは、拙者政府に對して辭柄無<sub>レ</sub>之段申談置、一昨日も以<sub>ニ</sub>書記官<sub>ニ</sub>及

ニ催促<sub>ニ</sub>候處、昨日外務の一員ギルス氏の口上を以て當公使館へ罷越、右代償はギルス氏事今日(十日)大藏省へ罷越可<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>請取<sub>ニ</sub>手管に付、右金高は直に當公使館へ可<sub>ニ</sub>差出<sub>ニ</sub>哉、又は爲換に取組可<sub>レ</sub>申歟の二條を相尋候に付、魯貨にて直に拙者可<sub>ニ</sub>請取<sub>ニ</sub>旨相答、且日本國と魯貨との割合にも當方の見込丈け申聞置候、此相場一條は品に寄少々論判可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之も難<sub>レ</sub>測候得共、何れの道、此度こそはもはや速に片付可<sub>レ</sub>申候、元來條約日限もはや壹ヶ月半も遅延致候に付、嚴敷懸合も出來候理には候へども、商人等取引の事柄とも違ひ、僅か一二ヶ月の違を以て兩國交際上ニ一議論を發するも不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然と存、唯々口上にて此度數催促致置たる義にて、此段御汲取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候』(大日本外交文書、第九卷、第三五〇頁)と。

18) 四月二十四日付榎本公使の寺島外務卿への報告文に依れば、先づ劈頭において樺太に在る建物の代償を露貨ルーブルに換算する爲替率をば、種々交渉の結果わが壹圓を露貨一ルーブル五十一コペーキに定めたことを述べ、次いで『催促』の甚だ不愉快であつたことに言及し、『前文建物代償請取期限遅延の義に付、拙者我政府え對し任責の辭柄無<sub>レ</sub>之段、當一周の始嚴敷ギルス氏え及<sub>ニ</sub>懸合<sub>ニ</sub>、甚だ不快の論談に渡り候處、一昨日漸く届候次第に候、此不快の論談とはもはや過去に屬し候に付、別段不<sub>ニ</sub>申進<sub>ニ</sub>候、(ギルス氏、我書記官に對し、輕敷怒を發せしに付、此方よりは以<sub>ニ</sub>條理<sub>ニ</sub>切迫せし事と御承知可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候』(大日本外交文書、第九卷第三五二頁乃至第三五三頁)といつてゐる。支拂遅延のことに關して大分話が纏れてゐたことを想像するに足るであらう。

19) 大日本外交文書、第九卷、第三五六頁。

### 十四 宿縁の地樺太



樺太問題の解決したことは、一往は日露兩國の外交關係を安定せしむることに役立つた。若し明治八九年の交に至るまで紛擾の裡に解決がつかなくなつたならば、その後の事態が如何になつてゐたか、容易に豫斷を許されない局面に到達したかも知れぬことを憂えられた。當時、露西亞はその觸手を東亞に延ばし、次第に西比利亞を併呑し沿海州を手中に收め、滿洲・朝鮮をも窺はむかの態勢を示し、その侵略政策は止まるところを知らざる有様であつた。されば早くもわが徳川中期において露國軍艦はわが北邊に頻りに來り、嘉永度には水師提督ブーチャーチンを派遣して頑強にわが開國を要求した。このとき若し露西亞が歐羅巴で例のクリミア戦争を戦つて居なかつたならば、彼れは全力を擧げて東亞に侵攻し、日本にとつて如何なる事態が招來せられたかも知るべからざる有様であつたのである。しかも、世界は擧げて侵略主義の趨勢に在つたから、支那は英佛に依つてその要地を次々と奪はれ、植民地といふ土地は續々と擴張せられるばかりであつた。彼の阿片戦争とその結果による英吉利の香港掠奪とは恰も東亞の爾後の運命を豫告せるものであるかの如く感ぜられたのは決して故なきことではない。

かかる秋に方り、露西亞はブーチャーチンを以て樺太國境の確定方を提議せしめて來たのである。元來、露西亞側からこのやうな申込をなして來るほどであるから、樺太が完全なる露西亞領にあらすして單にその或る地域に對する領土權を有するに過ぎず、従つて又、日本も樺太に對する一定の領土權を有するものなることは露西亞自身も十分に承知してゐたわけであり、ただ問題は兩國が具體的に樺太島のいかなる地域においてその領土權を有するか、不明確であつたに過ぎない。故にこのときには我方においては北緯五十度の地點を以て境界とせむことを主張したが、彼れはこれを承諾しなかつた。更に後の交渉においては我方より久春内（北緯四十八度餘）の線を以てせむことを主張したるも彼れ又これを容れず、遂に慶應三年に至り世界に比類を見ざる兩國雜居の假協定をなしたのである。もとより、これは假りの規則であつたから他日永久確定的の條約が出来るまで暫定的に兩國間の紛争を防止せむとするに過ぎない。しかし、それにしても日本が依然として樺太の或る地域に對して領土權を有することは猶ほ露西亞側も十分にこれを承知してゐたことが明かである。

かくするうち、わが國では維新回天の大業が成就せられたものの、外は列國の重壓を受け、内は兵馬倥傯の際であつたために樺太問題を顧みるの餘裕に乏しく、暫時これを放任するの外なき有様であつたので、この機乗すべしとなしたる露國は愈々その樺太勢力を南下せ



しめて日本の權益を侵害し、剩え放火・暴行を以て勢力の擴張に餘念なく、そのために我が樺太における權益は重大なる不安に曝されたのである。茲に於てか、わが政府の關心も亦次第に北邊に向けられ、樺太の開発に追々と努力が拂はれるやうになつて來たものの、政府の一部にはこの際むしろ樺太を放棄して餘力を他に轉用するに如かずとなす論が擡頭し、また一方においては東京で外務卿と駐日露國公使との間に樺太國境問題に關する商議がしばしば開かれるに至つた。

然るに、ここに注意すべき一事がある。すなはち、樺太の南侵を續け來つた露西亞は明治五・六年の交に至ると、もはや樺太全島を專領せむとするの慾望を抱くに至り、その理由として、露國は廣大なる領土を有する國であるから樺太の如き一小島を眼にかけるものではないが、同島は四方を海に圍まれて居るために罪人をここに追放するに最も便利であり、そしてこの罪人が日本人の居住地域へ逃走して害を加へ秩序を紊亂するが如きことがあつては相濟まぬから、樺太島は露西亞一國のみにて專領し、日本へは樺太を放棄されたる『代物』を與へると、いふ考へに變つて來た。これは重大なる變化であるといはねばならぬ。もとより、この罪人追放云々の理由は後に露都においてわが榎本公使が最も適切に反駁を加へ露國

は遂に沈黙を守つて答辯し得なかつたほどであるが、とにかく右の如く露西亞の態度が變化したことは頗る重要である。

これに對し我方においては、原則として依然樺太國境の確定論を堅持しつつも、ともかく露西亞のいはゆる『代物』に就いて承らうといふ態度で接衝し、若しこの『代物』については満足なる商議に達しないときには國境問題について最後の解決をしやう、との話合ひで會商を進めたのであつた。尤も、この『代物』についても初め露西亞側の持出したのは千島列島の一部たるに過ぎなかつたが、屢次接衝の結果遂に千島諸島全部と、少くとも日本側が目して以て自己の領地なりとする北緯五十度以南の地とを交換することに決し、これに附屬の公文および附録と共に彼我全權間に調印が了せられ、ここに過去半世紀に亘つた不安定な樺太國境問題は根本的な解決を告ぐるに至つた。樺太千島交換條約は既に述べたる如く明治八年五月七日に露都ペテルブルグにおいて調印せられ、同年九月及び十月に兩島の受渡しが行はせられたのであつた。

樺太千島の交換が成功であつたかどうかは今ここで議論を上下しやうとは思はぬ。否、今はその適當な場合でないことを考へてゐる。しかし、千島諸島とても必らずしも日本の勢力



が存在して居なかつたのではないし、露西亞側でもどの程度まで千島諸島に對する領土權を主張し得たかは多少の疑問なきを得ないものがあつた。その點を日本政府が追及しなかつたのが寧ろ彼れの幸運であつたと謂ひ得やうか。しかも樺太は日本にとつて宿縁の地である。徳川時代——或はもつとそれ以前の時代——以來、多數の日本人が渡島して開拓に努め來つた樺太は、少くとも開拓民にとつては切つても切れぬ縁のある土地であり、同時にまた祖先の骨を埋めた地でもある。日本人が樺太に對して無關心たり得ないのは正にそれが血と汗を以て開拓した土地だからである。もとより、かくいふ土地も主として北緯五十度以南の土地を指すことはこの際忘れてはならぬが、それが人跡稀なる孤島たる千島群島と交換されてしまつたといふことは、それに依つて決して樺太が日本にとつて宿縁の地であることを抹消するものではない。樺太全島が露西亞の領有に歸したる後においても、われわれは猶ほ樺太に對し深甚なる關心なきを得なかつたのである。

われわれの辿り來つた日露外交史の示せる如く、樺太はもとより日本のみの專領地ではなかつたし、且つ又その千島との交換が露國の強力に依つてなされたものでもないことを十分に承知してゐるけれども、而も猶ほわれわれが樺太を以て宿縁の地であるといふ所以のもの

のは、取りも直さず、そこに國民的感情として一種の割り切れぬものがあるために外ならぬ。そしてこの割り切れぬ國民的感情は三十年後のポーツマス條約に依つて或る程度まで一往は満たされた。少くとも樺太島に關する限りは左様に謂つてもよい。そして、その結果としてわれわれは現に幕末の外交當局者の主張したところの北緯五十度以南を領してゐる。

しかしながら、問題は次から次へと簇生する。明治三十八年九月の日露媾和條約（いはゆるポーツマス條約）はその第十一條において、『露西亞國ハ日本海・オコーツク海及ベーリグ海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本臣民ニ許與セムカ爲、日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス』とあり、そこに我が北洋漁業權が根據を與へられたのであつた。然るに、その後の事態はどうであらうか。日露戰爭に依つて獲得されたるこの重要な權益は年を逐ふて蘇聯政府の侵害を蒙り現在においても依然として日蘇兩國間の懸案となつて居るのである。われわれは、そこに猶ほ多かれ少かれ樺太の介在して居ることを考へざるを得ない。

更に又、大正十四年一月の日蘇基本條約においてはその第三條で『兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ千九百七年ノ漁業協約ノ締結以後一般事態ニ付發生シタルコトアルヘキ變化ヲ



考量シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲スヘキコトヲ約ス」とて、わが北洋漁業を改めて確認し、更に進むで第六條では、『兩國間ノ經濟上ノ關係ヲ促進スル爲、又天然資源ニ關スル日本國ノ需要ヲ考量シ、ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府ハ、ソヴェエト社會主義共和國聯邦ノ一切ノ領域内ニ於ケル鑛産・森林及其ノ他ノ天然資源ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國ノ臣民、會社及組合ニ許與スルノ意嚮ヲ有ス』と約した。この結果わが國は北樺太において殊に石炭および石油の開發において重要な權益を獲得し、大正十五年六月には北樺太石油株式會社を、また同年八月には北樺太鑛業株式會社をそれら設立して銳意蘇領北樺太の開發に努力し、莫大な資本と勞力とを投じて來たのである。然るに、ここ數年來、蘇聯邦政府の右北樺太における權益に對する侵害は實に容易ならざるものがあり、爲めに石油・鑛業の右兩會社は殆んど企業の經營が不可となるの窮狀に追ひ込まれて、以て今日に至つて居る。この點においても曾ての帝政露西亞政府が幕末乃至明治初年に樺太で行つたと同じ侵攻政策が、現在なほ蘇聯邦政府によつて行はれて居ると謂つても蓋し過言ではなからう。

かくて、樺太は曾てわれわれの祖先に對して宿縁の地であつたと同じやうに、現在のわれわれにとつても亦宿縁の地たることを約束されて居るものの如くである。樺太に關する日露

交渉史はわれわれに教ふる一種の貴重なるものがあるのである。

さて、私はこの際最も痛感する一事がある。それは、われわれ國民は事いやくも外交問題に關しては簡単に論を上下してはならぬ、といふことである。少くともわれわれは先づ何よりも外交の歴史を知悉することを以て先決的條件と爲すことを切言したい。そもそも國際間の問題は其の據つて來るところ決して單純ではなく、最も多くの場合において複雑なる沿革を有することが常である。だから、その沿革に對する正鵠の智識を有するにあらざれば、おのづからの外れの議論を生み、時には相手國へ向つて主張すべきことを主張しなかつたり、或ひは徒らなる興奮にのみ走つて正しい判断を誤るが如きことあるを保し難いのである。事を樺太問題に就いてみるのみにても、その沿革の必らずしも單純でないことを想到し得るのであるから、今後われわれは力を盡して外交史の闡明に努力しなければならぬ。この意味において、この小論が何程か世に貢献し得むことを希望して筆を擱く次第である。



## 第二 明治初年の領事裁判制度と外國人 内地旅行問題

### 一 緒言

明治維新直後は外交上あらゆる問題が踵を接して簇生し、而もそれらが同時に急速なる解決を迫られて居たために、日本の外交的難局は實に容易ならぬものがあり、同時に、當時の外交當局者の苦心努力も亦頗る大なるものがあつたのである。そこで、私は今ここに表記の問題を取扱ふことに依つて、右の如き實状の一端を闡明し得ると考へると同時に、國力の後援なき外交が如何に困難であるかといふことを理解するの一助ともしやうと考へる。

さて安政五年六月十九日（西曆千八百五十八年七月二十九日）江戸において調印せられたる日米修好通商條約は色々な意味で劃期的な意義を有するものであるが、その第六條には米國の日本における治外法權の規定を設け、『日本人に對し法を犯せる亞米利加人は亞米利加コンシユル裁斷所にて吟味の上、亞米利加の法度を以て罰すべし。亞米利加人へ對し法を犯



したる日本人は日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし。日本奉行所・亞米利加コンシユル裁斷所は雙方商人通債等の事をも公けに取扱ふべし。都て條約中の規定並に別冊に記せる所の法則を犯すに於てはコンシユルへ申達し、取上品並に過料は日本役人へ渡すべし。兩國の役人は雙方商民取引の事に付て差構ふ事なし』と定めた。即ち米國人に對する日本人の犯罪は日本の役人が日本の法律に依つて裁判するに對し、日本人に對する米國人の犯罪は米國領事が自國の法律に依つて裁斷するといふのであつて、これ所謂領事裁判である。かくの如きが世の文明國の恥辱であることは固よりであるが、當時のわが國法は極めて不完全であつたし、また幕府自身としても毛唐は穢はしいから自分で裁判せしめるといふ如き考へを有して、無思慮にも領事裁判權を與へてしまつたのである。

更に、同條約は第七條において次の如く規定してゐる。即ち、日本開港場において米國人の遊歩し得る範圍は、

神奈川 六郷川を限として其他は各方へ凡そ十里  
箱館 各方へ凡そ十里  
兵庫 京都を距ること十里の地へは米國人立入らざる筈に付、其方角を除き各方へ十里、且つ兵庫に

來る舟々の乗組人は猪名川より海灣迄の川筋を越ゆべからず、

都て里數は各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり（一里は米國の四千二百七十五ヤード、日本の凡三十三町四十八間一尺二寸五分に當る）

長崎 其周圍にある御料所を限りとす、

新潟は治定の上、境界を定むべし

亞米利加人重立たる惡事ありて裁斷を請、又は不身持にて再び裁許に處せられし者は、居留の場所より一里外に不可出、其者等は日本奉行所より國地退去の儀を其地在留の亞米利加コンシユルに達すべし其者共引合等奉行所並にコンシユル糺濟の上、退去の期限猶豫の儀はコンシユルより申立に依て相協ふべし、尤其期限は決して一箇年を越ゆべからず

右の第七條の規定は要するに米國人が日本國內を旅行することを非常に制限せるものであつて、彼等に國內の自由通行を認めないのである。従つて、第六條の定むる如く彼等に領事裁判權を與ふると共に自由通行を許さないといふ二點で注目すべき規定であるわけであり、そして、この二點が本稿に深い關係を有するのである。しかして、右の日米通商條約は常に日米兩國間においてのみに止まらず、日英・日佛・日獨・その他の諸國との間にも之と同じ趣旨の條約を締結する土臺となつた點において、右二點は爾餘の諸國にも多大の關係を有す



ることとなつたのである。

## 二 外國人に對する内地旅行制限の實狀

以上の所述を前提として私は茲に明治初年における外國人の國內旅行に關しての複雑なる外交問題の経緯を述べやうとする。さて明治政府は明治三年正月十三日に遊獵規則なるものを制定して外國人の遊獵を取締らむとし、之を各國公使に通告したところが色々の議論があつて容易に決定を見ず、止むなくそのままになつて居たのであるが、取締上いつ迄も之を放置するわけにゆかないので、同年十二月十八日に外務卿澤宣嘉・外務大輔寺島宗則の名を以て英米佛その他の本邦駐紮各國公使に對し、『以手紙致啓上候、然ば遊獵規則の儀に付、此程閣下並外御同列え御相談いたし候處、内外一致の規則難被行廉も有之、協議一決不致候に付、當分の内左の禁例相設置度存候』とて次の如き箇條を通告した。<sup>1)</sup>

- 一 府藩縣の市中は勿論、其外人家を距ること六百尺以内にて發砲遊獵することを禁ず
- 一 遊歩程内といへども門塀ある場所又は獵業の爲め我政府より國民に貸與候場所且從來遊獵禁止の社寺境内に於て諸種の禽獸を獵するを禁ず、尤右場所は制禁の旨明白に知らしむる爲日本語及外國の文字を用ひ標札を建置べし

字を用ひ標札を建置べし

- 一 遊獵の爲め作物を荒し候者は其作主へ相當の代價を拂ふべし

- 一 前ヶ條に違背せしものは我取締の者其人を取押、本國コンシユルの所に連行、其本國の法相當の罰を加へらるべし

右之趣早々貴國人へ御布告有之度候、尤御回答次第當方にて夫々布告可致と存候、此段得御意度如此御座候、以上

右の通告を爲すると共に我方では明治四年一月二十日附を以て遊獵規則は二月一日より施行致し度きにつき至急之に對する賛否の回答を與へられたい、と各國公使へ改めて要求するところがあつた。<sup>2)</sup>

これに對し獨逸公使フォン・ブランドは直ちに(一月廿三日)公文を以て諒承したる旨の回答を齎らすと共に、在留獨逸人に對する布告文の寫をも添付して來た。その布告文寫には、『天皇陛下政府下に名を記して獨逸北部連邦のシャルシタフレアに風聽被致候處には、以來、市街村落其外人家の邊寺院門塀又人民の用に供へられし地にて發砲遊獵する事有へからず、此規則に背く者は獨逸國岡士へ掛合可申、右件獨逸國人民に布告いたし候間、獨逸北



部連邦刑法書の第三百六十七條第八節人家の邊にて發砲遊獵すへからず、之を犯す者は償金として五十ターレル迄可拂、或は一月半迄入牢すへし、其外他人の地面にて遊獵するもの有之は、或は償金として百ターレル迄可拂、或は三ヶ月間迄入牢すへし云々に入念すへし」といふのである。<sup>3)</sup>

かやうに、獨逸は案外素直に承知したが、他の列國は中々容易に諒解しなかつた。そして、その抗議は先づ佛蘭西公使によつて齎らされた。即ち一月二十五日付公文を以て『遊獵の儀に付て貴政府御取設被成度數規則、予に於て布告する様御頼みの趣を以て御届被下候我二月九日附御書簡致落手候、然者右規則初め三ヶ條丈は異存無之候得共、第四ヶ條委細の儀は承知致兼候、我國法に從て遊獵規則の違背の爲め人を取押へる事は全く非常の場合無之候は、稀れに不致候、尙貴國に於て右様の處置の施行は生起可致重大なる差支に對し、右規則承知難致候間、遊獵規則を違背せし外國人可取押規則に立る事は不用心なる事と存候、第四ヶ條左の通り變改に相成候様閣下え申進候』とて、その改正案として『一右の禁例違背せし外國人は本國の法度に従ひ被罰候様同人之岡士官迄訴訟可出事』といふのを示し、『右變改御承知被下候得ば、貴政府より御進被成置候制禁の委細の旨、早々我國

人民の爲布告に可及、且我國士官に於て右禁例の施行を點檢いたし候様此方より命令可出申候、』といつた。<sup>4)</sup> 即ち、我方提案の第四條に犯人を日本の官憲が取押える云々とあるのに異議を挟み、之は條約違反であるといふ見地よりして、犯人は佛國官憲へ告訴せらるべし、といふことに改正せむことを求めて來たのである。

然るに、一月二十六日には西班牙代理公使からも矢張り第四條に不同意の旨回答し來り、<sup>5)</sup> 續いて二月一日には白耳義公使も第四條を除いた他の三ヶ條は在留白國人へ布告したる旨の回答あり、<sup>6)</sup> 英國公使からは二月二日附を以て意外にも『御無理無之儀と存候』との同意を回答して來た。<sup>7)</sup> 從來における英國の遣り口から見て全く豫想外であつた。そして七月三日に至り、遊獵取締に關しては本國政府の同意を得たから日本在留の英國人へ布告した旨を通告して來て居る。<sup>8)</sup>

右の如く佛西白三國公使は第四條に反對なる旨の回答を寄越したが、その他の各國は沈黙した儘で容易に意思表示をしないので、岩倉外務卿は九月十五日米・蘭・伊三國公使に督促狀を發し、追々遊獵の期節にもなつたから至急回答されむことを望むた。<sup>9)</sup> 同時に、我方では九月十五日に佛國公使に對し、懸案の第四條は追て協議するから、先づ他の三ヶ條に關し在留



佛國人へ布告されたしと申入れ<sup>10</sup>、また十月八日には和蘭辨理公使へも同様の申入れを爲すところがあつた。<sup>11</sup> 尙、伊太利は回答が甚だ遅延してゐたので、花房外務大記は十月九日に伊太利公使を訪問して催促したところが、未だ本國政府の指令が來ないけれども、大體差支なしと考へるとの口頭で回答があつた。<sup>12</sup>

然るに明治五年十月に不都合なる一件が起つた。それは横濱在留の英國領事ロベツン外三人が行旅禁止地域内に立ち入つて、我役人の制止をも聽かず敢て銃獵をなした事件である。同年十月十四日付、木更津縣權令柴原和が副島外務卿へ致したる報告書に依れば、彼等は十月三日に『當縣木更津港へ上陸致し候に付、港番之者一應相尋候處、望陀郡神納村迄遊歩致度旨申候に付、當所は遊歩外の地故、外務省免狀所持致し候哉相尋候處、免狀は所持不致候得共、是非共罷越度旨申候に付、其筋へ申出中、暫時差控居候様申聞置候處、右ロベツン外三人何の會釋もなく直に神納村へ罷越、同村農多田惣右衛門方へ止宿致し候に付、猶又及『應接』候處、然らば是より免狀取りに遣し可、申旨を申し、横濱迄書簡差出候、且夫より近村山中を徘徊し、發銃鳥打致し候に付、其儀も一時差止置候、右ロベツン儀は如何處置可、然哉、且又外國人遊歩免狀は持參致し候共、妄に銃獵致候儀は禁止致し可、申哉、兩條共

至急御指令被下度、此段相伺候』といふのである。英國領事の我國法を無視せる傍若無人の行動を見るべきである。のみならず、柴原が更に同月十七日に提出せる伺書では、ロベツンは宿賃をも不拂ひであつたとのことである。<sup>14</sup> この宿賃は神奈川縣權令大江卓の請求に依つて漸く支拂つたが、<sup>15</sup> 外務省では遂に本事件を黙過してしまつてゐる。即ち、明治六年一月三十一日の大江神奈川縣權令に下したる外務省指令は、『英國領事ロベルトン儀、先般木更津縣下へ相越候一件に付云々再應御問合の趣致、承知候、右は同縣下遊歩規定内外海路入關不關の義、方今取調中に有之候に付、先默許の姿にて被差置可、然候』<sup>16</sup> として不問に附した。問題が紛糾するのを虞れたからであらう。

以上述べたる外國人の銃獵に關する外交交渉は主として領事裁判權が問題の中心になつて居るが、しかし、それは同時に外國人が日本内地において銃獵のたけに行動し得る範圍が明確に限定せられて居る點において、その通行制限問題に聯關を有すると考へ、茲に略述した次第である。蓋し、外國人が銃獵をなす爲に内地を旅行することは決して自由でなく、條約面に示されたる地域外に出ることを絶対に許されなかつたからであつて、謂はば本件は爾後の内地旅行問題の一環を成せるものと見るべきである。



尙、この銃獵規則の制定に關しては、その後數次に亘る外交接觸が行はれて居るが、本稿では表題に關係を有する以上の限度に止めて置きたい。

- 1) 大日本外交文書、第三卷、第五九〇頁。
- 2) 大日本外交文書、第四卷、第三七二頁。
- 3) 大日本外交文書、第四卷、第三七三頁。
- 4) 大日本外交文書、第四卷、第三七五頁。
- 5) 大日本外交文書、第四卷、第三七七頁。
- 6) 大日本外交文書、第四卷、第三七九頁。
- 7) 大日本外交文書、第四卷、第三八一頁。
- 8) 大日本外交文書、第四卷、第三八三頁乃至第三八四頁。
- 9) 大日本外交文書、第四卷、第三八五頁乃至第三八六頁。
- 10) 大日本外交文書、第四卷、第三八六頁。
- 11) 大日本外交文書、第四卷、第三九一頁。
- 12) 大日本外交文書、第四卷、第三九二頁。
- 13) 大日本外交文書、第五卷、第五六〇頁乃至第五六一頁。
- 14) 大日本外交文書、第五卷、第五六二頁。
- 15) 千八百七十二年(明治五年)十二月三十日、ロベツン(ロツセル・ロベルトソン)は大江卓に宛てたる文書におい

て曰く、「拙者往來切手無之木更津え罷越、且木更津に請求被<sub>レ</sub>致候旅<sub>レ</sub>宿料を拒み候儀に付、十一月廿七日付の愚翰への御回答として去十八日附貴翰致<sub>レ</sub>披見候、右事件に付、御應對を重ね候義、於<sub>レ</sub>拙者好<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>申候間、木更津旅店主人より申立候通り惣勘定拾四銀三朱二百六拾文差上申候」(大日本外交文書、第五卷、第五六二頁)、と。多少拾文尙らしき感じがするであらう。

16) 大日本外交文書、第五卷、第五六三頁。

明治五年三月十日から五十日間、京都で博覽會が開催されることになつた。尤も、これは後に至り更に三十日間延長されて居るが、この博覽會につき外國人の出品・入京に關し副島外務卿は二月三日に各國公使へ宛て一の通告を發し、「今般京都府下人民共會社取結び、同處於て來る我三月十日より五十日の間、博覽會相催候旨に付、右開場日限中は格段の義を以て外國人入京可<sub>レ</sub>差許<sub>レ</sub>候、尤、外國人所藏の器物等、此會に差出度望の者は追て會社より其手續可<sub>レ</sub>申談候へども、先此段貴國人民へ御布告有<sub>レ</sub>之度、尤、京都の義は人民共いまだ外國人に接せざる事故、其接待に於て開港開市場とは自然異候儀有<sub>レ</sub>之哉も難計と心配いたし候間、入京のもの其段は兼て心得居、一入注意し、粗暴の所爲無<sub>レ</sub>之様御諭達被<sub>レ</sub>成置<sub>レ</sub>度、萬一或は醉狂等にて暴行相働き候もの有<sub>レ</sub>之候節は、不得<sub>レ</sub>止、取締のもの差押候義も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、將、下賤の平民又は水夫等に至りては兎角輕卒の舉動も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之歟、右等のもの入京



希望候はゞ、貴國領事於て許可斟酌被<sub>レ</sub>致候様御申遣し置有<sub>レ</sub>之度、依て別紙入京規則併開場期日・品目等記録の摺物十五部差遣候、云々と謂ひ、これに左の如き注目すべき外國人入京規則が添附されて居る。<sup>2)</sup>

### 外國人入京規則

- 一 京都ニ於テ博覽會開場ノ日ハ來ル三月十日ヲ以テ初トシ此日ヨリ五十日ノ間外國人入京縱覽ヲ許スベシ但入京ヲ願フ者ハ左ノ規則ニ從フベシ
  - 一 大阪兵庫兩所ニ於テ其自國ノ領事ヘコノ入京切手ヲ渡スヘシ領事ヨリ之レニ其國名人名番號ヲ記載シ其印ヲ押シ願人ヘ配達スベシ但シ入京ノ間所々ニテ右切手ヲ檢査スベキ事アラバ之ヲ示スベシ其檢査ヲ拒ム者或ハ其切手持セザル者通行ヲ免サズ
  - 一 滯京中遊歩スルハ京都府管轄外ニ出ルヲ許サズ府内ハ勿論入京ノ途中遊獵發砲ハ一切之ヲ禁ズ及ビ都テ諸人ノ立入ルヲ許サザル場所ヘ入ベカラズ
- 但江州琵琶湖ヘ京都府管轄外トイヘドモ遊覽スル事ヲ許スベシ尤其期程ハ東ハ彦根南ハ草津驛北ハ堅田迄ヲ限リトスベシ
- 一 (これは省略す)

右の外國人入京規則を一見して、吾人は當時いかに外國人の内地旅行につき我政府當局が

神經過敏であつたかを窺ひ得る。殊に右の第三條において京都府外へは一步も足を踏み出すことを禁じ(但し琵琶湖のみは制限的に許す)、以て彼等の日本内地旅行をば極度に制限して居たことを明白に證すると共に、同時に又それは實にこの頃における一般普遍的な實狀であつたのである。尤も、これに對しては外國公使は何等の抗議をなし來らず、日本が條約上に有する當然の權限に基いた規則だと考へてゐた爲めであるが、私がここに右規則を引用したる所以のものも、要するに當時における實狀の一端を明かにすることに依つて、本問題に關する爾後の外交交渉を理解するの資に供せむが爲に外ならない。

- 1) 大日本外交文書、第五卷、第五五三頁に收むる四月十二日付花房外務少丞より各國公使館書記官宛の通牒で、この會期延長の旨が述べられてある。
- 2) 大日本外交文書、第五卷、第五四九頁以下。

### 三 内地旅行制限の撤廢の要求

我政府としては出來得る限り外國人が日本内地を旅行することを制限せむと企圖し、これを從來の條約面に基いて勵行嚴守せしめむとしたること前節所述の通りであるが、これに對



し各國公使は能ふる限りこれを緩和せしめ、出來得べくむば撤廢させやうと考へてゐた。何となれば、それは各國にとつて日本内地の諸物産を手に入れ自國の權益と利益とを維持増進し得ることになるからである。そして、彼等の目的は漸徐に達せられて行つたのである。

さて明治五年六月二十日、英國代理公使ワトサンは一書を副島外務卿に呈して、『此頃横濱新聞紙に致<sup>レ</sup>出板<sup>レ</sup>候伊太里公使布告の趣には、同國人民さる用向にて貴國內處々立越候儀許容有<sup>レ</sup>之段致<sup>レ</sup>傳承<sup>レ</sup>候、然者閣下も御存の通、我國と貴國の間取結候條約第二十三ヶ條に、向後他の外國え可<sup>レ</sup>許殊典ある時は貌利太尼亞國民えも同様の免許可有<sup>レ</sup>之趣掲載有<sup>レ</sup>之に付、前書の處々立越度我人民えも、前書同様許容有<sup>レ</sup>之候段布告致度存候間、御承知の有無被<sup>レ</sup>仰越<sup>レ</sup>度、尤前書の許容を得候我人民の儀は、伊太里公使同様拙者に於て引受可<sup>レ</sup>申候<sup>1)</sup>』といひ、伊太利國民へ日本内地の旅行を許したとの咄であるから、若し然りとすれば條約面に基き英國國民へも之を許容されむことを要求するとの意味である。之に對し副島外務卿は、それは事實と相違せるにつき伊太利公使へ談判中であるとの返翰を與へるところがあつた。<sup>2)</sup>寔に英國公使のすばしいのには驚き入つた話であつて、これぞ正に利に敏いといふべき歟。

しかし、伊國人に對して若干の旅行許可を與へることはこの頃少しく話合ひが進められつ

つあり、これを英國公使が嗅ぎ付けた爲めではないかと考へられる。伊太利公使との話合といふのは日本の蠶種を同國へその懇望に依つて輸出するにつき、之が買入れの爲に同國人が一定の地域を旅行することを許可するといふのであり、而もそれは飽くまでも制限的なものであつて斷じて先例となすべからざるものなりとの條件付で許可したのである。それは六月二十日付副島外務卿より伊國公使宛の公文に明示されてあり、<sup>3)</sup>伊太利公使も亦これを諒承して六月二十日に副島に對する回答を發して居る。

伊太利に對して與へたる右内地旅行許可の一件は事柄としては小さいやうであるけれども、その有する意義は大きい。蓋し、これに依つて從來堅持し來れる内地旅行禁止の方針が例外としてではあるが、ともかく解かれたからである。『例外的原則化』といふことが正しいとするならば、伊太利に對して與へたるこの許可はやがて他の各國へも多かれ少かれ與ふべき機會に接することは踏易い道理である。ただ、我國としては各國へ對して領事裁判權を認めてある以上は、これが撤去されるに非ざれば容易に全面的な旅行許可を與へ得ない事情に在つたから、間もなくこの兩者が相關聯して外交問題となつて來るのである。それは以下に述べる通りである。



- 1) 大日本外交文書、第五卷、第五五八頁。
- 2) 大日本外交文書、第五卷、第五五八頁乃至第五五九頁。
- 3) 大日本外交文書、第五卷、第五六〇頁。

#### 四 内地旅行規則を廻る接衝

かくして領事裁判權を撤廢することと不可分の關聯において外國人の内地旅行問題が取り上げられねばならぬこととなつた。この點につき明治六年二月七日伊太利公使コントフェは公文を以て副島外務卿に對し、領事裁判制度は不都合でもあり不便でもあるから成るべくは廢止するに如くはないが、現状では今直ちにといふわけにも行かぬから、開港場などでは從來の儘とし、ただ兩國の利益並に便利な方法を考へ出し、且つ同時にそれが日本内地旅行に重要な關係のある所以を開陳するところがあつた。<sup>1)</sup> 副島は直ちに之に對する回答を發し、左の如き注目すべき伊國人の内地旅行規則案を呈示した。<sup>2)</sup> 即ち

##### 第一 則

歐洲各國の習俗に於ける如く領事裁判の範圍を出て土地官員の裁判と保護に服するに於ては伊太利國民

は日本帝國内部を障りなく回歷す可し

##### 第二 則

前條回歷せん爲めに行狀正しき伊太利人には自國官員の紹介に因て我外務省より一人毎に往來切手を得能ふ可し

##### 第三 則

伊太利國民及び其所持物損傷を受ける時は日本の國律通りに償還を請求する理伊太利政府に在る可し然りと雖とも伊太利人其訴ふる理を伸へん爲に日本の裁判所に於て力の及ふ丈け手段を盡し果せし時か又は疑ふべき理なくして日本裁判所にて裁判を拒みし時に非されは伊太利政府此事に立入らざる可し

##### 第四 則

伊太利國民を刑法に處するには手酷とき刑は用ひざる可し此肝要の事務のために前條四則の意旨に隨ひ猶一條の規則を設立致す可くと存候

この第一條は領事裁判の撤廢と伊太利人の日本内地旅行許可とを相互に行はむとするものであり、第二條は内地旅行者に對し往來切手を携帶せしむるものであり、第三條は領事裁判の撤廢の當然の結果として伊太利國民に對する裁判は日本の裁判所において行ふのが原則で



あるとなし、第四條は刑罰は成るべく軽くする、といふのが主旨であつて、このうち特に第一條と第三條とが根本を成してゐるのである。これが實現せられたならば不平等條約の重要部分が取り除かれるわけであるが、不幸にして容易に實現されず、更に二十數年後に俟たねばならなかつたのである。しかして右の回答を受けたる伊太利公使は、早速これを本國外務大臣へ提出しその指示に依つて何分の回答をなす旨を答へて來て居る。<sup>3)</sup>しかし、コントフェが萬事を代理公使に一任して賜暇歸國して居るうちに列國公使が本問題を取り上げて騒ぎ立てたので、日伊兩國のみの單獨交渉はこれを行ふことが出來ず、遂に我外務當局と列國公使との面倒な懸案となつてしまつたのである。

伊太利公使に同國人の内地旅行規則案を提示してから六日後の二月二十八日に、副島外務卿は米國公使に前掲のものと同略々同じ内容の旅行規則案を提示しその意向を探らむとした。<sup>4)</sup>そこで、デロング米國公使は翌日これを各國公使に示したところ、各國公使は速に副島に面謁して協議したいとのことであつたので、デロングはこれを副島に通告して來た。しかし、この面謁には應じなかつた。<sup>5)</sup>恐らく我方においてそれだけ大規模に會談を進める積りがなかつたからであらう。

かくして、領事裁判の撤廢と外國人の内地自由旅行の件はその儘になつたが、これが解決されて居らない爲めに爾後本問題につき屢々紛争を生ずるに至つた。例へば、六月に築地在留の獨逸商人が商用のために京都へ旅行したいとて許可を求めて來たのに對し我方では規格外だとして許さず、<sup>6)</sup>そこで辨理公使フォン・ブランドは七月二日付を以て上野外務少輔に對し頗る強硬なる抗議を提出して來た。曰く、『去る二十五日閣下に御面會の時、我獨逸國人某一人、大阪より京都へ罷越、數日逗留致し度旨申出候に付、右を御許し可被下様申上候、然る處貴國政府の免許を以當今御國內に在留する外國人少からずと存候、且又閣下右獨逸國人京都へ罷越候事は我獨逸國の爲め而已ならず、日本國諸職業の爲めにもなるべき筈の趣は御承知有之候得ども、其免許を被下難き旨御返答有之、猶又右御決定の譯如何有之候哉承り申候處、日本國內巡歴致す事を差許すは日本政府に被雇候もの而已に限り、其餘の外國商人えは許す可からざるの要則を御採用有之候趣御返答相成候、扱閣下右の通りに御申聞に因て右様なる定約の文意に大ひに背き候、日本政府の御處爲、拙者儀承諾いたし兼候様無是非申上置候、且又我皇帝陛下吾親愛の君主の政府外國人日本國內を自由に往來被致事大切と被存候趣、最早度々閣下に申上候、且閣下別段の御懇望有之候に付、其一件の委



細の商議は、貴國の使節歐羅巴より歸朝相成候迄延ばし候趣、閣下え爲念申上置候、其外貴國政府今迄外國人に度々國內を巡歴する事の御許し、是迄被行候鎖國以來被行難様、貴國政府諸官すら思ひ出され候萌さしに有之候と存候に付、其法則に御從ひ不被成事は悦ばしき義と存候、乍併、外國人の内或る人類に内國の往來を許し、或る人類に内國の往來を許さざる事との義、日本政府の勝手に可相成趣を御論じ被成時よりして、定約上の規則及び日本政府の御處置より流布いたし候權利、之れを我獨逸國一般の人民に持つべき趣申置候、然るに獨逸國政府と貴國政府の間に被結候定約の規則中、獨逸國人民經界を越る時は罰すべき旨被書載候箇條、以來獨逸國人民に關係あるべからざる趣、且獨逸國人民國內往來せしむる義の綿密なる手續閣下に商議可致義承知いたし候得ども、國內を往來するの權利、貴國政府の御處爲に因て、獨逸國人民最早之れを得候、云々と。威丈高になれる獨逸公使はかやうに日本政府の雇入れたる外國人に國內の自由通行を許して居る以上、一般獨逸國民にも亦當然に條約上この權利を獲得するに至つたと主張するのである。のみならず、ブランドは更に同月十八日にも又もや公文を以て日本の處置を痛烈に非難し、舊來の鎖國的弊風を廢止すべきことを勸告して來た。彼れが本問題に重大關心を拂つてゐることが之によつ

て十分に察せられる。

かくするうち、英國バークス公使も亦、外國人の日本内地旅行に關する從來の取締規則の如きは他國においては既に廢棄せるものであるから、之が改革のため日本政府と各國公使との協議を開きたいと提議し來り（七月二十六日）、これが回答を上野外務少輔に求めた。そこで上野は、今般副島外務卿が歸國したから同氏より談判する旨を回答し、且つ八月七日付を以て副島より各國公使に宛て、岩倉全權大使一行も二十餘日後には歸朝する筈だから、その上にて双方政府のため便宜の規則方法を立てるため欣然として會商に應ずると通告して居る。<sup>10)</sup>

然るに岩倉大使が歸朝しても我方からは何等の提議もしなかつたので、遂に各國公使は九月二十七日付を以て速かに會議を開催されむことを求め、且つ同時に次の如き内地旅行規則案を添付して來た。<sup>11)</sup>これは前掲せる副島が伊太利公使に與へた規則案に比較して注目すべき相違があり、又これに依つて前に我方が米國公使に示せる案を事實上各國公使が無視したことを物語るものである。即ち次の如し。



規則案

第一

外國人の内、其國の公使或は領事の求に應じ日本の長官より差渡せし通行鑑札を所持せる者、遊歩又は商賣の爲内國諸方旅行自由たるべし、尤水夫又は家業明ならざるもの乃至へネロ重罪一度或はミスデミ輕罪總名 度犯せし者の爲に通行鑑札不可請求事

第二

通行鑑札本人に限り、他人に貸し又は譲るべからず、本人の國柄居所姓名容貌委敷記し、并に通行期限を認入べし、右期限に至而本人より其國公使又は領事の手を經、其掛りの日本長官え可差戻事

第三

都て通行鑑札願出候節、本人より請合金として其國公使又は領事の手に洋銀貳百枚預け置べし、是は通行鑑札日本長官え差戻し候後十日を經同人に差返し、但本人内國通行の時行狀に付て訴或は請求相起る節は、本人の領事其訴或は請求を取糺し、裁斷の上にて始て可差戻事

第四

通行鑑札を本人より他人に譲り或は貸せしものは、其請合金不殘沒收すべし、若本人の越度又は無據事故有之期限に至り通行鑑札返納不致時は、其等閑の罰金として領事にて見込次第請合金の惣高又は相當の一部分を沒收すべき事

第五

規則に隨ひ通行鑑札を所持せず、或は期限既に過たる鑑札を以て遊歩期程外内國旅行する外國人は、日本長官にて取押ても差支なかるべし、領事決罪の上、其事宜に依る罰金として洋銀貳百枚又は三十日の入牢を以て罰すべき事

第六

内國旅行する外國人は、自身又は荷物運漕の爲人夫或は牛馬車船等を雇に付、日本人同様自由を得べし且日本人にて差出す渡船賃杯より高低あるべからざる事

第七

外國人遊歩規程外旅行の時、人夫賃又は牛馬車賃宿料或は飲食料等を拂はず、又は右等の請求に付て可訴筋有之節は、其地にある日本の官員其請求又は訴を聽、相當と思ふ金錢高を申述る上にて、本人より其金高を拂ふべし、若不拂時は日本の官員にて取押べし、然共其地にある官員にて申述る金高に付異議ある時は、其承知せざる趣を斷り置て姑く拂置くべし、然る時は官員より請求并に拂はしむる金高の委細書を本人に與ふべし、後日是を以て其國公使の求に應じて日本の外務卿にて再考に備ふべし

第八

内國旅行の外國人は其筋より告知せる其地方の規則遵守すべし、若遵守せず或は私罪を犯し又は亂妨狼藉ケ間敷儀致す時は日本官員にて可取押事



## 第九

此諸規則に隨ひ日本官員にて取押たる外國人は早速向寄の開港場を連行、其領事の手に引渡し、罪條を陳述すべし、然共捕押の時又は日本官員の手にある間、都て無法の取扱又は過分の窮窟を受しむべからざる事

## 第十

前條の事故の爲に外國人を取押又は開港場へ護送するより生ぜし入費は、決罪の上、通行鑑札受る時本人より領事の手へ預置る請合金の内を以て日本政府へ償ふべし、且鑑札所持せざる外國人遊歩期程外に於て捕押たる者は、其公使又は領事にて決罪の上、本人より日本政府へ諸雜費を返濟する様可申付事各國公使の提示し來れる右の規則案は甚だ蟲のよい内容を盛られて居る。即ち内地旅行を許すことが日本のみの一方的讓歩として行はれるに止まり、第五條・第九條及び第十條には依然として領事裁判權が明白に留保せられて居るのであるから、先に副島外務卿が伊・米公使に提示した規則案とは根本的に異なるものであつた。しかも、列國はその協議に基いてこれを我方へ共同提示して來り、速に之を基礎として會談を開かむことを要請したのである。本件が容易に纏り得なかつたのは餘りにも當然であると謂はねばならぬ。

そこで、兎に角、副島は十一月八日午後二時半から外務省で談判を行ふ旨を米・英・佛・

露・蘭・瑞・獨・伊・西・澳の十ヶ國公使に通告を發し、ここに愈々本格的會談の開始となつたのである。尙、當日の會談において我方は外務卿寺島宗則が出席して矢面に立つてゐる。今その會談録に依つて見るに、先づ寺島は口を切つて、各國にはそれ／＼その國の事情もあることだから、他の國に内地旅行を許して居るからといつても、左様に簡單には參らな

い、それで我國としても外國の諸規則をよく調査したいと考へて居る次第であるが、本日は諸君の意見を聞くことにしたい、と切り出した。すると英國公使パークスは直ちに口を開いて、今日世界で朝鮮を除く外は外國人の内地旅行を許さぬ國はない、日本は何も朝鮮の眞似をしなくてもよいではないか、と辯じ立て、我方の決意を促した。これに對し寺島は、今日我國にてはかやうな規則を作つて、さて都合が悪いと思つても各國公使の承認を得なければ廢止し得ない實狀に在るのであるから、十分に調査研究したる上にて態度を決定したい、といふと、横合から獨逸公使が口を出して、一寸尋ねるが、唯今は細かいことを論議しやうとするのではなく、ただ日本政府が外國人の内地旅行を許可する肚なりや否やの一般的大綱につき卒直に承りたい、と質問した。しかし、寺島はよく研究した上で、といつて明答を與へず、要するに寺島の肚の中では領事裁判の撤廢と引替へならば許してもよいと考へて居つた



のではないかと想像されるのであるが、この點を獨逸公使に追求せられても、『必らず左様だとも決答し難い』と答辯して居る。

そこで英國公使は單刀直入に、各國政府においてはその人民をして日本政府の裁判の下に在らしむることは絶対に承認し得ないから、これを心得た上にて旅行規則案の返答を承りたい、と迫つて止まないのので、寺島は飽くまでも、『其御相談は唯今御決答難致候、一體交際の義は獨立國に於ては各自國の有益を考へ、然る後ち他國の益に及ぶべき義にて、其國人民の有益を保護する則其政府の職掌に有之、先づ茲に一事を施さんとするに其事我國民の妨となるときは之を防がざるを得、内地旅行の如きも其規則に異論を生ずるを以て到底未決に立到候、一體各國公使各個其意見を異にし一決せざるを以て、間々外國人に許して内國人に禁ずるものあり、如此内外の人によつて其禁を異になす、大に我民心に係し不平を生ぜしむる不尠、則其内國を平定せしむるは我國の有益なるが故、之を省察せずして漫りに許可するの理は無之ものと存候、假令ば博奕の如き我國禁に候處、之を外客に波及する能はざる故に、往々外客の名を借りて是を爲すものある、是れ大なる不都合にて、此等の不都合を生ぜざらしむる爲め篤と熟考を加へざるを得ず、又其規則を設立せんとの悉論も唯今御

談判に及ぶと雖も、必我定むる處のものには御不承知に有之候間、御決答難及といふ所以也、』と固執して動かさず、一種の遷延策に出たのである。蓋し我方としては各國公使の提示し來れる案には到底同意し得ないことが頭初より明白だったからである。かくて業を煮やした英國公使は、一體この規則書の中で何れの點が不都合なるかを明示されたいと迫つて來ても、寺島は相變らず今それを答へても仕方がないではないかと突ツ跳ね、その他各國公使を相手として大いに議論したが、結局何等の結論をも得ないで散會した。察するところ、各國公使はその聯合の威力を以て有無を謂はさず我方を威嚇して承知させやうとしたのであらうが、左様に單純には運び得なかつた。

この聯合會談があつてから四日後の十一月十二日に伊太利代理公使コントリツタは單獨に寺島外務卿を訪問し、内地旅行一件に付き對話をなしてゐる。<sup>14)</sup>その對談録を讀むでも要するに、現在日本には外國人を保護するに足る法制が完備して居らぬから領事裁判の撤廢には絶対に同意し得ないこと、そして歐洲諸國は日本の文明開化のために十分の努力をして來たし、また現在も將來もこの好意は變らないであらうから、交易のために日本へ渡來する伊國人に對しては相當の待遇即ち内地旅行の自由を與へられたい、といふに盡きる。ただ我方



がこれに對しても明答を與へなかつたのは取りも直さず彼等の謂ふ如く法制が完備して居らぬことを如何ともなし得ず、従つて内地旅行の許可と引替へに領事裁判制度の撤廢を要求するに時期尙早であつたからである。尙、コントリツタは同月二十五日にも亦寺島を訪問して同じ議論を蒸し返したが、このときも矢張り不得要領のままに辭去せざるを得なかつた。<sup>10)</sup>

次いで十二月十五日には獨逸公使フォン・ブランドが寺島を訪問し、先般各國公使より提出せし外國人の内地旅行規則案に關し討議してゐる。このときの對談内容は我方の不同意の理由をよく説明して居るから左にこれを引用しやう。<sup>10)</sup>

獨「内地旅行の義は甚心配致居候、未だ御確答不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候哉、

日「不日回答可<sub>レ</sub>申入<sub>レ</sub>候、

獨「拙者一人に候は<sub>レ</sub>左のみ御迫不<sub>レ</sub>申候へ共、各國へ關し候儀に付申上候儀に有<sub>レ</sub>之候、

日「右は追々取調候處、管轄外の人民をして内地旅行を許さしめば差支の儀多分有<sub>レ</sub>之候間、右不<sub>レ</sub>差支様の規則を御承知有<sub>レ</sub>之候は<sub>レ</sub>許容可<sub>レ</sub>致候、

獨「差支の儀を内々親度候、

日「其國法律の下に在らざる人民を許す時は必ず差支有<sub>レ</sub>之譯に付、過日の規則にては御同意難<sub>レ</sub>致候、譬へば土耳其格・清國等にては差支なしと被<sub>レ</sub>申候向も有<sub>レ</sub>之候へ共、篤と取調見候處、夫々差支有<sub>レ</sub>之

候旨に付、右調書を以て五六日中逐一御談判可<sub>レ</sub>及候、

獨「右差支の儀、先づ一事を指して伺度候、

日「事を指して申さば、内地の人は我法律の下に在り、他の國の人民は然らず、其法律の異なる故に假令商法上に於ても得失を異にし、不都合相生<sub>レ</sub>候は眼前に有<sub>レ</sub>之、且其外不都合澤山有<sub>レ</sub>之候、閣下も御承知の通、已に條約を結び調印せし後、兵庫雜居地租を増し候儀我人民に布令し、其旨外國人へ布達及び候共、曾て承引不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致様なる事も最其差支の一也、

獨「神戸雜居地一件は度々申上候へ共、右税高御申越無<sub>レ</sub>之候、

日「英へは申通<sub>レ</sub>置たり、百事大概御同職御相談被<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候に付、右増税の事も蓋し御相談有<sub>レ</sub>之し事と存候、

云々と會談し、我方が領事裁判制度の行はれて居る現状では俄に内地旅行を許し得ない旨を卒直に述べたので、この度も亦何等の成果をも得ることなくして別れて居る。

かくの如く外國公使との會談は屢次に亘つて行はれたが、しかし彼等の提議せる規則案に對しては我方より未だ何等の公式回答をも與へて居らず、各國公使は頻りに之が回答を促して止まないのので、寺島外務卿は十二月二十日に至り公使團首席たるパークス英公使に對し、『以<sub>レ</sub>手紙<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>啓上<sub>レ</sub>候、然ば過日來閣下併佛米伊獨魯各公使より我邦内地旅行の義御申立相



成候に付、他邦の類例取調、別紙覺書併附例差進候間、閣下御一覽濟にて前文各國公使へ御回達の上、末より拙者方へ返却相成候様御取計可<sup>レ</sup>被下候、尤右覺書の趣に従ひ及<sup>レ</sup>御熟談候義に候はゞ、日限取極御面晤可<sup>レ</sup>致候』と回答し、且つその具體的内容は覺書の中に示された。故に、その覺書を見るに、先づ冒頭において各國公使提案の旅行規則案を受諾し得ざることを明にして、『我國在留の外國人民をして内地を自由に旅行せしめ、又貿易を爲すの權利を得せしむべしとの義に付、頃日來各國公使より屢々申立る趣旨を以て、許否何れが我國のため便益なるや、將來の利害得失如何を論究するは極めて緊要の國務にして事甚だ易に非ず、因て暫く他邦の事跡類例を博觀證引し、之を我國現今の形勢に參じ、反覆考究するに、抑エキステリトリアリテイ即ち地方管轄外の特權を外客に附與し、而して内地旅行及び貿易の權利を許可するは、何れの國たりとも行政上に於て、一大弊害を生ぜざるを得ず、蓋、獨立不羈の國は各國交際の法に於て一日も之を許すべからざるものにして、歐米各國の間未だ如斯例あるを聞ず、而して其弊害たるは既に歐人の知る處にして、我國に於ても亦深く憂慮すべき一事なり、』と論じ、以て領事裁判權と内地自由交通權との兩立すべからざる所以を闡明し、我國の實狀において到底その自由交通を認むるに由なきことを力説した。かくし

て外國における實例を紹述しその弊害を切言しつつ、論を結んで曰く、『外國の制度文物苟も我國の實狀に適合するもの盡く採て以て進歩を促すの幫助と爲さんとす、故に彼我兩民の交際をして益親密ならしめん事は我政府の大目的なる素より論を俟ず、然りと雖ども管轄外特權の一事に至りては深く顧慮せざるべからず、不然ば土耳其及び厄日多の覆轍を踏み、弊害を百年の後に流し、再び挽回する能はざるに至らん事必定なり、故に我法律の下に在らざる外國人をして内地を旅行せしむるを願はざるものは、敢て外人を疎んじ暗に閉鎖の風を存するを以ての故に非ず、只管輕擧して國の大害を生ぜん事を畏れてなり、抑一國自から天然固有の權利あれば、利害得失を明察し國の方向を定立するは自由の權にありて、苟も他邦の管する處に非ざる事は、別紙第五號の拔萃に載する如し、畢竟各公使の請ふ處の如くして我國獨立不羈の體裁を保守し、實際行政上に於て妨碍なく、併せて外國人の生命・所有物の保護を全ふすべき双方便利の良策あらば、敢て之を擯斥するに非ず、之に因て過日各國公使より差越たる内地旅行の規則は前文述ぶる處の弊害を充分防ぐに足らずと考ふる也、』と。所論堂々、眞に痛快の論斷と謂はねばならぬ。まことに領事裁判權といふ一種の治外法權をば飽くまでも握りつつその上に日本内地の旅行權を自國民のために獲得せむとする各國公使



の行動は不都合千萬であつて、當時若し我政府がこれを許して居つたならば恐らくその弊害たるや圖り知るべからざるものがあつたであらう。今、吾人は當時の政府當路者に對して深く感謝するところがなければならぬのである。

- 1) 大日本外交文書、第六卷、第六五一頁乃至第六五二頁。
- 2) 大日本外交文書、第六卷、第六五二頁。
- 3) 大日本外交文書、第六卷、第六五三頁。
- 4) 大日本外交文書、第六卷、第六五三頁乃至第六五四頁。
- 5) 大日本外交文書、第六卷、第六五四頁。
- 6) 大日本外交文書、第六卷、第六五五頁。
- 7) 大日本外交文書、第六卷、第六五七頁乃至第六五八頁。
- 8) 大日本外交文書、第六卷、第六六一頁乃至第六六二頁。
- 9) 大日本外交文書、第六卷、第六六五頁。
- 10) 大日本外交文書、第六卷、第六六六頁。
- 11) 大日本外交文書、第六卷、第六六六頁。
- 12) 大日本外交文書、第六卷、第六七二頁。
- 12)ノ2 大日本外交文書、第六卷、第六七五頁。
- 13) 大日本外交文書、第六卷、第六七六頁以下。

- 14) 大日本外交文書、第六卷、第六八三頁以下。
- 15) 大日本外交文書、第六卷、第六八九頁乃至第六九〇頁。
- 16) 大日本外交文書、第六卷、第六九〇頁乃至第六九一頁。
- 17) 大日本外交文書、第六卷、第六九一頁以下。

## 五 彼我の新案提示

前節の末尾に述べたる如き拒否の回答を我方より得たる各國公使は直ちに協議したる結果、日本政府の回答に到底満足し得ずとなし、代表パークス英國公使は明治七年一月十七日に抗議的照會を提示し來つた。<sup>1)</sup>それは要するに我方の回答覺書は列國公使の申出たる以外の點に論及されて居るけれども、既に列國より提示せる旅行規則案に就き討議し度いが如何、といふのであつて、實に執拗なる蒸し返しである。而もその一齣において、『先般各國公使申入候儀は、元より夫々政府の命を以て申入候儀故、内地旅行貿易の方法御相談に及び候上は、貴政府において御注意を要し候、』と暗に威嚇するかの如き言辭を弄して居るのである。その後暫くの間は接衝が杜絶して居たやうで、ただ五月三十一日に寺島外務卿は三條太政大臣に對して、外國人の内地旅行に關し從來の取扱ひ振りを前後十二項目に分けて上申して



居るのみである。<sup>2)</sup>但しこれは單に從來からの取扱方法を述べたのみであつて、何等目新らしいものではない。

かくするうち、列國公使は相携えて六月四日に寺島外務卿を訪問し、昨年列國公使より提出せし旅行規則案に對する回答を又もや要求した。<sup>3)</sup>そこで寺島は別に私案なりとて新らしく案を作り、彼我の主張を折衷して妥協の態度を示した。今それに依れば、<sup>4)</sup>内地旅行を欲する外國人は公使又は領事の手を経て其地の地方官廳の旅行免狀を受けべく、この免狀には當人の往來道筋を詳細に記載し、且つ期限は程路の遠近に依つて日數を定め、一日日本の五里の割合を以て算し、その日數を以て期日と定め、之を免狀に記載する、而もこの旅行中に貿易の取引を爲すを許さぬといふ極めて嚴しい制限付であつて、これ等の點で我方の從來からの主張を堅持してゐるわけである。が同時に彼等の領事裁判權は之を認め、この規則に従つて日本官吏が捕縛したる外國人は早速最寄の開港場に連行して其領事の手引渡し、罪狀を詳陳する、となつてゐる。この程度ならば我方としても一應我慢し得るところであつたらう。

寺島より右の新提案を受けたる列國公使はよく研究したる上にて回答すると約して辭去

し、相互に意見を交換したやうである。そして列國の意見がどの程度まで纏つたかは明かでないが、彼等は又しても六月二十日に外務省を訪問し、今度は寺島外務卿の外に參議大木喬任・參議勝海舟もこれに列席して論辯の局に當つて居る。<sup>5)</sup>しかし彼我双方共に寧ろ揚足取りの如き問答をなし、パークスの如きは怒氣を浮べて激論して居るほどで、何等の成果もなく物別れになつて居ること例の通りである。尙、この日の對談において寺島は『先達て御目に掛けたるは全く拙者一分丈けの目的のみにて、右に付御一同より御遣し相成たる規則案を折衷し、我政府一統遂『熟議』候處』云々と謂つて居るのを見ると、寺島が前述の私案を提示する前に既に列國公使より新案が提示せられて居り、それを折衷して作つたものであることが知られる。しかして、この列國提出の規則案なるものは全文十一ヶ條から成り、特殊の者を除くの外はすべて原則として旅行免狀を一般外國人に與へることを眼目とし、且つ旅行目的の如きも何等の制限を附せず、商取引も勿論自由であるとの建前を採り、更に領事裁判の基礎上に立脚せるものであつた。<sup>6)</sup>だから之に對し我方が同意し得なかつたのは謂ふまでもない。

そこで寺島は七月十三日付公文を以て列國公使へ通牒を發し、列國公使提出の外國人内地



旅行規則案は實施し難いが、條約改正に際して考慮したい、右事情は各國駐劄帝國公使より各國政府へ陳述せしむべき旨を通告して、『昨年來閣下より御申立相成候貴國人民我内地旅行の義に付、先般御差出相成候規則案反覆熟慮の上、故障の件々去月廿日續々及陳述候通にて、更に致熟考候處、雙方管轄の權限混雜致し、既に從來の遊歩規程内に於ても右權限施行の際、不都合の義不尠、之れを全國に及ぼすに於ては現今我國制度を新立し民事を改革するの際、種々の差支有之、何分貴國人民一般に差許候運に難至、其段は過日御面晤の節詳細話上に盡せし通に候、然るに病養學術研究其他不得止事件有之者は、從來我政府の好意を以て内地旅行の義許可致來候間、別段御差支は無之筈に候得共、猶努めて締盟各國に對し友睦の情誼を表し、兩國人民の交際をして益篤厚に至らしむるは我政府の希望する所に有之候間、條約改定の義を近々御相談申入、其改定の模様に従ひ、場所の都合に依つて此迄の遊歩規程を更に何程歟可相廣見込に候、前述の次第に付、内地旅行の義、現今我國内一般に不能施の情實は、猶又貴國政府に陳述致候様貴國在留の我公使へ下命可致候』といった。ここでも矢張り近く行はるべき改正條約における領事裁判の撤廢と關聯せしめて事を考へて居ることがわかるのである。

元來、各國公使が内地旅行問題を要求して來たのは色々の理由があつた中でも、特に彼等の唱えたのは、日本政府・府縣などで雇入れたる外國人に對してのみ自由なる内地旅行權を與へて、それ以外の外國人に之を拒否せるは不公平・不都合ではないか、だから之を總ての外國人に一樣に與へよといふのが重要な理由であつた。そこで各國提出の外國人の内地旅行規則案なるものを受諾しない以上は我方としても御雇外人に對し從來から與へて來た特權に或る程度の制限を加へざるを得なくなつて來たので、寺島外務卿は六月二十八日に三條太政大臣に對し、『外國人内地旅行の義は、條約面に據り公使・總領事の外は不<sub>レ</sub>差許<sub>二</sub>義に候へ共、別紙條例に適當候分に限り内地旅行差許、其餘は一切不<sub>レ</sub>差許、尤是迄院省使府縣にて雇入の外國人へは内地旅行免狀兼て相渡置候義の處、右を以て暑中休業中各地溫泉入浴或は日光其他遊覽等の用に申立、旅行差許候向も有之趣に候へ共、雇入の外國人に候とも内地旅行の權理は素より無<sub>レ</sub>之義に付、爾來は雇入の職業に付各地方の場所へ出張の分に限り其地方丈けの通行免狀相渡候間、其時々當省へ可<sub>レ</sub>申立候、且從來相渡置候通行免狀は凡て當省へ返却し、暑中休等に付規程外へ旅行は不<sub>レ</sub>相成候旨共、更に院省使府縣へ至急御布達相成度』と上申し、御雇外國人に對してもかくの如き嚴重なる制限を加ふるに至つたのである。



かくて外國人は養生・學術研究又は餘儀なき必要のある場合の外は日本内地を旅行し得ないことが明確に定められ、各國公使の要求は殆んど一蹴されたわけである。しかし、各國公使は八月十四日に連名の公文を以て之に對する回答を寄せ、すこぶる不滿の意を表するところがあつたけれども、今更いかんともすることができず、また米國公使ビンハムの如きも翌十五日に單獨にて一書を外務卿に致し、『本月十四日附同僚連名にて閣下へ差進候書簡に付、尙又拙者の考案を薦め、以て外國人貴國內地に於て營業旅行の許可一件に付、拙者同僚に一致する事を閣下に告知致度存候、然れば是迄閣下に陳言致候愚見の通り、貴國にて豫め律法に由り規則を確定し、右を遵守する諸締盟國の人民には貴國內地に於て、營業・旅行・住居・借地・占地・耕地・借礦・作礦する等、其他の自由を許可すべし、若又右等の許可を得たる外國人、右規則に違背し、或は貴國管轄内にて人民或は所有品の通義を犯破する事あれば、右犯罪者所轄締盟國より貴國政府に充分なる償罪方を辨すべしと考察致候、仍て閣下に於ても本月十四日附連名の書簡に拙者の記名したる事、竝に右に記名せるも全く此書簡を別に差進んとてなりし事を御注意有之度候』と甚だ蟲のよい、しかし若干意味あり氣な申入れをなして來たけれども、もとより問題にならず、大勢既に決したのである。

以上の如く我方の根本方針は定まり、列國も亦濫々ながらも止むを得ず之に隨はねばならぬ事となつたので、その後の外交々渉は療養・學術研究等のためにする旅行者への免狀に關する技術的事項のみに限られ、<sup>10)</sup>さしも紛擾し來つた外國人内地旅行問題も之にて一時の小康を得ることとなつた。勿論これは暫定的なものであり、より根本的には何としても不平等條約の廢止と相關聯してのみ解決し得るものである。それらの後年における外交問題の顛末は他の機會に譲らう。

- 1) 大日本外交文書、第七卷、第五八七頁乃至第五八八頁。
- 2) 大日本外交文書、第七卷、第五九〇頁。
- 3) 大日本外交文書、第七卷、第五九二頁以下。
- 4) 大日本外交文書、第七卷、第六〇二頁以下。
- 5) 大日本外交文書、第七卷、第六〇六頁以下。
- 6) 大日本外交文書、第七卷、第六一四頁乃至第六一五頁。
- 7) 大日本外交文書、第七卷、第六二〇頁。
- 8) 大日本外交文書、第七卷、第六一七頁。
- 9) 大日本外交文書、第七卷、第六三〇頁以下。
- 10) 大日本外交文書、第七卷、第六三四頁。



10 大日本外交文書、第八卷、第六一三頁以下。

## 六 結 言

外國人の日本内地旅行に關する外交問題は、そのこと自體は左程大きな問題でないにも拘らず、これを近世日本外交史全體との聯繫において見るならば、その重要性がおのづから認識されて來る。即ち先づ第一に、それは領事裁判制度といふ一種の治外法權の行はれて居る状態の下での產物であつて、若しも領事裁判制度の如きことが無く、在留外國人に對しても日本の裁判權が及び得たならば、何もあのやうに旅行問題を取り立てて論議するの必要をみないのである。元來、領事裁判の如きは或る文明國が未開國の國法が完備して居らないために、その國在留の自國人が十分に保護され得ないから、自國の法律を以てみづから自國人を保護せむとするところの、いはば自衛の手段であると考へたのが起源であり、しかして幕末來進の諸外國は當時の日本を未開國なりと考へて、日本の主權が自國人民に及ぶのを排除せむとしたわけである。もちろん、その頃のわが法制は確に不完全なものであり、之を以て十分に在留外國人を保護し得なかつたかも知れぬが、また一面において之を許したのは幕府の

無智も大いに與つて力あるものと謂はねばならぬ。あのとき幕府が斷乎として領事裁判に反對し、如何なる外國人といへども苟くも日本の土地に在る以上はすべて日本の主權に服従すべきである事を強調したならば、或ひはもつと變つた條約が作られたかも知れない。しかし、領事裁判制度の行はれたが故に我國は國內的にも對外的にも如何に大きな損失を招いたかは圖り知るべからざるものがあるのであつて、國民は外國人のために生命や名譽や財産を害せられても之を日本の裁判所に訴ふることができず、その外人居留地を管する外國領事に訴へねばならず、しかもその裁判の結果たるや、領事は常に自國民を保護することのみに偏して不公平不都合の裁判をなし、日本人はこの裁判に對し心中不平不満であつても唯々切齒扼腕して泣寝入りの外なく、何等の救済をも求め得なかつたのである。従つて、外國人の増長すること甚だしく、到底獨立國として堪え得るものではなかつた。殊に甚だしきに至つては、外國人に雇はれ居る日本人を我が官憲が逮捕することすら自由ならず、實に言語同斷のことが行はれて居る。その一例を挙げやう。――

時は明治四年のことであつた。神戸在留の米國人に雇はれて居る榮之助なる者は、當時禁制の耶蘇教徒であるとの嫌疑を以て兵庫縣當局の手によつて捕えられた。然るに、これに對



しデロング米國公使は同年七月二十日付公文を以て外務卿へ嚴重なる抗議をなして來たのである。その文に曰く、『今朝郵便入港、神戸在留我國人オレムル・エツチ・グリリツク及びヂー・シ・グツセルンより拙者へ訴狀差出し一覽致候處、去る六月三十日の夕、貴國の官員右同人等の宅に來り、同港の我領事にも其雇主にも一言の報知なく右同人等の雇置候貴國語學教師榮之助と稱するものを召捕へ連行かれ、剩へ其宅に在る小使の此事を報するを禁じ、若し知らせなば共に召捕へんと申威れし趣に有之候故に、此事に付我領事より其地の長官に云々訴出候得ども、適當の御辨解も無之に付、改めて拙者へ願出候趣申越候、且、右榮之助召捕へられ候節、グリリツク及びグツセルン兩人の高貴なる品を所持罷在候趣に有之候、且條約面にて、外國人は貴國人を雇ひ、貴國人は外國人に雇われ候條理有之候へば、外國人に雇われたるもの、殊に外國人の品を召捕へんとする時、其者罪ありて召捕へらるる趣豫め報知する歟、又は其許諾を得るに非ざれば、其者を取押へ候義、右條理に因て條約違反に相當り申し候、故に右一件早々御辨解、且御詫び有之度存候、兵庫の知事は右辨解も御詫びも無之、右召捕の義を至當なりと言張らんとせらるる趣に有之、左候ては此一件いよ、手重く相成可申候、附ては右榮之助何故御召捕に相成候哉、何等の罪ありて御召捕に相成候哉、何

人捕手として被罷越候哉、何故其旨雇主にも領事にも御報知無之哉、今榮之助は何處に罷在候哉、同人如何御處置相成候哉、閣下より無遲滯精詳御辨解有之度存候、』と。犯罪の嫌疑ある日本人を逮捕することすらも、かくの如く威丈高になれる外國公使の抗議に接せねばならなかつたのである。領事裁判制度の不都合なる所以がそこに示されて居る。

今度は別の例を擧げて置かう。明治四年七月二十九日、江戸佃島に住する平六なる者の息由次郎（十七歳）と清太郎の息安次郎（十六歳）の兩人が漁撈に出かけやうとして居るところへ何國の者とも分らぬ外人が罷越し、沖合に繋いであるケン船といふ外國船まで送つて行つて呉れと頼むので、一應これを斷つたけれども是非頼むといふから仕方なく同船まで出かけて行つたところが、濱御庭の沖合あたりで由次郎が件の外人に鐵砲で打たれた、それで安次郎は驚いて海へ飛込み漸くのことと歸つて來た、といふ事件が起つた。そこで我方では早速この外人を取押えて見たところが獨逸人ジンメルマンだったので、その身柄を獨逸代理領事へ引渡して居る。これ即ち領事裁判のためであつて、かくの如き日本人を殺害せる重大事件においても、その加害者が外國人である場合には我方の裁判所においてこれを裁判し得ず、犯人を管轄する國の領事裁判に一任しなければならなかつたのである。その不合理なる



ことは茲においても亦明白であらう。

されば、かくの如き領事裁判制度の行はれて居るときに、外國人の内地旅行を自由に許すといふことは我國として到底これを認め得ないことは謂はずして明かである。然るに、列國は敢てこれを要求して止まない所以のものは、蓋し之に依つて日本各地の産物を貿易し、鑛山開發の特權を獲得し、以て經濟上の莫大なる利益を確保せむがために外ならず、之を別の言葉で謂へば、日本を半植民地化せむとするに外ならなかつたと斷ぜざるを得ぬ。我政府當局者が、領事裁判制度の存在せる下においては斷じて之を許容し得ずとの態度を以て臨むたのは寔に炯眼であつて、後世の我々としては眞に感謝しなければならぬ。

日本を半植民地化せむとする列國の意圖がかくの如きものであるにも拘らず、彼等は常にその目的を達成するには巧言を以てするを常とした。例へば、獨逸公使の屢々強調したところの如く、内地を外國人に開放することに依つて歐米の進歩せる文明は日本の隅々にまで行き亘るであらう、列國はこの文明を人類に普く浴せしむることを神聖なる義務と感ずる、等と力説して居る。しかし、彼等はこの空漠たる『文明』を宣託することに依つて弱小國を侵略するの具に供して居たことは、支那に對する侵略の歴史が最も如實にこれを示して居るし、

また同時にそれは近代日本外交史の教ゆるところでもあるのである。

しかしながら、それと同時に吾人のここに最も考ふべきことは矢張り國力の充實といふことである。國力の充實なきところに外交の勝利はあり得ない。幕末において不平等條約を強ひられ、爾後それが約半世紀に亘つて日本に對する重壓となつて居たのは、實に國の總力が貧弱だつたからであつて、經濟においても軍備においても、科學・法律・學問においても、すべて歐米列國に比すれば到底同日の談ではなかつたことが大きな原因である。されば明治政府が富國強兵をモットーとして不平等條約の改正のために血みどろの苦難を續けて行つたことは、今日われわれとして篤と回想しなければならぬのである。

1) 大日本外交文書、第四卷、第八四二頁乃至第八四三頁。

2) 大日本外交文書、第四卷、第五〇四頁以下。

3) 尤も、この事件はその後の調査に依り犯人は佛國軍艦の脱走水夫なることが判明したので、犯人の身柄は獨逸領事の手より佛國軍艦へ引渡されて居る。本稿においては、そのことは何等の問題とする必要を見ず、ただ日本人殺害の犯人を獨逸領事に引渡し、以て日本の裁判所で裁判し得なかつたことを述べるだけで十分であるが、序だからその後の經過を述べて置くと、犯人が獨逸人ジンメルマンだと自供したのは虚偽であつて、その實名をロランジブリーといひ、横濱碇泊の佛國軍艦リノア號を脱艦せる水夫なることが明かとなつた。明治四年十月十六日の佛國代理公



使より外務大輔寺島宗則に致したる公文に依れば、犯人に對し入牢二年・科料六百フランの刑罰を科し、且つ被害者由次郎の父へ償金として六千六百フランを支拂ふべき旨の判決を與へて居る（大日本外交文書、第四卷、第五一五頁）。本件の如き兇惡なる犯行に對し、かくの如きは餘りにも寛刑であると謂はねばならぬ。そこに矢張り領事裁判制度の不合理なる所以があり、また從つて我國として堪へ得ざるものがあつた所以である。

### 第三 臺灣生蕃の討撫に關する外交

#### 一 征臺の原因

いはゆる臺灣征伐として世に聞えて居る事件は單なる軍事上の事件のみではなくて、これを行ふに就いても又その結末に到達するに就いても複雑にして多岐なる外交的接衝が展開せられ、明治初期のわが外交史上に重要な意義を有するものであつた。當年の日本は國際的には未だ微弱なものであるに過ぎず、外は歐米諸國が東亞侵略のために立ち現はれて居り、内は彼等により不平等條約が強ひられて外交上の自由活動が意の如くならず、今日では到底想像もつかぬ困難なる地位に在つたのであるが、幸ひにも當路者の處置宜しきを得て年と共にわが國際的地歩を鞏固ならしめ、以て生蕃事件も幸ひにして好結果を得ることが出來たのであつた。しかし、生蕃の討撫を遂行するに就いては歐米諸國の陰險なる手段による妨害乃至制縛を受け、虚々實々の外交接衝の行はれたことは十分に留意すべき事柄であつて、これを闡明することに依り我が國運隆昌の一斑を明かならしめ得ると信するが故に、以下やや詳



細にその經過を辿らむとする次第である。

明治四年十一月、わが琉球民が臺灣の蕃地へ漂着して土人に殺害せられ、死者五十四名を出した。然るに又もや六年三月に小田縣管下備中淺江郡の住民佐藤利八等四名が同じく蕃地に漂到して衣類を掠奪せられた。尤も、これより前にも米國の漂民を劫殺し、そのため米國は軍艦を派遣して討伐して居る。<sup>1)</sup> かやうに臺灣の生蕃民は性兇惡にして漂民あれば直ちにこれに危害を加ふるものであつたから、わが國としては初め本件を臺灣の領土權を有して居るものと考へて、清國政府に對して外交々涉を行ふに至つたのは固より當然である。

かくて明治政府は時の外務卿副島種臣を全權大使として渡清せしめ、清國と締結したる修好條約の批准交換および穆宗の親政並びにその大婚の慶祝とを兼ねて、この臺灣問題を交渉せしめむとしたのである。すなはち明治六年三月九日、明治天皇は特に次の如き 勅を下し給はつた。<sup>2)</sup>

外務卿 副 島 種 臣

朕聞ク臺灣島ノ生蕃數次我人民ヲ屠殺スト若棄テ問スンハ後患何ソ極ラン今爾種臣ヘ委スルニ全權ヲ以テス爾種臣其往テ之ヲ仲理シ以テ朕カ民ヲ保スルノ意ヲ副ヘヨ欽哉

神武天皇即位紀元二千五百三十三年

明治六年三月九日

天皇 御 璽

副島が全權大使として渡清したるに就いては色々な事情があつたことと思ふが、彼れ自身みづから外務卿たる責任の地位に在る者としてこれを解決し、以て大いにその抱負を實現せむとの希望を有つて居たからであつて、その間の消息は彼れの上書に、『外人の臺灣を覬覦する者をして敢て我王事を妨げしめず、清人をして生蕃の地を甘讓せしめ、土地を開き民心を得んこと、臣に非ずんば恐らくは成す處なからん。請ふ、親ら清に適き換約を藉り、以て北京に立入り、各國公使を説倒して其娼疾を絶ち、清の政府と謁帝を論ずるに因りて、告ぐるに代蕃の由を以てし、其經界を正しうして半島を開拓せん』と見えるに依つても知り得る如く、その渡清目的を條約交換なりとの觸れ出しにして實は生蕃事件を交渉し、生蕃地を日本へ割讓せしめて大いにこれを開發したい、との意氣込であつたのである。そこで副島は顧問リ・ゼンドル及び隨員と共に總勢六百餘人を隨へ、軍艦龍驤・筑波の二艦に搭乘して三月十二日に横濱を拔錨し、四月十九日に上海を経て太沽に至り、五月七日北京に到着した。然る



に、このとき圖らずも謁帝の儀に就き問題が起り、この爲に副島は日子を費して了ひ、肝心の臺灣問題に關しては専ら隨員をしてこれに當らしむるに終つたのである。すなはち、清國の方式として穆宗が親政宣布式を行ふに際して列國使臣は五鞠躬を以て謁帝することに決して居たのであるが、副島は列國使臣の反對を顧みず、自分は大使であるから列國公使よりも地位が一段高く、従つて先順であるべきであり、また謁見には三揖の禮に依ること等を強硬に主張し、遂にその主張を貫徹し意氣洋洋たるものがあつた。<sup>3)</sup>

しかし、このやうな問題に力を入れ過ぎて臺灣問題は漸く六月二十一日になつて隨員たる外務一等書記官柳原前光及び同二等書記官鄭永寧を總理衙門に遣はし、江蘇道臺孫士達の列座の下に總理大臣吏部尚書毛昶熙・戸部尚書董恂と談判せしめたに過ぎず、何等の解決をも得ずして副島は七月二十五日に横濱へ歸着した。

けれども、このとき柳原等が清國側と交はしたる談判は我方として彼れの意中を窺ひ對策を樹立する上において有益なるものであつた。今その問答文に依つて見るに、<sup>4)</sup>先づ柳原が「貴國臺灣の地は、往昔我國人及び和蘭人鄭成功など曾て佔據したりしを以て、貴朝の版圖に歸せり。而して貴國僅に島の半偏を治め、其東部に在る土蕃の地へは全く政權を施久せず、蕃人自ら獨立の姿を爲したるが、一昨年冬、我國人民彼地へ漂泊せしを掠殺す。故に我

政府將さに使を出して其罪を問はんとす。惟、蕃域と貴國の府治と犬牙接壤したり。我大臣以爲らく、未だ貴國に告ずして此役を興し、萬一貴轄へ聊も波及する事有り、端なく其猜疑を受なば、兩國自此和を傷はんと。此憂慮有り、故を以て豫め説明する所也」とて、生蕃討撫に關する我方の斷乎たる決意を告げた。これに對し清國總理大臣毛昶熙は答へて、「本大臣等、只生蕃の琉球國民を掠殺せしを聞き、未だ貴國人に係る事を知らず。抑琉球國は是我藩屬なれば、彼時琉民の生蕃より脱出し來る者を、我官吏より救恤して福建へ渡し、總督より仁愛を加へ本國へ送り還したり」といふのである。これでは、琉球は清國の屬地であるからその民が殺されたからといつて別に日本の抗議を受くる筋合ではないといふこととなり、従つて我方で日本國民たる琉球人の被害を理由とする問答は根本から喰ひ違はざるを得ない。尤も、琉球の所屬に就いては當時日清兩國間に長い外交懸案として残されて居り、漸く明治十三年になつて解決されたほどであるから、<sup>6)</sup>清國側がここに巧妙にもこれを持出して我方の出鼻を挫かんとしたのは正に然るべき遁路であつたと謂ひ得やう。

併し乍ら柳原は彼れの主張に承服せず「我朝、琉球を撫字する尤久く、中葉以降薩摩に附